

核兵器問題の主な論点整理：

国際政治・安全保障編(改訂版)

2023 年 6 月 REC-PP-17

RECNA Policy Paper

レクナ ポリシーペーパー



Research Center for
Nuclear Weapons Abolition,
Nagasaki University(RECNA)

長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)

核兵器問題の主な論点整理：

国際政治・安全保障編(改訂版)

2023 年 6 月 REC-PP-17

吉田 文彦	長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA） センター長・教授
中尾 麻伊香	広島大学人間社会科学研究科准教授
西田 充	長崎大学多文化社会学部教授（兼 RECNA 教授）
向 和歌奈	亜細亜大学国際関係学部准教授
河合 公明	RECNA 教授
堀部 純子	名古屋外国語大学世界共生学部准教授
樋川 和子	大阪女学院大学・大学院教授
遠藤 誠治	成蹊大学法学部教授
牧野 愛博	朝日新聞外交専門記者（広島大学客員教授）
（執筆順）	

※本稿で述べている見解は、筆者個人のものであり、筆者が属する組織を代表するものではありません。

はじめに

2021年に1月に核兵器禁止条約(TPNW)が発効した。被爆地を含め、世界の多くの国々で「核のない世界」を望む人々にとって歴史的な一歩であったが、核抑止依存諸国(核を持つ国、核の傘国)はTPNWに反対の、あるいは慎重な態度をとり続けている。

理想主義(TPNWグループ)と現実主義(非TPNWグループ)が鋭く対峙する構図となり、核不拡散条約(NPT)を礎石にした核軍縮・不拡散体制によって国際安全保障、国家安全保障の安定化をはかるという国際社会の基本構図が揺るぎかねない様相を呈している。加えて、ウクライナを侵略したロシアが「核の恫喝」を繰り返して核戦争リスクを高め、米国との新戦略兵器削減条約(新START)の履行停止も宣言した。米国と中国の対立関係も強まって、核軍縮の行方はすっかり視界不良に陥ってしまった。

そうした中で、日本学術振興会の科学研究費助成(基盤研究B)による研究プロジェクト「安全保障を損なわない核軍縮」(研究代表者・吉田文彦)を続けてきた。核抑止と核軍縮に関する理想主義・現実主義の検証作業を経て、両者の間の最大公約数=共有可能な中庸領域を見定め、「安全保障を損なわない核軍縮」に向けた最適解と重点政策群を提示することを目的に研究を進めてきた。

最適解を模索していくプロセスで必要なのは、様々な分析・論評を踏まえた核兵器や核抑止に対する「総合的な評価」である。プロジェクトのメンバーはここ1年余り、「総合的な評価」を進めるうえで求められる情報の収集と整理、多様な考え方に関するヒアリングや文献調査、それらに基づく活発な意見交換に取り組んできた。

そうした「総合的な評価」に向けてのこれまでの研究成果を踏まえ、核兵器や核抑止などに関わる主要な論点を整理して、レクナ・ポリシーペーパーとして刊行することにした。研究プロジェクト全体での論点は多岐にわたるが、国際政治・安全保障・核軍縮、核不拡散、国際法の3分野に分けて考察してきた。ここでは第一弾として、核兵器と国際政治・安全保障・核軍縮、不拡散の分野における主な論点をまとめている。

核兵器の問題に関心のある学生、院生、市民の皆さんの目に触れて、何がしかご参考になればと願っている。

長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)
センター長・教授 吉田 文彦

追記:本ポリシーペーパーは同題名で2023年4月に刊行したものの改訂版です。「4 核不拡散の多面的な課題」を新たに追加挿入したほか、「2 国際政治と核抑止・核軍縮の複雑な関係」に「核共有」「ミサイル拡散と核軍縮の関係」の2本の論考を加えています。

目次

はじめに

- 1 歴史の中の核兵器の再検討 p.1
 - 「原爆開発と科学者の責任」 中尾麻伊香(p.2)
 - 「日本への原爆使用に対する評価」 中尾麻伊香(p.5)
 - 「核実験と国際条約」 中尾麻伊香(p.8)
 - 「核抑止は戦後の平和を守ったか」 吉田文彦(p.10)
- 2 国際政治と核抑止・核軍縮の複雑な関係 p.13
 - 「核使用決定権」 西田充(p.14)
 - 「拡大核抑止」 西田充(p.17)
 - 「核共有」 西田充(p.20)
 - 「ミサイル拡散と核軍縮の関係」 西田充(p.23)
 - 「北東アジアの安全保障と非核兵器地帯」 西田充(p.26)
 - 「包括的核実験禁止条約(CTBT)」 西田充(p.29)
 - 「核軍縮と安全保障」 西田充(p.32)
- 3 核不拡散条約、核兵器禁止条約と市民社会 p.35
 - 「核兵器不拡散条約の不平等性」 向和歌奈(p.36)
 - 「核不拡散条約の持続可能性」 向和歌奈(p.40)
 - 「消極的安全保証」 向和歌奈(p.44)
 - 「核兵器禁止条約 (TPNW)」 吉田文彦(p.48)
 - 「TPNW をめぐる国際政治と市民社会」 河合公明(p.51)
- 4 核不拡散の多面的な課題 p.55
 - 「北朝鮮の核問題」 西田充(p.56)
 - 「北朝鮮の核・ミサイル「ビジネス」への対応」 堀部純子(p.59)
 - 「中東での非核兵器・非大量破壊兵器 (WMD) 地帯構想」
堀部純子(p.62)
 - 「協調的脅威削減(CTR)に新たな役割はあるか」 西田充(p.65)

「原発の新增設がないなかで原子力人材を如何に確保していくべきか」

堀部純子(p.68)

「原子力の平和的利用は核不拡散を損なうか」堀部純子(p.71)

「原子力の軍事転用防止—国際機関の有効性とその限界点」樋川和子(p.74)

「濃縮・再処理技術の独占は必要なのか」樋川和子(p.77)

「核廃絶後の原子力の平和利用」西田充(p.80)

「NPT 脱退」西田充(p.83)

5 核抑止と核軍縮の新局面 p.86

「限定核戦争論めぐる新たな論争」吉田文彦(p.87)

「偶発的核戦争の新たなリスク」吉田文彦(p.90)

「潜在的核抑止力」吉田文彦(p.93)

「最先端技術と核戦争リスク」吉田文彦(p.96)

「気候変動と核戦争のリスク」吉田文彦(p.99)

「核抑止政策の説明責任」吉田文彦(p.102)

6 国際政治理論による核抑止・核軍縮の再検討 p.105

「民主主義と権威主義」遠藤誠治(p.106)

「マルティラテラリズムとユニラテラリズム」遠藤誠治(p.109)

「核とリアリズム」遠藤誠治(p.112)

7 変化するアジア・太平洋地域における安全保障環境 p.117

「東アジアにおける日米同盟の現況と拡大抑止力」牧野愛博(p.118)

「中国の軍事戦略」牧野愛博(p.124)

「中国と米国・同盟国の原潜競争」牧野愛博(p.129)

「朝鮮半島と核問題」牧野愛博(p.132)

「気候変動と軍事安全保障」牧野愛博(p.137)

著者紹介 p.141

1 歴史の中の核兵器の再検討

原爆開発と科学者の責任

中尾麻伊香

科学者の社会的責任をめぐる議論は、科学者の職業意識の高まった 20 世紀に発生し、とりわけ原爆開発を端緒に、時代と国によって異なるニュアンスを持ちながら展開してきた。

科学者の社会的責任という言葉をはじめて使った人物についてははっきりとしていないが、この思想は科学者集団の中から生まれてきており、イギリスで 1918 年に結成された「全英科学労働者組合」がこの思想をはじめて打ち出した団体とされている。この団体は、科学者たちの労働者としての権利を保護し、利益を促進することを主な目的としたものだが、科学者が社会的重要性に見合った発言を行い、科学および科学的方法を社会の幸福のために利用していくことも目的としていた。第二次世界大戦後、この流れを受け継いだ「世界科学労働者連盟」が設立され、物理学者の J・D・バナールによって“科学者憲章”が起草される。バナールが科学者の社会的責任という考え方を提唱したのは、1939 年のことであったというが、この年はその前年末に発見されたウランの核分裂のニュースが科学界をめぐり、原爆を作ることが理論的に可能であると科学者たちが認識した年である。

1939 年夏、アメリカに亡命していたハンガリー出身のユダヤ系物理学者レオ・シラードは、ドイツで原爆が開発されることを憂慮し、フランクリン・ローズヴェルト大統領に米国でのウランの軍事利用について検討するよう促す書簡を起草した。この手紙はアルバート・アインシュタインの署名を得て、大統領に届けられた（アインシュタイン＝シラードの手紙）。第二次世界大戦中、ドイツ、日本、ソ連など各国が核分裂を軍事利用するための研究に着手したが、イギリスとカナダの協力を得て、最も原爆開発に力を入れて取り組み成功したのが米国であった。科学者からの働きかけもあってはじまった原爆開発であったが、原爆が完成間近となった段階で、実戦での使用に反対した科学者たちもいた。

原爆が完成間近となった 1945 年 5 月、原爆を日本に対して使用した際の政治的・社会的問題について考察する大統領の諮問委員会が組織された。シカゴ大学のジェイムズ・フランクと 6 人の科学者は、原爆は適切に選択された人の住んでいない地域での世界に向けた示威実験でまずは公開されるべきだという提言を盛り込んだ報告書（フランク報告）を 6 月 11 日にヘンリー・スティムソン陸軍長官に提出したが、この報告書は原爆投下の決定に影響力を持たなかった。7 月 16 日、ニューメキシコ州アラモゴードの砂漠で人類初の核実験に成功すると、シラードは原爆を日本に投下することに反対する大統領への請願（シラードの請願書）を起草し、70 名の科学者の署名を集めたが、この請願はしばらく軍内部に留め置かれ、大統領に届けられることはなかった。すでに完成した原爆は、科学者らの手を離れていた。

米国の大規模な原爆開発プロジェクト「マンハッタン計画」の科学者のリーダーであったロバート・オッペンハイマーは、ニューメキシコ州での核実験に立ち会った際、「今、われは死となれり。世界の破壊者となれり」というヒンドゥー教の聖典『バガヴァッド・ギーター』の一節を想起したという。彼は日本への原爆投下には反対しなかったが、広島と長崎に原爆が投下されたのち、原爆を作り出したという事実が大いに苦悩し、その手が血に染められているかのように感じた。オッペンハイマーは、1947年にマサチューセッツ工科大学で行ったスピーチで、「どのような無作法、ユーモア、誇張をもってしても消すことのできない本質的な意味において、物理学者は罪を知った」と述べた。

広島と長崎への原爆投下は、科学者たちに大きな衝撃を与えた。彼らは恐ろしい兵器となる科学技術を世に生み出した責任を自覚し、科学者の社会における責任について反省を促されることとなる。1945年9月、マンハッタン計画に参加したシカゴ大学の科学者たちは、核軍拡によってもたらされる問題を憂慮する「シカゴ原子力科学者」というグループを結成し、その機関誌となる『原子力科学者会報 (Bulletin of Atomic Scientists)』を刊行しはじめた。同会報では1947年から、核による地球滅亡（夜中の12時）までの残り時間を分針で象徴的に表す「終末時計」を毎年発表している。

一方で、核兵器を開発することが科学者の責任だと思う科学者たちもいた。ジョン・フォン・ノイマンは原爆開発に関わったことについて、何ら倫理的苦悩を感じなかったといわれる。ノイマンは、科学者としての責務に忠実であり、自身が行なっている研究が恐ろしい結果を生み出す可能性を自覚していた。1945年前半のある日、原爆設計の拠点だったロスアラモス研究所から帰ってきたとき、妻に、彼らが作っているのは怪物でそれは歴史を変える力を持っているが、科学者の立場からしても、科学的に可能だとわかっていることをやらないのは倫理に反するから、その結果どんなに恐ろしいことになるとしてもやらなければならない、と語ったという¹。ノイマンは、技術的に可能であることを遂行することが科学者の責任だと考えていた。

ノイマンとともにマンハッタン計画に携わっていた物理学者のリチャード・ファインマンは、ベストセラーとなった回顧録『ご冗談でしょう、ファインマンさん』で、「我々が今生きている世の中に責任を持つ必要はない、という面白い考え方を僕の頭に吹きこんだのがフォン・ノイマンである。このフォン・ノイマンの忠告のおかげで、僕は「社会的無責任感」を強く感じるようになった」と記している²。

科学者たちが科学者の社会的責任を強く自覚し、世間に向けてその理念を語っていくようになるのは、度重なる核実験によって地球の滅亡が危惧されるようになった1950年代の

¹ フリーマン・ダイソン（吉田三知世訳）『チューリングの大聖堂：コンピュータの創造とデジタル世界の到来』（早川書房、2013年）、153頁。

² リチャード・P・ファインマン（大貫昌子訳）『ご冗談でしょう、ファインマンさん（上）』（岩波書店、2000年）、226頁。

ことである。1955 年に哲学者のバートランド・ラッセルとアインシュタインを中心に、著名な 11 人の科学者の署名を得た「ラッセル＝アインシュタイン宣言」が出された。核兵器の廃絶を訴えたこの宣言を受け、1957 年から「科学と世界の諸問題に関するパグウォッシュ会議」が開催されるようになった。第 1 回会議の第 3 委員会のテーマは「科学者の社会的責任」であり、科学者が専門以外で果たす重大な責任について議論された。ここでの議論は、科学者が生み出した核兵器を科学者が制御することが科学者の社会的責任だとするものであった。

日本は戦時中に原爆開発を試みた国の一つであるが、原爆開発と科学者の社会的責任をめぐって、独自の思想が展開されてきた。日本海軍の原爆研究に関わっていた物理学者の湯川秀樹は、戦時中の自身の行為について公に語ることはなかったが、米国の水爆実験で日本の遠洋マグロ漁船が被ばくしたビキニ事件（1954 年）を契機に、ラッセル・アインシュタイン宣言に名を連ね、核軍縮運動に携わっていく。

湯川とともに核軍縮運動に取り組んだ朝永振一郎は、1970 年以降、科学原罪説を唱えるようになっていった。哲学者の唐木順三（1904-1980）は、その遺稿となった『「科学者の社会的責任」についての覚え書』で、物理学者の責任を厳しく追求した。唐木は、物理学の進歩を「絶対悪」と捉え、原爆開発に直接関わったものはもちろん、素粒子やサイクロトロンの実験に直接・間接に関わった者までも、「悪」に引きずり込まれたものではないかと追及する。そして、科学者としての反省が朝永にはあり湯川にはなかったと、湯川を断罪した³。

³ 唐木順三『「科学者の社会的責任」についての覚え書』筑摩書房、1980 年。

日本への原爆使用に対する評価

中尾麻伊香

日本への原爆使用をめぐる評価は、その行為を正当化したい人と批判したい人によって大きく異なるが、今日までに学术界で盛んになされてきたのは、原爆使用が戦争終結に必要であったのかという議論であり、アメリカの歴史学者を中心に論争が繰り広げられてきた。

広島と長崎への原爆使用は当初、アメリカでは戦争を終結させた象徴的出来事として、主に肯定的に受け止められた。1946年8月の『ザ・ニューヨーカー』紙に掲載されたジョン・ハーシーのルポルタージュ『ヒロシマ』が大きな反響を呼び、原爆の残虐性が知られていくようになると、アメリカ国内で原爆使用の正当性を疑問視する風潮が高まっていった。これに対して第二次世界大戦時の陸軍長官ヘンリー・スティムソンの名前で1947年2月の『ハーバース・マガジン』に発表された論文「原子爆弾使用の決定」は、原爆使用が戦争終結を早め、日本への本土侵攻作戦が実施された場合に予測された死者数100万人の生命を救ったのだとして、原爆投下の正当性を主張した¹。

スティムソン論文は原爆使用をめぐるアメリカ政府の公式解釈となり、彼の設定した論点をめぐって、その後の原爆使用をめぐる議論は展開していくことになる。公式解釈に対して新たな説を提示していった研究者たちは、正統主義に対する修正主義と呼ばれる。その主要論客とされるガー・アルペロヴィッツは1965年に発表した『原爆外交』で、原爆は日本を早期降伏させるための軍事目的のために使用されたのではなく、アメリカがソ連に対して戦後優位な立場に立つという外交目的のために使用されたのだと論じた²。

アルペロヴィッツの説が反響を呼ぶと、正統主義と修正主義の解釈を踏まえ、原爆投下の決定は主に軍事的な動機によるものであるがその他さまざまな要因が絡んでいるとして、ポスト修正主義あるいは折衷主義と呼ばれる解釈が登場する。その主論客であるバートン・バーンスタインとマーティン・シャーウィンは、原爆使用の構想はルーズヴェルト政権時代に作られたもので、トルーマンはその構想を受け継いだにすぎないこと、原爆は主として軍事目的のために使用され、政治外交的な動機は二義的なものであったとする³。

原爆使用はソ連に対する外交目的のために使用されたものではなかったというバーンス

¹ Henry Lewis Stimson "The Decision to Use the Atomic Bomb," *Harpers Magazine*, February 1947.

² Gar Alperovitz, *Atomic Diplomacy: Hiroshima and Potsdam. The use of the Atomic Bomb and the American Confrontation with Soviet Power*, Vintage Books, 1965.

³ Martin J. Sherwin, *A World Destroyed: The Atomic Bomb and the Grand Alliance*, Knopf, 1975; Barton Bernstein "Roosevelt, Truman and the Atomic Bomb, 1941-1945: A reinterpretation," *Political Science Quarterly*, 90 (1), 1975, p.p. 23-69.

タインらの解釈に対し、アルペロヴィッツとロバート・メッサーらは、アメリカ政府・軍高官はソ連参戦によって戦争が終結されると理解していたため本土上陸作戦の可能性は切迫したものではなく、天皇の存在を保証すれば日本は原爆投下なくして降伏したであろうと反論した⁴。

日本に戦争終結をもたらした要因に関して麻田貞雄は、それまで歴史学者に広く受け入れられていたソ連参戦よりも原爆が主要因であったとして、日本の和平派にとって原爆は「天佑」であったと論じた⁵。長谷川毅は、ソ連参戦が戦争終戦の主要因になったとしながら、原爆とソ連参戦という 2 つの外圧があるまで終戦に向けた決定的な行動をとらなかった日本の指導者の指導力の欠如を指摘する⁶。

戦争中の行為であった原爆使用について、日本からの批判はどのようになされてきたのだろうか。日本政府は 8 月 10 日、中立国であったスイスを通じて、原爆投下は国際法であるハーグ陸戦法規に違反するとアメリカに抗議した。しかし敗戦を迎え、占領下に置かれた日本では原爆使用を公に批判できず、原爆の惨禍は GHQ のプレスコードによって不可視化された。1952 年に発効したサンフランシスコ講和条約で日本は主権を取り戻すが、交戦国への損害賠償請求権は放棄された。その年に設置された広島平和都市記念碑（原爆死没者慰霊碑）には、「安らかに眠ってください 過ちは 繰返ませぬから」という碑文が刻まれたが、この碑文には過ちを犯した主語がないことで知られる。

そのようななかで、原爆使用の責任を日本政府に求める試みもなされた。1955 年に数名の原爆の被害者によって、原爆投下は国際法に違反する不法行為のため、賠償請求権を放棄した日本政府に原爆の損害賠償を求める訴訟が東京地方裁判所に起こされた。1963 年に出された判決で原告は敗訴したものの、その判決はアメリカの原爆使用が国際法に違反するとした画期的なものであった（原爆裁判・下田事件）。

原爆を使用したアメリカに対する怒りや謝罪を求める声は、さまざまに表明されてきた。中沢啓治が自身の体験をもとに描いた漫画『はだしのゲン』には、アメリカへの怒りの表現が随所にみられる。長崎の被爆者運動を牽引してきた山口仙二らは、1989 年に核兵器搭載が疑われる米軍艦が長崎に寄港した際、艦長が平和公園で献花した花輪を踏みつけ、怒りを露わにした（花輪踏みつけ事件）。

2016 年にアメリカのオバマ大統領が広島を訪問し、原爆の犠牲者への追悼を捧げたことは歴史的な瞬間となったが、大統領としての原爆使用に対する謝罪がなかったことは、被爆者を含む少くない人を落胆あるいは憤慨させた。広島で核兵器廃絶運動を先導してきた

⁴ Ga Alperovitz, Robert L. Messer "Marshall, Truman, and the Decision to Drop the Bomb," *International Security*, 16 (3), (1991/92), p.p. 204-214.

⁵ 麻田貞雄「原爆投下の衝撃と降伏の決定」細谷千博ほか編『太平洋戦争の終結：アジア・太平洋の戦後形成』柏書房、1997 年。

⁶ Tsuyoshi Hasegawa, *Racing the Enemy: Stalin, Truman, and the Surrender of Japan*, Harvard University Press, 2005.

坪井直は、かつてアメリカへの復讐を誓ったというが、被爆者の一人としてオバマ大統領の広島訪問を歓迎した。そこに至るまでに深い葛藤があったことは想像に難くない。

核実験と国際条約

中尾麻伊香

核実験は各国が核開発を進めるなかで必要不可欠なものとして行われてきた。史上初の核実験となったのは、トリニティーと名付けられたマンハッタン計画で完成した原爆の実験で、1945年7月16日にニューメキシコ州アラモゴードの砂漠で行われた。トリニティー実験で用いられたのはプルトニウム型爆弾であり、ウラン型と比べて技術的に難しいと考えられていた爆弾であった。唯一の核保有国となった米国は、戦後も核の独占を守るために核開発を続け、実験を行っていくことになる。1946年7月、クロスロード作戦と名付けた核実験を太平洋のマーシャル諸島ビキニ環礁で行ったが、それは7月1日と25日に行われた核実験エイブルとベーカーからなる。その後もアメリカはマーシャル諸島での核実験を繰り返し、1958年までに67回の実験を行った。1951年には、ネバダ砂漠に設置した核実験場での実験を開始し、1992年までに928回の核実験を行った。

米国が核を独占したのはわずか4年であった。ソ連は1949年8月、現在のカザフスタンのセミパラチンスクで初の核実験に成功し、米ソの本格的な軍拡競争が始まる。米国は1950年1月に水爆製造計画を開始し、1952年11月に世界初の水爆実験に成功する。その翌年1953年8月にはソ連も水爆実験に成功したと発表し、これ以降、水爆を中心に核軍拡競争が展開していく。米ソ以外の国では、イギリスが1952年にオーストラリア沖のモンテペロ諸島で、フランスが1960年にイスラエルと共同でサハラ砂漠で、中国は1964年新疆ウイグル自治区で、インドが1974年にラージャスターン州のタール砂漠で、パキスタンが1998年バローチスターン州チャガイ地区で、北朝鮮が2006年に咸鏡北道吉州郡で、それぞれ初めての核実験を行っている（パキスタンと北朝鮮は地下核実験のみ）。

大気中の核実験では、周囲に艦船や建物、実験動物などを配置して核兵器の破壊力に関する調査が実施された。それまで大々的な爆撃を受けていなかった都市を標的とし、それぞれウラン型とプルトニウム型という異なる種類の原爆が使用したことなどから、広島と長崎への核攻撃も実験であったという見方がある。米国は核兵器が人体に与える被害についても綿密に調査してきた。1947年に広島と長崎に設置したABCC（原爆傷害調査委員会）は、被爆者の健康調査をし続けている（1975年から日米合同研究機関 RERF（放射線影響研究所）として再編された）。マーシャル諸島でも、現地の動植物や住民の調査を長期的に行っている。広島、長崎、マーシャル諸島の被爆者の調査データを含む核実験のデータは一般に公表されず、アメリカの軍事科学に役立てられた。

核実験は実験場となった地域を放射能汚染し、周辺住民の健康被害を生み出してきた。1950年代には、放射性降下物によって実験場付近のみではない広範な範囲を汚染すること

が明らかになっていく。反核運動は、広島と長崎への核攻撃よりも、核実験によって駆動されてきたといえる。1950年代なかばには、地球規模の放射能汚染（グローバルフォールアウト）が問題化し、原水爆禁止の声が高まっていった。日本では、1954年3月にビキニ環礁におけるアメリカの核実験で日本の遠洋マグロ漁船が被ばくしたことに起因して、原水爆実験禁止運動が急速に拡大した。1963年に部分的核実験禁止条約（PTBT）が発効し、それ以降はこの条約のもとで容認された地下核実験が中心となっていく。核爆発で生じる放射性物質を大気中に拡散させない地下核実験によって、核実験が環境に与える影響は不可視化されていった。

冷戦が終結して、地下核実験も含めて全面的に核実験を禁止する多国間条約の制定への気運が強まった。核兵器の拡散には、核保有国が核増強する「垂直拡散」と、非核兵器国が新たに核保有する「水平拡散」がある。核実験を全面的に禁止すれば、核保有国の軍拡＝「垂直拡散」と新たな核武装国の登場＝「水平拡散」の双方に対して歯止めをかける効果が期待されていた。ジュネーブ軍縮会議（CD）で交渉を重ねた結果、1996年に包括的核実験禁止条約（CTBT）の条文案が作成され、国連総会で採択された。

CTBTは、特定の44か国¹がすべてこの条約を批准することを発効要件にしている。日本や欧州の非核国、さらには核保有国である英仏もCTBTを批准しているが、米国や中国、インド、パキスタン、北朝鮮などの発効要件国の批准の見通しはたっており、条約は未発効のままとなっている。それでも、CTBTが採択されて以降は米英仏中露とも核実験の停止を継続しており、一定の規範力を示している。

核実験は、世界各地での核の被害を生み出し、それを明るみにする尽力、連帯のなかで、核兵器の使用を禁止する国際条約の締結につながっていった。2017年に採択され、2021年に発効した核兵器禁止条約（TPNW）には、核実験被害者の救済が盛り込まれている。具体的にみると、TPNWの第6条1項では、締約国が自国の管轄下にある核兵器の使用あるいは実験によって被害を受けた人に対し、国際人道法および国際人権法に従って差別なく援助を提供し、社会に参加できるように取り組むべき義務が規定されている。また2項では締約国に対し自国の管轄下にある核爆発で汚染された地域の環境を修復する義務を定めている。「TPNWが単なる軍縮条約ではなく、人道的な軍縮条約である最大の特徴はむしろその被害者救済と被害の回復に関する充実した規定にある」と考えられる²。

¹ CTBTの附属書二に掲げられている諸国、すなわちジュネーブ軍縮会議（CD）の構成国であって、国際原子力機関（IAEA）の「世界の動力用原子炉」の表に掲げられている国である国、合わせて44か国のすべての批准を発効要件としている（第14条）。

² 以下を参照・引用。広瀬訓「核兵器禁止条約における被害者援助の意義と展望」『核兵器禁止条約発効：新たな核軍縮を目指して』レクナ・ポリシーペーパー12、長崎大学核兵器廃絶研究センター、2021年1月。

核抑止は戦後の平和を守ったか

吉田文彦

核抑止は本当に機能してきたのか。この、ある意味で茫漠たる問いへのひとつの「証拠」として抑止効果支持論が強調するのが、「第二次大戦後に次の世界大戦が起きなかったのは、核抑止が存在してきたからだ」という「解釈」である。

この「解釈」の代表例が、冷戦研究の権威である歴史学者のジョン・ルイス・ギャディス博士の見解だ。ギャディスは著書「ロング・ピース」(1987年)の中で、1945年から1986年までの41年間にわたって米ソ間の大戦は勃発してことなかった「戦争の不在」について、核抑止の他に説得力のある説明がなく、「核抑止は、ポスト第二次世界大戦の国際システムを支えてきた最も重要な行動メカニズムであった」と結論づけている¹。ギャディスの主張の主な論拠は、①2つの大国による二極構造は、3つあるいはそれ以上の大国が併存する状態に比べて安定性が高いことは考えられるが、それだけでは戦争不在の説明にはならない、②経済関係や文化交流を密にしていくことが戦争防止つなぐとの古典的自由主義の主張は間違いであり、やはり戦争不在の説明とはならない、③戦争に発展してもおかしくなかったが、そうは至らなかったという危機のケースを分析すると、核兵器の抑制的な影響が大きかったと推論できる、といったものだった。

ただ、核抑止支持論の中でも、核抑止に潜むリスクは自覚されている。たとえば、大統領補佐官(国家安全保障担当)、国務長官を務めた国際政治学者のヘンリー・キッシンジャーは回想録(1979年)の中で次のように記している。「抑止は心理的な現象である。抑止は、何にも増して、潜在的な敵が受け入れがたいリスクをどう考えているかに依拠せざるを得ない。核時代においては、相手が真剣に受け止めてくれるようなこちら側の脅し(bluff)は効果的であるが、こちらの真剣な威嚇(threat)を単なる脅し(bluff)と行け止められてしまつては、悲惨なことになる。抑止が長く成功すればするほど、何が作用してうまくいったのかを示すことが困難になる。平和は戦争のリスクによって維持されてきたのか、それとも相手にはそもそも攻撃する意図などなかったからなのか」。つまり、抑止が実際にどこまで機能しているのかを見定め切れないまま、すなわち不確実性を抱えたまま国際秩序を支える手段として核兵器が位置づけられてきた側面は否めない。しかしながらキッシンジャーは、「(ただ)仮に、抑止が効果的であるならば、平和を支えてきた力を解体するということは、悲惨な破滅をまねくことになる」とも指摘し²、長い平和における核抑止の機能を否定することはしなかった。

¹ ジョン・L・ギャディス『ロング・ピース』芦書房、2002年、p.398。

² Henry Kissinger, *White House Years*, Little, Brown and Company, 1979, p.67.

こうした不確実性は一方で核抑止が宿す脆弱性であるが、同時に核抑止を支えるプラスの要因でもあるという逆説的な側面もある。核戦略史研究の重鎮であるローレンス・フリードマンは次のように分析している。「我々は、1945以降の欧州では平和が続いたことを知っている。これは核抑止が、信頼できないものであるにせよ、実行能力のあるものではないかということを示している。多くの不確実性の存在は、攻撃がもたらす結果について誰も十分に予測できないことを意味している。核戦争を思うように運び、管理できるかのように準備したところで、すべてが手におえない状態なりかねないという恐怖心が残るだろう。そうした恐怖心こそが、現代の世界において、慎重さを保つ最も強力な源になっている。抑止という王様は裸かも知れないが、それでも王様ではある」³。

これらに対して冷戦後、真っ向から反論する論考が相ついで出されてきた。核戦略問題に詳しいジャン・ノランは、「核兵器が、ふたつの超大国間の戦争を防止し、欧州に安定をもたらしてきた。長い間にわたって維持されてきたこのコンセンサスは、核抑止に関する力学を詳細に分析することを奨励してこなかった」と指摘する。そして、「核抑止の影響力が信条のように受け入れられ、戦争の不在という明白な経験によって引き継がれてきた」との状況認識を示したうえで、「誤解や誤報によって核使用にまで発展しかねなかったケースをつぶさに調べると、核抑止への評価はもっと複雑なものであることを示唆している。核戦争を防げたのは、戦略や政治指導者の正義感によるのではなく、どこまで幸運によるものだったのかについて、きちんと検証されたことはない」⁴と結論づけている。核抑止の効果を全面否定しているわけではないが、懐疑的な立場である。

安全保障政策の研究者であるシュイラー・フェルスターも不確実性が存在することから、「誰も確信をもって核抑止が作用していると言えない」とみる。抑止効果の程度は、敵国の意図によるところが大きい。現実冷戦期における米国の抑止力の効果をめぐる論議はしばしば、ソ連の意図の問題に集中してきた。しかしながら、相手側の意図は本当に知ることはできないものであり、時間がたてば変わるものでもある。したがって、「抑止効果というのは決して証明されることはない性格のものなのであり、証明できるのは、(核戦争が起きた時に)抑止効果がなかったことである」⁵。不確実性の存在に着目した点は、1979年のキッシンジャーの回想録と相似形だが、導きだされた結論は異なる。

歴史学者のフランシス・ギャビン博士は、「第一次世界大戦の原因をめぐる多くの未解決の議論が示すように、実際に起こったことの原因を(完全に)理解することさえ、ほとんど不可能である。増してや、何かがなぜ起こらなかったのかを理解しようとすることは、方法

³ Lawrence Freedman, *The Evolution of Nuclear Strategy: Second Edition*, St. Martin's Press, 1989, p.430.

⁴ Janne E. Nolan, *An Elusive Consensus: Nuclear Weapons and American Security After Cold War*, Brookings Institution, 1999, pp.111-112.

⁵ Schuyler Foerster, "Theoretical Foundations -- Deterrence in the Nuclear Age," in Schuyler Foerster and Edward N. Wright (eds.), *American Defense Policy Sixth Edition*, Johns Hopkins University Press, 1990, p.42.

論的には悪夢でさえある」と指摘している。そして、「核抑止力という考え方は直感的には説得力があるが、1945 年以降の世界情勢が相対的に平和で安定していたことについては、他にも説明が存在しうるだろう」との見方に立っている。

結論から言えば、「第二次大戦後に次の世界大戦が起きなかったのは、核抑止が存在してきたからだ」というのは「解釈」である。核抑止論者からはそれでも、「核抑止の成果だった可能性は高いという推論が成り立つ」との反論はあると考えられるが、だからと言って、核抑止論の信頼性を裏付ける定説にはなりえないということである。

さて、冷戦後に、核抑止の平和への「貢献」に関する見解を修正する専門家も目立つようになった。その一人がキッシンジャーで、近年になって核兵器に対する評価を修正してきた。オバマ大統領の「プラハ演説」の 2 か月前の 2009 年 2 月。ミュンヘン安全保障会議での講演の中で、冷戦後に地域対立を抱える諸国への核拡散が進んだほか、核テロに対する懸念も強まったとしたうえで、次のように核テロも含めた核拡散への強い懸念を語った。「冷戦時代には、[米ソの核使用は]どちらの安全保障にも役立たない (mutual insecurity) との計算が自制心を生み出したが、そうした自制心は新規の核武装国で同じようには作用しないし、非国家主体についてはなおのこと適用されない。これこそが、核兵器の拡散が最重要の戦略問題となっている理由である。核兵器のさらなる拡散は核による対立の可能性を増大させ、[原子力平和利用の核武装への]転用の危険性も高める」

さらに、講演の最後の部分では、「どんな形であれ、核兵器が使われれば間違いなく、予見可能な外交上の目的とは釣り合わないレベルの犠牲と破壊をもたらすことになる」「仮に米国政府が[核戦争を限定した形で戦え、有利に展開できるといった]考えに基づいて政策を選択したとすれば、世界の安全保障を最も残忍で、おそらくジェノサイド[集団殺戮]のような状態に転落させるだろう」と警鐘を鳴らした⁶。キッシンジャーの中で核兵器は「使えない兵器」との心理作用が強まっていたことの証左であり、核使用の選択肢に支えられた核抑止による平和の持続可能性に、この時点では懐疑的な目を向けていたと言えるだろう。

⁶ Henry Kissinger, Speech to the 45th Munich Security Conference delivered on February 6, <https://www.americanrhetoric.com/speeches/henrykissinger45thmunichsecurityconference.htm>, accessed February 28, 2023.

2 国際政治と核抑止・核軍縮の複雑な関係

核使用決定権

西田 充

核兵器保有国における核使用決定権がどこに委ねられているかは、核兵器をめぐる秘密性から必ずしもすべて明らかではないものの、各国の政治体制や核兵器保有に至る経緯によって異なる。多くの核兵器保有国では、大統領や首相といった国家元首あるいは政府の長が核使用決定権を有するが、国家元首／政府の長のみが権限を有する場合もあれば（米国、仏、北朝鮮）、法的には唯一の権限者であっても実際には他の政府高官との協議に基づく集団的な意思決定の体制をとる（とみられる）国もある（英国、中国）。露の場合は、形式的には大統領に加えて国防相と参謀総長の 3 名の同意が必要とされているが、権威主義的体制において実質的には大統領のみが核使用決定権を持つと言って差し支えないだろう。インドやパキスタンのように政府の長が議長を務める核指揮局や国家指揮局といった組織に決定権が委ねられている核兵器保有国もある¹。

核使用決定権をめぐるのは、大きく 2 つの考え方がある。まず、いかなる形でも核兵器が使われてしまえば甚大な被害を生んでしまうので、核使用にかかる決定は極めて慎重に行うべきで、現場の司令官に使用決定権を委ねるべきではなく、首脳レベルが決定権を保持すべきとの考え方である。これに対して、核抑止を最大化するためには、核使用の蓋然性を高める方がよく、特に通常戦力で劣位にある場合には敵の大規模侵攻を抑止するためにも、敵が侵攻の徴候を見せたら直ちに核で応酬できるよう現場の司令官に核使用決定権を委ねるべきとの考え方である。後者の場合、核使用のしきい値が低くなり、核兵器が実際に使用されるリスクが高まることになるが、例えば国境を接した 2 か国において劣勢な立場に置かれている国（例えば、パキスタンや北朝鮮）にとっては敵による侵攻に対する抑止力を高めることになる。

近年、米国において大統領のみが核使用決定権を有することに関する問題点について様々な議論が巻き起こっている。米国の大統領は、米国の核兵器使用の決定に関する権限を有する唯一の人物であり、一般的には閣僚や軍高官の助言を求めることが想定されるが、助言を求めることは義務ではない。このような状態について、近年、核兵器使用を含めたたびたび不規則発言を繰り返したドナルド・トランプ大統領の出現によって、大統領のみに核使用決定権を委ねているのはむしろ危険であるとの認識が高まってきた。特に 2021 年 1 月 6 日の議会襲撃事件の際には、ナンシー・ペロシ下院議長がマーク・ミリー統合参謀本部議長

¹ Jeffrey G. Lewis and Bruno Tertrais, “The Finger on the Button: The Authority to Use Nuclear Weapons in Nuclear-Armed States”, *CNS Occasional Paper* #45, February 2019.

に、不安定な大統領による核使用を防ぐよう要請した。ミリー議長は既にそのようなことを防ぐべく、万が一トランプ大統領が核使用を指示した場合には自ら（ミリー議長）に連絡するよう米軍内に通達を出すという措置をとるまでに至っていた²。不安定な大統領による核使用のリスクは、以前にも、ウォーターゲート事件の渦中、精神的に不安定になったリチャード・ニクソン大統領が非合理的な判断を下すことを恐れて、当時のジェームズ・シュレジンジャー国防長官が、統合参謀本部議長に対して、万が一核使用の指示が下されたら自ら（シュレジンジャー国防長官）かヘンリー・キッシンジャー国務長官をまず通すよう指示を出した³。いずれの事例においても、大統領以外は、大統領による核使用指示を覆す権限を持っていなかったため、仮に大統領による核使用決定を覆すとなればそれは超法規的措置となる。

もともと米国において大統領にのみ核使用決定権が委ねられたのは、広島・長崎への原爆投下の経緯に関連している。当時、ハリー・トルーマン大統領は原爆投下計画にほとんど関与せず、軍部の意向に沿っていた。原爆投下後の惨状が明らかになり、トルーマン大統領は、大統領の直接的な承認なくしてこれ以上の惨状を生み出すことは認められないとして大統領のみに核使用決定権を限定した。これは、核使用に対する文民統制でもあり、民主的に選ばれた大統領であれば不必要に核を使用することはないであろうとの前提に立つものであった。すなわち、核兵器の使用に制約を課することが目的であった。しかし、上記のとおり、核使用決定権を一人の人物のみに委ねることはむしろ危険であるとの認識に変化してきている。これは不安定な大統領の場合に限らず、そもそもいかなる大統領であっても一人の人物のみが核使用決定権を有していることは民主主義の観点からも不適切との考え方が強まってきている。

また、米ソの核兵器が対峙し全面核戦争の危険に晒されていた冷戦期においては、ソ連の大規模核先制攻撃に対して即時に報復発射できる態勢がとられており、大統領のみが核使用決定権を有していたことはこうした核態勢において理にかなっているとされていた。しかし、冷戦が終わった現在においても警戒即時発射態勢が継続され、また、大統領のみが核使用決定権を有している状態を継続することは危険であり、その必要がないとの考えから、大統領のみが有する核使用決定権を見直すべきとの最近の議論は、警戒即時発射態勢を解除(de-alert)すべきとの議論や先行不使用政策を採用すべきとの議論と併せてなされることが多い。

具体的には幾つかの提案が出されているが、大統領の継承順位に沿って、副大統領と下院議長を加えた 3 名の同意を必要とするとの提案がなされている。他には、司法長官と国防

² Michael S. Schmidt, "In a call with Pelosi after the Capitol riot, Milley agreed that Trump was 'crazy', book says", *The New York Times*, September 28, 2021.

³ Garrett M. Graff, *Watergate: A New History*, Avid Reader Press, 2022.

長官の同意を必要とする提案や、危機時における迅速な対応を可能とするために同意までは必要としないが協議を必要とする提案、また、戦争を始める際の宣戦布告に際しては議会の承認を要するのと同様に核使用においても議会による承認を要すべきとの提案もなされている。

いずれも長所と短所があるが、多くの場合政権と異なる政党に属する下院議長の同意を要件とすることについては、核兵器使用の考慮を政治的なものにしかねないという批判がある。また、議会の承認を要件とすることは、行政府と議会の権限分立を侵害することになりかねず、また、意思決定に時間を要する議会の承認を要することは実際上困難があるとの批判がある。また、危機時には瞬時の判断を要するにもかかわらず(特に報復の場合)、大統領以外の同意を得ていては判断が遅れることとなるので、そもそも大統領以外の同意を要件とすること自体が核抑止力の低下につながるとの批判もある。

これらの批判を踏まえて、瞬時の判断を要する米国本土や同盟国への核攻撃に対する報復時には現状どおり大統領にのみ核使用決定権を委ね、それ以外の場面においては(すなわち、米国が核兵器を先行使用する場合)副大統領と国防長官(あるいは統合参謀本部議長)の同意を要するとの提案がなされている。この案では、大統領の継承順位 2 位の副大統領の同意を得ることは合理的であるし、また、国防長官(あるいは統合参謀本部議長)の同意を得ることは、大統領が決定した核使用が武力紛争法をはじめとする国際法に合致しているかをチェックすることもできる。

国際法との整合性チェックについては、トランプ大統領による北朝鮮を「完全に破壊する」といった不規則発言が繰り返され、北朝鮮との核戦争のリスクが高まっていた 2017 年 11 月、当時のジョン・ハイテン戦略軍司令官は、核使用決定権の議論の中で、仮に違法な核使用指示が下された場合には、(合衆国憲法に忠誠を誓う軍人として)かかる核兵器使用は違法であると進言し、合法的なオプションを提示すると述べ、違法な核使用指示にはそのまま従わない意思を示していた⁴。この発言は、現状では、軍は大統領による合法的(あるいは少なくとも明らかに違法ではない)核使用指示に対しては従いつつも、違法な核使用指示に対しては一定の抵抗をすることを意味する。他方で、軍事的な合理性や正当性がなくとも、表面上は合法的(あるいは少なくとも明らかに違法ではない)核使用指示を止めることはできず、また、違法な核使用指示についても一定の抵抗はするものの、実際に止める権限があるかは不明ということの意味する。仮に、国防長官の同意を要件とすれば、こうした現状が改善されることとなる。

⁴ Kathryn Watson, "Top general says he would resist 'illegal' nuke order from Trump", *CBS News*, November 18, 2017. <https://www.cbsnews.com/news/u-s-strategic-command-gen-john-hyten-resist-illegal-uke-order-from-trump/>, accessed March 20, 2023.

拡大核抑止

西田 充

拡大核抑止とは、核保有国が、その同盟国や友好国に対して、核抑止力を提供する安全保障上の仕組みである。具体的には、核保有国の同盟国や友好国に対して、別の核保有国等から核兵器等で攻撃がなされれば攻撃をしてきた国を核兵器で報復すると約束することで、同盟国や友好国に対して核兵器等の使用が抑止されることを目的とする。本稿では、この拡大核抑止について、否定的・肯定的の両方の立場からの議論を紹介し、それぞれの立場における今後の論点を述べる。

まず、拡大核抑止に否定的・批判的な立場の考え方からみてみよう。拡大核抑止に否定的・批判的な立場をとるアクターとしては、まず NGO や核の傘国以外の非核兵器国が挙げられる。それらアクターは、一般的に核抑止の考え方を核兵器国による核保有を固定化し核軍縮を阻害する要因と捉えており、その流れで、核兵器国と同盟する非核兵器国に対していわゆる核の傘を提供する拡大核抑止についても否定的な立場を有する。拡大核抑止の提供国が同盟国の期待に応え、自らが差し掛ける核の傘の信ぴょう性を維持するために、必要以上に核報復を行うことで、被害が無用に拡大するリスクが高まるとの指摘もされる。特に、「計算された曖昧性」と呼ばれ、相手国からの核攻撃以外の攻撃に対しても核抑止の対象とする現行の宣言政策の下では、拡大核抑止の信ぴょう性を維持するためには、核攻撃以外の攻撃に対しても核報復をしなければならないとの圧力が高まる。

NGO の多くは、拡大核抑止を享受する非核兵器国を他の非核兵器国と同様には扱わず、核兵器国と同様の問題国として扱い、核の傘国に対して、早急に核の傘から脱却し、核兵器禁止条約に加入することを求める。特に日本においては、唯一の戦争被爆国で核兵器の使用がもたらす惨禍をどの国よりも知るはずの日本が核兵器の使用を前提とする核抑止に依存することは道徳的に許されないとして、日本の核の傘からの脱却と「非核の傘」への転換を目指して北東アジア非核兵器地帯の設立を求める主張がなされる¹。

核の傘国以外の非核兵器国については、外交上の配慮もあり、NGO ほど直截的ではないが、例えば、新アジェンダ連合（NAC）は、核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議や国連総会第一委員会決議において、核兵器国の同盟国についても、安全保障政策における核兵器の役割を低減し、そのためにとった措置を報告するよう求める作業文書や決議案を提出し

¹ 例えば、ピースデポ「市民社会が構想する北東アジア安全保障の枠組み」（2005 年 10 月）
<http://www.peacedepot.org/wp-content/uploads/2016/12/ReportJapanese.pdf>, accessed March 20, 2023；林淳一郎、
金崎由美「核兵器はなくせる 第 6 章 揺れる北東アジア＜ 8 ＞ 非核の傘」中国新聞、2009 年 7 月 27 日。

ている²。

拡大核抑止に否定的な立場をとるアクターとしては、中国もある。次頁のとおり、一般的に核兵器国は拡大核抑止を肯定的に捉えるが、中国は例外的に否定的な立場をとっており、核兵器の役割の低減を主張する文脈で、核兵器国は核の傘の提供を放棄すべきと主張している³。これは、中国が無条件の先行不使用や消極的安全保証を宣言する等、核軍縮の議論において伝統的に非同盟運動（NAM）の立場をとり、他の核兵器国から一線を画していることに起因すると思われる。また、日本を批判する際の政治的材料としても利用しているものと思われる。

拡大核抑止への否定的立場の観点からの今後の課題としては次のとおり挙げられる。まず、今後どのように拡大核抑止からの脱却、あるいは、拡大核抑止への依存低減を実現するのか。同条約推進国・NGOは、その一つとして、核の傘国の核兵器禁止条約への加入を目指しており、核の傘国を働きかけの主要なターゲットとしている。しかし、核の傘国が拡大核抑止を必要とする根本的な安全保障上の問題に向き合わずに、外交的・世論的圧力をかけるだけで、核の傘国が実際に核の傘から離脱して核兵器禁止条約への加入を決めるのか。核の傘国が直面する安全保障上の問題に向き合うアプローチをとる場合、具体的にどのような段階を経て拡大核抑止からの離脱を実現していくのか。

次に、拡大核抑止に肯定的立場からの主な評価についてみてみよう。

拡大核抑止に肯定的な立場をとるアクターとしては、まずは、核兵器国（特に米露）、核戦略・核不拡散専門家が挙げられる。冷戦期、米ソは、激しいイデオロギー対立の中にあっても、これ以上の核兵器の拡散は国際安全保障の利益にならないとして、核兵器不拡散条約（NPT）の成立に向けて協力した。NPTの主たるターゲットは、敗戦国であるにもかかわらず、高度な経済成長を果たし、核保有能力を有するに至った日本と西ドイツであったが、拡大核抑止は、特にそうした国に核保有の選択肢を放棄させる誘因として効果的であった。実際、NPTは、拡大核抑止もその一つである積極的安全保証に言及した国連安保理決議 255号とのパッケージで成立している。同決議は、条約に基づく日米安保や北大西洋条約機構（NATO）における義務的な拡大核抑止までは明確に言及していないが、核保有の選択肢を放棄することに対する代償として非核兵器国が求めた成果である。拡大核抑止の提供国は、拡大核抑止のそうした核不拡散上の効用は、今も変わっておらず、むしろ安全保障環境が悪化する現状においてはより重要になっていると主張する。ワシントンの外交政策コミュニティにおいては、同盟国の米国に対する信頼感を揺るがしたドナルド・トランプ前大統領の

² 例えば、*Taking forward nuclear disarmament: Working paper submitted by Brazil on behalf of the New Agenda Coalition* (NPT/CONF.2020/WP.5), November 11, 2021.

³ 例えば、*Nuclear disarmament: Working paper submitted by China* (NPT/CONF.2020/WP.8), November 29, 2021.

同盟国に対する様々な言動の影響は今後も残り、今後 10 年以内に同盟国の中からも核保有に至るかもしれないという議論もなされている⁴。

拡大核抑止に肯定的な立場をとるアクターとして、次に、核兵器国と同盟する非核兵器国（核の傘国）がある。それらの国としては、NPT に非核兵器国として加入し、核保有の選択肢を放棄している以上、自国に対する核の脅威から安全を確保するには、拡大核抑止の提供を受けるしかないとの立場である。理論上は、核の傘の他、いわゆる「非核の傘」の下に入るという選択肢もある。すなわち、核の傘のように非核兵器国に核兵器が使用された場合に他国が被害国への支援を提供するという積極的安全保証ではなく、核保有の選択肢を放棄した非核兵器国に対しては核兵器を使用しないことを約束する消極的安全保証と呼ばれる「非核の傘」である。しかし、同盟する非核兵器国にとって、自国に核の脅威を与えている核兵器国から「非核の傘」の提供を受けるとしても、その信ぴょう性に疑念を抱かざるを得ない。同じ「傘」であれば、まだ信ぴょう性のある同盟国による核の傘、すなわち拡大核抑止の提供を受ける方が、自国の安全をより確保できると考える。核の脅威に晒されている限り、少なくとも、NPT から脱退し独自核武装するよりは、非核兵器国に留まり拡大核抑止を享受することで自国の安全を確保する方が、核軍縮不拡散に貢献できるとの立場である。

拡大核抑止への肯定的立場の観点からの今後の課題としては次のとおり挙げられる。拡大核抑止を享受しながら、どのようにして核兵器国、特に自国に拡大核抑止を提供する同盟核兵器国に対して核軍縮を求めるのか。拡大核抑止と矛盾しない核軍縮措置とは具体的にどのようなものがあるのか。拡大核抑止と矛盾する、あるいは整合しないおそれがある核軍縮措置については、どのような立場をとるのか。そのような核軍縮措置を支持できるためにどのような課題を乗り越える必要があり、どのように乗り越えるのか。

⁴ “Will More States Acquire Nuclear Weapons? : *Foreign Affairs* Asks the Experts,” *Foreign Affairs*, December 14, 2021.

核共有

西田充

ロシアによるウクライナ侵略後、日本でも公の場で議論が盛んとなった「核共有」については、必ずしも国際的に合意された定義があるわけではない。北大西洋条約機構(NATO)において「核共有」の慣行があるのみで、仮に他の地域で核共有を実施するとしても、NATOの慣行どおりでなければならないというルールはなく、地域の実情に合わせた形での核共有はあり得よう。ここでは、まず、NATOの慣行としての「核共有」を概観した上で、「核共有」の一般的なあり方を抽出し、北東アジアにおいて核共有を実行する場合の論点を整理する。

NATOの「核共有」は、ハードウェアとソフトウェアの2つの側面がある。まず、ハードウェアの側面としては、米国の核爆弾(B61)をNATO加盟の5つの非核兵器国(ドイツ、ベルギー、イタリア、オランダ、トルコ)に配備し、平時には米軍が管理する。同盟国は、核爆弾と通常爆弾のいずれも搭載可能な航空機(核・非核両用航空機(DCA: Dual Capability Aircraft)と呼ばれる)を運用する。有事においては、NATO全体として上記のNATO同盟国に配備されている核兵器の使用を決定すれば、ホスト国のパイロットが操縦するDCAに搭載して使用することとなる。ソフトウェアの側面としては、閣僚レベルの核計画グループ(NPG)と専門家レベルの高官級グループ(HLG)を通じて、NATO同盟国配備の核使用の決定をNATO全体として行う協議体制を整えている。これら全体が「核共有」と称されるものであり、NATOは、「核共有」とは同盟の一体性と決意を示すために核兵器使用にかかる責任とリスクを共有する体制であるとしている。

このNATOの「核共有」は、冷戦初期1950年代のソ連の大陸間弾道ミサイル(ICBM)開発によって米国本土がソ連の核攻撃に脆弱になったことで、NATO同盟国において欧州での米国の核の(拡大核抑止)への信頼性が低下し動揺が生じたことに端を発する。米国は、ソ連に対する核抑止力の確保に加えて、同盟国への安心供与という2つの目的を達成する必要に迫られた。その過程で、多国籍で核搭載原子力潜水艦を共同運用する構想¹など、様々なアイデアが検討された結果、1960年代に現在の「核共有」の体制に落ち着き、その後、同盟国は、核兵器不拡散条約(NPT)に非核兵器国として加入することとなった。その意味で、NATOの「核共有」には、ソ連に対する核抑止力の確保に加えて、同盟国への安心供

¹ NPTが成立する前の構想。NPTが発効している現在では、核兵器の共同運用はNPT違反となる可能性が高い。現在のNATOの「核共有」では、「共有」と言いつつ、NPT上の義務に反さないよう、米国の核爆弾はあくまでも米軍が管理しており、非核兵器国である同盟国は米国の核爆弾を「保有」しているわけではない。

与と、その結果として、NATO の同盟国の独自核保有を防ぐ核不拡散上の意義があったと言える。

以上のことから、一般論として、核共有においては、①敵性国に対する核抑止力、②非核兵器国である同盟国への安心供与、③非核兵器国である同盟国の独自核武装を防ぐ核不拡散の3つの目的を達成しつつ、NPT の核不拡散上の義務に遵守する形態であることが求められる。また、核共有としては、ハードウェアとソフトウェアの側面があり、両方の側面がないと核共有と言えないわけではなく、例えば、協議体制を整えるソフトウェアだけの核共有もあり得る。

他方で、最近の NPT では、ロシアや中国、非同盟運動(NAM)諸国が (NATO の) 核共有を NPT 違反として強く批判している。もともと核共有は上述のとおり核不拡散の意義・目的があったが、時を経て、西側を批判する政治目的という側面もあろうが、逆に核拡散につながるものとして批判されるようになってきている。今後、核共有を新たに導入する国は、こうした NPT での議論を踏まえ、NPT 体制への影響も考慮する必要があるだろう。NATO の「核共有」については、NPT 交渉時にソ連との間で (核共有の実態と条文の間に齟齬が生じないように) 条文を調整し、NPT 違反ではないという共通認識が持たれていたが、特に 2014 年のクリミア併合後の NATO とロシアの関係悪化以降、ロシアは核共有を NPT 違反と批判するようになった。

核共有の導入が議論されている国としては、日本、韓国、ベラルーシなどがある。いずれもロシアによるウクライナ侵略後、議論がより活発となっている。ベラルーシについては、非核地帯としての地位を書き込んでいた条文を削除する憲法改正が行われ、ロシアの核配備や何らかの核共有が国内法上可能となった。2023 年 5 月には、ロシアとベラルーシとの間で、戦術核のベラルーシへの貯蔵手続きについて合意が交わされ、ルカシェンコ・ベラルーシ大統領は、既に核兵器がベラルーシに移動中と述べたと報じられた²。

北東アジア、とりわけ日本において核共有を導入するとすればどのような論点があり得るか。まず、日本が直面する核の脅威に対して、現在の拡大核抑止の態勢が十分か否かを検討する必要がある。十分であれば、敵性国に対する核抑止力の維持・向上という第 1 の目的の観点からは核共有を導入する必要性はなく、不十分であれば拡大核抑止の態勢を更に強化する余地はあるのか否かを検討する必要がある。次に、日本国民が、現在の拡大核抑止の態勢では安心が十分に供与されないのか否かが論点となる。この論点は、より主観的な認識によるものであるが、客観的にみれば現在の拡大核抑止の態勢で十分であるにもかかわらず、十分な安心感が得られていないとすれば、何らかの方法で日本国民の認識を改善することができるのか、また、十分な安心が得られる核共有の態勢とは具体的にどのようなものがあり得るのかを検討する必要がある。そして、その場合に日本国民の安心感が増すとされた

² Guy Faulconbridge, "Russia moves ahead with deployment of tactical nukes with Belarus," Reuters, May 26, 2023.

としても、より客観的に見て地域を含む日本の安全保障の向上に資するの否かとも同時に検討する必要がある（例えば、敵性国家による先制核攻撃を受けるリスクが高まらないか、核共有の必要性を殊更に主張することの日米同盟に与える影響、米中をはじめとする地域の戦略的安定性への影響、北朝鮮の非核化への影響など）。客観的には日本の安全保障を害するリスクの方が高いにもかかわらず、日本国民がより安心感を得られるからと言って核共有を導入すれば、それは誤った安心感(false sense of security)を持つことになるだけで、実際にはより危険な状況になり得るからである。その上で、日本に核共有を導入する必要があるとしても、日本の国是である非核三原則や NPT との整合性との関係、また、NPT を基礎とする国際的な核不拡散体制に与え得る影響、「唯一の戦争被爆国」としての日本の国のあり方への影響なども考慮する必要がある。日本への核共有の導入の是非については、安全保障、外交、国内政策など様々な側面から全体として日本にとってプラスになり得るのかマイナスになり得るのか、総合的に考慮する必要がある。

ミサイル拡散と核軍縮の関係

西田 充

ミサイルは、核兵器の運搬手段としても使用されるという意味で、核軍備管理・軍縮に多いに関係している。例えば、米ソや米露間の核軍備管理条約（例えば、戦略兵器制限交渉（SALT））は、もともと弾道ミサイルを中心とした運搬手段の配備数を制限するところから始まった。これは、核弾頭と違って、弾道ミサイルのような運搬手段は人工衛星からも確認できるほど大きいことから、現地査察を伴わない核軍備管理条約であっても検証可能と判断されたからである。その後、戦略兵器削減条約（START）において、核弾頭数にも上限が設定され、現地査察が取り入れられた際でも、査察対象はあくまでも弾道ミサイルを中心とする運搬手段であった。冷戦後、米露関係の改善と検証技術の発展によって、新 START において初めて弾頭も査察対象となった。

このように核軍備管理・軍縮において重要な要素となっているミサイルは、「核廃絶」とは何を意味するのかという重要な論点を提起する。「核廃絶後の原子力の平和利用」の項目（第 4 章 p.80-82 参照）で核廃絶の世界において原子力の平和利用を認めるか否か（原子力の平和利用も放棄すべきか否か）という論点と同様、「核廃絶」で「廃絶」されるべき「核兵器」とは、単純に核物質や核弾頭のみでいいのか（それとて明確な範囲を確定するのは容易ではないが）、運搬手段としてのミサイルも対象とすべきか否かという論点が生じ得る（北朝鮮の非核化のスコープでも同様の論点がある。「北朝鮮の核問題」の項目（第 4 章 p.56-58）も参照）。この論点は、かつてはそれほど難しい問題ではなかった。というのも、冷戦期においては、特に初期の弾道ミサイルの精度は低く、通常弾頭では軍事的に意味のある効果を出すことはできず、広範囲を破壊できる核兵器を搭載するしか弾道ミサイルには有用性がなかったためである。したがって、「弾道ミサイル＝核兵器」と言ってもよいほどであった。その前提に立てば、核廃絶の世界において弾道ミサイルも廃棄されることが望ましいと考えられていた。

しかし、その後、弾道ミサイルの精度は高まり、今では、通常弾頭搭載型を含め多種多様な弾道ミサイルが開発されている。例えば、中国は、もともと核弾頭搭載型であった中距離弾道ミサイル DF-21 を改造した後、「空母キラー」と呼ばれる通常弾頭搭載型の DF-21D を開発した。また、弾道ミサイルの技術も拡散し、核兵器国・非核兵器国を問わず、より多くの国が通常弾頭型弾道ミサイルを開発・保有するに至っている。例えば、中東においては、ほとんどの地域諸国が何らかの弾道ミサイルを保有しているとみられている¹。弾道ミサイ

¹ Jeffrey Lewis, "Middle East Missile Mania: It's Not Just Iran," NTI, October 22, 2021.

ルの射程についても、かつては大陸間弾道や中距離の戦略的なものが多かったが、通常弾頭搭載型が増えるにつれて、通常の戦場で用いるための短・準中距離の弾道ミサイルも多く開発されている。こうした状況に至っては、核廃絶の世界において弾道ミサイルも全面的な廃棄対象にすることは実質的にほぼ不可能と言えよう。

更に、弾道ミサイルに続いて巡航ミサイルが開発された。巡航ミサイルは極めて精度が高く、主に通常弾頭が搭載される。巡航ミサイルは、当初は米国のように技術力の高い先進国のみが保有するミサイルであったが、最近では北朝鮮も中距離の巡航ミサイルを開発するなど、弾道ミサイル同様、拡散傾向にある。しかも、巡航ミサイルは、弾道ミサイルとは違って、通常弾頭搭載型が主であったが、核弾頭搭載型もあることがより問題を複雑化させている。米国では、主に通常弾頭が搭載される巡航ミサイルに、核弾頭搭載型を追加すれば、相手方としては核搭載型なのか通常弾頭搭載型なのか即座に識別できないため、核搭載型が発射されたとの最悪のシナリオに基づいて行動しかねず、危機時の緊張状態を更に悪化させるとして、核弾頭搭載型の巡航ミサイルを禁止すべきとの提案もなされている²。

この識別問題は、巡航ミサイルに限らず、通常弾頭型の種類が増えている弾道ミサイルにも当てはまる。更に、近年では、「極超音速ミサイル」の開発が進んでいることも問題を更に複雑化させている。極超音速ミサイルとは、マッハ 5 以上の速度を出すミサイルであり、その意味で旧来の弾道ミサイルはすべて極超音速ミサイルである。近年注目されている極超音速ミサイルは、「極超音速滑空体(HGV: Hypersonic Glider Vehicle)」と「極超音速巡航ミサイル(HCM: Hypersonic Cruise Missile)」の 2 種類である。これら極超音速ミサイルにも、核弾頭搭載型と通常弾頭搭載型の両方がある。各国のニーズの違いによって、開発形態が異なっている。例えば、ロシアの HGV (アバンガルド) は、米国の本土用ミサイル防衛網を突破し、戦略核抑止力を維持することを目的として開発しているため、大陸間弾道ミサイル(ICBM)に HGV を搭載する形式をとり、恐らく核弾頭搭載型とみられる。他方で、中国の HGV(DF-17)は、主に台湾有事を想定した中距離用である。中国の場合、多くの中距離弾道ミサイルが核・非核両用であるため、HGV についても恐らく核・非核両用と思われるが、ロシアとは異なり戦域目的である。米国も極超音速ミサイルを開発しているが、中露との戦略的抑止関係は既に確立されていると認識しており、大陸間の核弾頭搭載型極超音速ミサイルを開発する必要性は感じておらず、むしろ、西太平洋方面での中国との中距離ミサイル・ギャップを埋めるために、通常弾頭型の極超音速ミサイルの開発を急いでいる。これは、ロシアの違反を契機として米国が脱退したことで中距離核戦力(INF)条約が 2019 年に失効したことで可能となった開発である。北朝鮮も主に短中距離射程の極超音速ミサ

<https://www.nti.org/analysis/articles/middle-east-missile-mania-its-not-just-iran/>, accessed June 7, 2023.

² 例えば、William J. Perry and Andy Weber, “Mr. President, kill the new cruise missile”, *Washington Post*, October 15, 2015.

ルの開発に邁進している。更には、近年では、中国、インド、ロシアに見られるように、弾道ミサイルをベースとした衛星破壊兵器(ASAT)用のミサイルまで開発されている。

このように従来の弾道・巡航ミサイルに、新たに極超音速ミサイルや ASAT まで加わることで、ミサイルは更に拡散を続けており、それが核軍縮の問題を更に深刻化させることは明らかであろう。更に言えば、運搬手段としてのミサイルの拡散が続くことで、核拡散にも貢献し得ると言えよう。これまでは、仮に核分裂性物質の生産、更に弾頭化まで成功したとしても、運搬手段としてのミサイルの技術という壁が立ちはだかっていた。しかし、ミサイル技術がこれほどにまで拡散し、ミサイルを保有すれば核保有まで疑われかねなかったかつてとは違って、通常弾頭搭載型のミサイルの保有が一般化することで、堂々と(軍事用の)ミサイルを開発・保有しながら、後は秘密裏に開発しなければならないのは核分裂性物質の生産のみという状況を作ることができる。かつては、核兵器の運搬手段としてのミサイルを秘密裏に開発するためには、「宇宙民生用」と称してロケットを開発するという体裁をとる必要があったが、それも必要なく、最初から(通常兵器用とは言え)軍事用にミサイルを開発・保有することが可能となっているのである。最初から軍事用のミサイルを開発・保有できることで、「宇宙民生用」の体裁をとることに伴う様々な障壁を最初から取り除くことができ、核保有に至るブレイクアウトまでの時間を大幅に短縮することができる。

ミサイルの拡散は、ポスト INF 条約の核軍備管理・軍縮のあり方にも大きな影響を与える。INF 条約の禁止対象は、核弾頭搭載型に限ったものではなかったが、「核戦力(Nuclear Forces)」という名称が示すとおり、成立当時は、中距離ミサイルと言えども、上記のとおりミサイルと言えば核兵器だったのである。その INF 条約が失効したことで、ポスト INF 条約を模索する動きはあるが、今や中距離ミサイルの分野においては、中国が核弾頭用に加え大量の通常弾頭型の中距離弾道ミサイルや極超音速ミサイルを配備し、米国が開発中の中距離の極超音速ミサイルがすべて通常弾頭型であるように、通常弾頭型が中心である。そのような世界においては、ポスト INF 条約を模索するとしても、INF 条約のように、中距離のミサイルを「全廃」することはほぼ不可能である。せいぜい、危機時の識別問題を避け、安定化させるために、核弾頭搭載型の中距離ミサイルを禁止するところが落としどころであろう。それとて、中国や北朝鮮、更にはインド、パキスタンのように、核搭載型の中距離ミサイルに戦略的・戦域的な有用性を見出している国がある限り、合意形成は極めて難しいだろう。更に、核弾頭搭載型の中距離ミサイルを禁止することに合意が得られる政治的環境になったとしても、軍事機密の漏洩を防ぎながら、かかる合意の遵守をどう検証するのかは非常に難しい課題である。核軍縮検証のための国際パートナーシップ(IPNDV)において、核不拡散義務を遵守しながら、核弾頭の有無を検証する技術の検討が進められており、そうした技術を応用することが想定されるものの、実際に現地査察を実施するとなれば、核不拡散義務を遵守するための措置に限らず、ミサイル配備基地に関連する様々な軍事機密に触れない形で現地査察の方法を見出す必要がある。

北東アジアの安全保障と非核兵器地帯

西田 充

北東アジアでは、北朝鮮の核・ミサイル開発の急速な進展や中国の核戦力の不透明な形での増強といった地域の安定性に重大な影響を及ぼす動きが顕著である一方、米国及び日韓は（拡大）核抑止を含む抑止力の態勢を強化するという構図となっている。こうした北東アジアの核問題については主に2つの考え方がある。まず、主に軍縮系 NGO からは、今こそ北東アジア非核兵器地帯の実現に向けて地域の関係国が交渉のテーブルに着くべきとの提案が長年にわたってなされている¹。これに対して、安全保障専門家や日米韓政府は、現下の地域情勢では北東アジア非核兵器地帯はますます非現実的な構想であるとして、まずは北朝鮮の非核化交渉を追求し続けるとともに、中国については米国との核軍備管理の対話を目指すべきとする。以下、それぞれの考え方について概観する。

北東アジア非核兵器地帯構想は冷戦時代から長年にわたって議論されてきたが、特に冷戦終結以降、議論は活発となった。冷戦終結間もない1991年に米国が朝鮮半島からの戦術核の撤廃を決定したことを受けて、米国の研究者を中心に、1995年頃には朝鮮半島の非武装地帯を中心に半径2000キロメートルの円の内側を非核兵器地帯とするとの「限定的北東アジア非核兵器地帯」提案がなされた。これは、本来であれば「北東アジア非核兵器地帯」と言うためには、例えば北東アジアの国である中国も非核化しなければならず、中国（やロシアの北東アジアにかかる領域部分全体）の非核化も求めるべきであるが、そこまで求めると実現が困難になるため、中国やロシアの一部のみの非核化を求めたことから「限定的北東アジア非核兵器地帯」と呼ばれた。したがって、この円形の非核兵器地帯内には、日本、南北朝鮮、台湾の全体と、中国、ロシア、モンゴルの一部が含まれる。日韓に基地を有する米国も条約当事国となる。

この提案は、その後、関係国の政府関係者などとの議論で出された米国領土の一部も非核兵器地帯の対象となるべきとの意見を受けて、アラスカの一部を含む楕円形の非核兵器地帯提案に発展した。これらの提案では、地帯内からの撤廃の対象として、戦略核を含めてすべての核兵器とするものもあれば、すべての核兵器の撤廃は困難であるとして、最初のステ

¹ ピースデポ「北東アジアにおける協調的安全保障体制・非核兵器地帯」

<http://www.peacedepot.org/document/%E3%83%88%E3%83%A8%E3%82%BF%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8/>, accessed March 20, 2023；長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)「北東アジア非核兵器地帯設立への包括的アプローチ」<https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/comprehensiveapproachtoestablishinganortheastasianuclearweapon-freezone>, accessed March 20, 2023.

ップとして対象を非戦略核に限定するものもあった²。

これらの核兵器国の一部を非核兵器地帯とする提案に対して、核兵器国の一部であっても非核兵器地帯に取り込むことが困難であることも踏まえて、主に 2000 年代以降は、核兵器不拡散条約(NPT)において既に非核兵器国となっている（あるいはそのように扱われている）日本と南北朝鮮のみを非核兵器地帯とし、地域に利害を有する核兵器国である米国、中国、ロシアが当該非核兵器地帯に対して核兵器を使用しないとの約束（消極的安全保証）をするという主に日本の NGO による「スリー・プラス・スリー」提案が中心的に議論されている³。日本の非核三原則や南北非核化共同宣言など、既に公言されている政策や宣言に立脚できる利点があるとされており、モデル条約案も作成されている。この「スリー・プラス・スリー」提案は、NPT 上の核兵器国の領域内にある核兵器について対象とされないことから、上記の「限定的北東アジア非核兵器地帯」提案よりも更に限定的である。

こうした北東アジア非核兵器地帯案に対しては、主に安全保障専門家や政府関係者からは、当初から、北朝鮮が核・ミサイル開発に邁進している北東アジアでは非核兵器兵器地帯実現のための現実的環境は未だ整っていないことから、北東アジアの安全保障環境改善のためまずは北朝鮮の非核化の実現に向けて努力する必要があるとの反論がなされてきている。他方で、上記いずれの提案においても、北朝鮮の非核化については北東アジア非核兵器地帯実現の前提となっていることから、北朝鮮の問題のみを北東アジア非核兵器地帯設置に対する反論の理由として挙げるのは必ずしも論理的ではない。仮に北朝鮮の非核化が実現したとしても、特に中国が核戦力を増強している中で、中国の核戦力に何ら手当てしない上記提案では日本の安全保障にとってプラスにならない、場合によってはマイナスになり得ると感じている可能性がある。実際、中国の核戦力の増強がより顕著になってきているこの数年では、中国を核軍備管理の枠組みに取り込む必要があるとの主張が増してきている。

更には、特に、多くの NGO が、北東アジア非核兵器地帯によって日本は核の傘から脱却することができると主張していることも警戒感を与えているのであろう。また、仮に核の傘から脱却することが義務付けられないとしても、非核兵器地帯によって、特に核搭載の米艦船・航空機の運用に制約が課されることになれば、米国による核の傘（拡大核抑止）の運用や信頼性に深刻な影響を及ぼし得るとの懸念もあろう。

したがって、安全保障専門家は、北東アジアの核問題に対処するためには、まずはミサイル防衛や拡大核抑止力を含む抑止力を強化しつつ、外交的には、北朝鮮に対しては国連安保理決議に基づく非核化、中国に対しては NPT 第 6 条の核軍縮義務の誠実な履行と地域における核使用リスクを低減させるための措置を含む核軍備管理の対話を求めるべきと考えて

² 限定的北東アジア非核兵器地帯について、梅林宏道「非核兵器地帯：核なき世界への道筋」岩波書店、2011 年 9 月、146-153 頁。

³ 同上、153-159 頁。

いる。

北東アジア非核兵器地帯については、北朝鮮が終戦協定や平和条約を要求する一方で、日米韓はそのためにはまず北朝鮮が完全な非核化に向けた具体的な行動をとらなければならないと主張することで交渉が前進しないという状況を受けて、2010年代頃から、関係諸国のそうした様々な懸念を包括的に取り扱い、まずは目指すべき最終地点に関する枠組みに合意した上で、詳細を交渉すべきとする「包括的アプローチ」が提唱されている。この包括的アプローチでは、北東アジア非核兵器地帯は最終的な枠組みの中の一つの要素として位置づけられている。

他方で、六者会合プロセスでも、例えば2005年9月の共同声明で様々な論点が包括的に扱われており、同声明は最終的な枠組みに関する合意とも言え、非核化交渉は同共同声明の下で平行的に交渉が進められる様々な論点の一つであることから、六者会合プロセスはこの包括的アプローチと実質的にさほど変わらないとも言える。唯一の違いは、包括的アプローチでは、六者で交渉しても埒が明かないことから、まずは米朝が二者で交渉し、合意が見えてきたところで他国が参加すべしとされている点であるが、これは交渉術に過ぎないとも言える。また、日米韓側が非核化に向けた具体的な行動を交渉の前提としているとの点については、2018年頃から日米韓とも「前提条件なし」の交渉を呼びかけていることから（米国はバイデン政権も、政策見直しの結果「前提条件なし」を明言）、実質的に「包括的アプローチ」の考え方に近いものとなっていると言える（ただし、2005年の六者共同声明が未だ有効とみなされているかは不明）。

なお、2022年9月、金正恩がもはや核兵器の放棄や非核化はあり得ないと改めて表明したこともあり、そもそも北朝鮮の非核化を追求しても無意味であり、北朝鮮を事実上の核保有国とみなした上で核リスク低減や軍備管理の交渉をすべきとする主張が主に米国の専門家から出ている（第4章「北朝鮮の核問題」p.56-58の項目参照）。この立場には、北朝鮮の非核化を引き続き求める日米韓政府の立場や、北東アジア非核兵器地帯を目指すNGOの立場とは必ずしも相いれないものがある。

包括的核実験禁止条約(CTBT)

西田 充

包括的核実験禁止条約(CTBT)は、宇宙空間、大気圏内、水中、地下を含むあらゆる空間における核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止する条約であり、2年半にわたるジュネーブ軍縮会議(CD)での交渉後、1996年に国連総会で採択された¹。本稿では、CTBTについて、否定的・肯定的の両方の立場からの議論を紹介し、それぞれの立場における今後の論点を述べる。

まず、CTBTに否定的な立場の考え方からみてみよう。CTBTに否定的な立場をとる主なアクターとして、核保有国内の一部のコミュニティ及びインドについて述べる。核保有国内の一部のコミュニティには、CTBTへの批判が根強く存在する。1999年に米国上院でCTBT批准が否決された際に特に顕著であったが、米国内におけるCTBTを例にとると、主な批判は次の3点に集約される²。

第1に、条約では禁止対象が明確に定義されておらず、各国間で解釈が異なっていると批判する。米国は、「ゼロ・イールド」、すなわちいかに小規模な核爆発であっても核爆発を伴う核実験は禁止対象と解釈している。しかし、CTBT批判派は、中露はそうのように解釈しておらず、小規模の核爆発を伴う核実験は認められると解釈しているとみている。第2に、仮に中露が「ゼロ・イールド」定義に合意するとしても、実際には中露は小規模の核実験を行っており、CTBTの検証体制ではそのような違反を探知することはできないと批判する。第3に、核実験なしに核戦力の信頼性を維持することはできず、定期的な核実験によってのみ核戦力の信頼性を確保できると批判する。

現在では、1999年の米国議会上院でのCTBT批准否決の時点ではまだ計画段階にしかなかった核戦力の信頼性を維持するための核備蓄計画が軌道に乗り、3つの国立研究所長が連名で毎年核戦力の信頼性を認証している。しかし、短中期的には核備蓄計画で信頼性を確認できたとしても、未来永劫、核実験なしに信頼性を確保することはできないとする。この点については、米国に限らず、中露等、他の核保有国においても、少なからず懸念が共有されているものと思われる。

インドは特異な存在と言えるだろう。インドは1950年代に核実験の禁止を最初に提唱し

¹ 外務省 HP 参照：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/ctbt/index.html>, accessed March 20, 2023.

² Kaegan McGrath, “Battle Lines Being Drawn in the CTBT Debate: an Analysis of the Strategic Posture Commission’s Arguments against US Ratification”, *NTI report*, July 7, 2009, <https://www.nti.org/analysis/articles/ctbt-debate-analysis/>, accessed March 20, 2023 ; Craig Cerniello, “Senate Rejects Comprehensive Test Ban Treaty; Clinton Vows to Continue Moratorium”, *Arms Control Today*, Volume 29, September/October 1999.

た国の一つで、1990 年代の CTBT 交渉を求める国連決議には共同提案国として名を連ねるほど、CTBT を推進していた。しかし、インドは 1996 年の軍縮会議における CTBT の条約案採択に反対した。インドは伝統的に時限的な核兵器廃絶を訴え、CTBT はそれに向けた一つのステップと位置付けていた。ところが、1995 年の NPT 無期限延長が核保有国と非保有国を恒久的に固定化することになり、それまで（1974 年の「平和的核爆発」を除いて）核実験を行っていないインドにとって、特に隣国の中国が CTBT 交渉中も核実験を繰り返す中で、CTBT がそうした核の固定化を更に強化するものになると懸念した。1998 年に核実験を行い、公然と核戦力の構築を進めている今では、CTBT は自らの核戦力構築の足枷になると懸念している³。

CTBT に否定的な立場の観点からの今後の課題をあげると、以下のような諸点と考えられる。核戦力の信頼性を長期的にどう確保するか。核実験の必要性に迫られた場合、核実験に反対する国内外の圧力にどう抗して核実験を実施するか。安全保障上の理由ではなく政治的な理由（注：ドナルド・トランプ政権時代に、小規模核実験を行っていると言われている中露に対して、米国の強い意志を示すため、また、核軍備管理交渉に引っ張り出すために核実験を実施すべきとの議論がなされた⁴。）に基づいて核実験を実施すべきとの主張との関係をどうするか（協力するか、距離を置くのか）。

次に、CTBT に対して肯定的な立場における主な評価はどうなっているのか。

CTBT に肯定的な立場をとる主なアクターとしては、核軍縮 NGO 及び非核兵器国である。それらのアクターにとって、核実験の禁止は、1970 年に発効した核兵器不拡散条約(NPT)よりも前、1963 年に発効した部分的核実験禁止条約(PTBT)からもわかるとおり、長年にわたって世界中の人々が求めてきた最初の核軍縮措置である。第五福竜丸事件やキューバ危機を経て、核軍拡競争を抑えるためにその後も地下核実験制限条約や平和目的核爆発条約など、核実験に制約を課していった。NPT の前文でも「核兵器のすべての実験的爆発の永久的停止の達成を求め」とおり、CTBT の成立は、核兵器廃絶に向けた次なる最初の核軍縮措置と位置付けられている。核実験を包括的に禁止しないで核廃絶の達成は不可能である。また、CTBT は、1995 年に NPT の無期限延長に合意する際の条件とも言えるものであり、CTBT を支持するアクターは、NPT 体制の維持・強化のためにも CTBT の早期発効が必要と主張している。

このアクターは、上述の米国内における CTBT 批准への否定的立場に対しては、既存の核兵器についてはコンピューター・シミュレーションや未臨界実験等で信頼性を維持す

³ Ruhee Neog, “CTBT at 20: Why India Won’t Sign the Treaty”, *South Asian Voices*, September 23, 2016.

⁴ John Hudson and Paul Sonne, “Trump administration discussed conducting first U.S. nuclear test in decades”, *The Washington Post*, May 22, 2020.

ることは可能なので核抑止力の維持のために核実験を行う必要はない、また、CTBTO（包括的核実験禁止条約機関）の下に設置される国際監視制度(IMS)によって少なくとも 0.1 キロトンまでの小規模核実験を探知することは十分に可能であると反論する。更に言えば、CTBT には他の条約と同様、脱退規定があるので、いざとなれば脱退すればよいとする。

他方で、NAM 等の多くの非核兵器国は、CTBT の早期発効自体は支持するものの、CTBT は上述のコンピューター・シミュレーションを使った実験等を禁止できておらず、新たな核兵器保有国の出現を食い止める効果はあったとしても、既存の核兵器保有国による核兵器の近代化を食い止めることができない、現状を固定するのみであるとして、CTBT を批判的にも捉えている。特に未臨界実験については、CTBT は核爆発を伴う実験のみを禁止しており CTBT で禁止されていないとする核兵器国に対して、CTBT でも禁止されている、あるいは趣旨・目的に反していると反論し、未臨界実験も含めて禁止すべきと主張する。

こうした CTBT に対する厳しい見方は、2020 年に発効した核兵器禁止条約(TPNW)に反映されている。すなわち、CTBT では、核爆発を伴う実験のみを禁止する目的から禁止対象を「核実験的爆発」としているのに対して、TPNW では単に「核実験」としている。これは核爆発の有無にかかわらず、すべての種類の核実験を禁止するという趣旨と思われる。ただし、強固な検証体制が構築される CTBT とは異なり、TPNW ではすべての種類の核実験の禁止を検証する仕組みは盛り込まれていない。

CTBT に肯定的な立場の観点からの今後の課題をあげると、以下のような諸点と考えられる。CTBT の発効に必要な批准国をどのように増やすか。発効要件国における CTBT への否定的立場にどう反論していくか。CTBT は不十分と批判する意見にどう対処していくか。核兵器廃絶に向けて、CTBT で禁止されていない種類の核実験をどうするか。(TPNW のように) あらゆる種類の核実験を禁止する場合、どう検証するか。

核軍縮と安全保障

西田 充

核軍縮と安全保障の関係についての論争とは、簡単に述べると次のようなものである。すなわち、軍縮重視派は、核軍縮によって軍備競争を食い止め、安全保障を向上させることができる、したがって、安全保障環境の状況いかにかわらず、また、安全保障環境が悪い時ほど核軍縮を進めるべきと主張する。それに対して、安全保障重視派は、安全保障環境が悪い時に、あるいは安全保障環境を無視した形で核軍縮を進めればかえって不安定化し、安全保障環境が更に悪化する、したがって、まずは安全保障環境を改善することで核軍縮が可能となると主張する。換言すれば、軍縮→安全保障なのか、安全保障→軍縮なのか、因果関係あるいは矢印の方向がどちらを向いているかという論争である。

この論争は、より深掘りすると、もう少しニュアンスがあることがわかる。多くの安全保障重視派は、軍縮→安全保障の方向性を完全に否定しているわけではない。一定の（安全保障を考慮した）軍縮→安全保障はあり得ると考えている。例えば、中露や北朝鮮が核保有したままで何も軍縮をしない、むしろ核増強を続けている状態において、米国のみが一方的に軍縮や核廃絶することはむしろ安全保障を悪化させると反対する。他方で、ロシアとの軍備管理を通じた戦略的安定性を確保した上での核軍縮は可能であり、それが一定程度安全保障を向上させ得ることに異論はない。最近では、核戦力を急速に増強させている中国も軍備管理に取り込むべきとの主張が強まっている。

こうした考え方の派生として、安全保障重視派は、核軍縮の条約に合意したところで秘密裏の違反行為を探知できる効果的な検証技術や体制が整っていない状態では、仮に相手が秘密裏に違反するかもしれないという認識が欠如したままであれば、特に相手が実際に秘密裏に合意に違反している場合には、合意によって誤った安心感(false sense of security)を与え、より危険に晒すことになるとも考える。また、相手が秘密裏に違反するかもしれないという認識があったとしても、いつ相手が合意を破っても対応できるようヘッジすることとなり、核軍縮の合意は常に不安定になる。したがって、特に核兵器の数がより低い世界になるほど、より高いレベルの検証体制や、違反に対して迅速に対応できる執行体制の構築が必要と考える。こうした軍縮→安全保障を全面的に否定しているわけではないニュアンスのある主張については、多くの軍縮重視派にとって異論があるものではなく、その点においては、多くの軍縮重視派と安全保障重視派との間で最小限のコンセンサスがあると言える。なお、そもそも核兵器を廃絶すれば、第二次世界大戦前の世界に戻る、すなわち、第三次世界大戦のリスクが高まるという核廃絶反対論もある。これらの論者は、軍縮→安全保障（少なくとも核廃絶→安全保障）を正面から否定していることになる。

2019年に米国務省が始めた「核軍縮のための環境醸成(CEND)」¹は、核兵器国、核兵器国との同盟国、非同盟諸国など、様々な背景を持つ約30か国を集めて議論を進めており、上述の軍縮重視派と安全保障重視派との共通部分（最小限のコンセンサス部分）を探索するイニシアティブである。第10回NPT再検討会議第2回準備委員会（2018年）に米国が提出したCENDに関する作業文書²が、CENDの考え方を明らかにしている。まず、そもそも核兵器の保有につながった現実横たわる安全保障上の懸念に対処しないまま核廃絶を主張しても、軍縮のためにもならないし、集団的な国際安全保障の向上のためにもならないとした上で、現実横たわる安全保障上の懸念に共同で対処することで、核兵器のない世界という共通の目標に近づくことがより現実的な目標となると主張している。冷戦末期に核軍備競争が終わったのは、冷戦環境に変化が生まれたからであって、また、冷戦後に核軍縮が可能となったのは、安全保障環境の改善が起きたからである。他方で、安全保障環境が完璧になるまで核削減ができないという意味ではない。むしろ、（その時点ではまだ問題が残されているとしても）安全保障環境が悪化せず、軍縮の進展が不安定的にならないという確信があれば、軍縮に合意することは可能とする。

具体的には、北朝鮮、イランといった地域の緊張・紛争の低減、核不拡散体制の維持・強化、核兵器増加の停止や透明性をはじめとする核軍縮措置、更なる検証技術の開発、遵守メカニズムの構築、原子力の平和利用の担保といったことを挙げている。具体的な論点として、①核保有・取得・増加のインセンティブを下げるため安全保障環境の改善、②不拡散努力を強化し、核軍縮への信頼を構築し前進させるためのメカニズム、③核保有国間の核戦争の可能性を減らすための暫定的措置（リスク低減）に関する3つの作業部会を設置し、議論を進めている。

このCENDに対しては、軍縮重視派（特に下記の人道アプローチに基づく軍縮派）からは、核軍縮を進めないための言い訳に過ぎないと主に政治的な観点から批判がなされている。安全保障→核軍縮という方向性、すなわち、安全保障環境を改善することで核軍縮が可能となるとの安全保障重視派の主張については、多くの軍縮重視派は、それ自体を全面的に否定するものではないが、同時に、安全保障環境の改善が軍縮の条件となってはならないと強く主張し、安全保障→軍縮よりも軍縮→安全保障をより重視する。

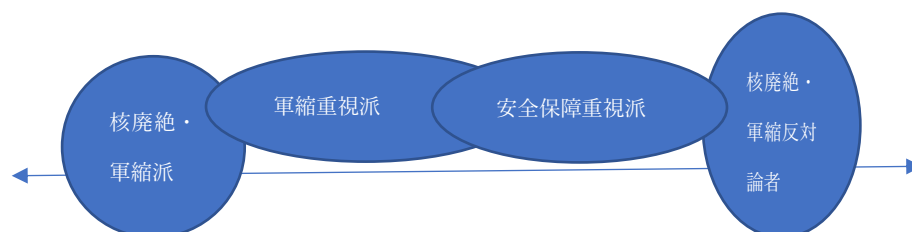
他方で、近年、核兵器が存在する限り、核兵器は使用される可能性はあり、一度核兵器が使用されると非人道的で破滅的な結末を招くこととなることから、安全保障環境いかににかかわらず早急に核軍縮・廃絶を進めなければならないとする人道アプローチが勢いをつけている。軍縮重視派というより核廃絶・軍縮派であり、上記の核廃絶反対論者に対置

¹ 米国務省ホームページ参照：<https://www.state.gov/key-topics-bureau-of-international-security-and-nonproliferation/#cend>, accessed March 20, 2023.

² *Creating the conditions for nuclear disarmament: Working paper submitted by the United States of America* (NPT/CONF.2020/PC.II/WP.30), April 18, 2018.

すると言える。人道アプローチに基づく核廃絶・軍縮派は、安全保障について、国家の安全保障ではなく人間の安全保障を考えるべきとする。核兵器が使用されればその被害は国境を超えてグローバルに影響を及ぼすことになることから（例えば、気温の低下、農業生産量の低下、飢餓人口の増加など）、核軍縮を進めることで（伝統的な意味での国家間の安全保障ではなく）人間の安全保障が向上するのであって、我々も安全保障を考えるからこそ核軍縮・廃絶を進めるのであると主張する³。この人道アプローチの結晶が核兵器禁止条約(TPNW)である。この点においては、安全保障重視派との間では折り合いがつかない（人間の安全保障自体には異論はないとしても、国家間の安全保障環境を考慮しないことに対しては同意できない）。

上記のそれぞれの立場・考え方をスペクトラムにすると次のとおり（筆者作成）。



³ Alexander Kmentt, *The Treaty Prohibiting Nuclear Weapons: How it was Achieved and Why it Matters*, Routledge, May 2021.

3 核不拡散条約、核兵器禁止条約と市民社会

核兵器不拡散条約の不平等性

向和歌奈

核兵器不拡散条約 (NPT) は、国際的な核兵器拡散防止の礎石として多くの国に重要視されている。その一方で、NPT にはさまざまな「不平等」が内在していることから、NPT そのものや、NPT のもとでの核軍縮・不拡散政策に対する不満を払拭できていないのが現状である。NPT の不平等は、大きく以下の二つの視点から読み解くことができる。

一つ目の不平等は、NPT を通して固定化されている国家間の立場の違いである。NPT では、「1967 年 1 月 1 日前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国」、すなわち、米国、ロシア (旧ソ連)、英国、フランス、中国を核兵器国と定めており (第 9 条 3 項)、これら 5 カ国以外のすべての締約国を非核兵器国と定めている。したがって、現時点で 191 カ国 (北朝鮮を含める) の締約国のうち、米ロ英仏中の 5 カ国のみが、条約上、核兵器の保有を認められている¹。

NPT が規定するこの区分は、締約国を「持てる者」(核兵器国) と「持たざる者」(非核兵器国) に明確に振り分けることになる。その結果、本来であれば平等の権利を有する立場にあるはずの締約国に対して、条約に加入するという行為を通して、不平等な法的地位を受け入れさせ、そしてそれを明確に固定化することになる。NPT では条約上の法的地位の違いに伴い、両者に対して条約を通して異なる権利義務を課し、核兵器国に核兵器の保有を認める一方で、非核兵器国には厳しい核不拡散義務を課している。こうした不平等性に対しては、しばしば非核兵器国から批判が出されてきた。

核不拡散に重点を置く核兵器国にとっては、新たな核保有国の増加を防ぐことが優先課題であり、条約が成立した時点で既に核兵器を持っていた 5 カ国の地位の固定化は致し方ないことだという論理になる。しかしながら、「持てる者」と「持たざる者」の線引きをどこにするかは極めて政治的な判断であり、多国間条約づくりでは利害衝突が起きやすい。

実際、1963 年に成立した部分的核実験禁止条約 (PTBT) でも、このような線引きが大きな問題となった。PTBT では大気圏内、宇宙空間、そして水中での核実験が禁止されたが、地下核実験は禁止対象外となった。当時は米国、ソ連、そして英国の 3 カ国のみが核実験の実績を持っており、フランス、中国は水をあげられていた。PTBT では、①米英ソの 3 カ国を中心に大気圏内、宇宙空間、そして水中での核実験を禁止することで、すでに核保有に至ったこの 3 カ国による核軍拡競争を抑制すると同時に、②さらなる核保有国が出現しない

¹ 北朝鮮については、2003 年に NPT からの脱退を宣言しているが、NPT 下で北朝鮮の取り扱いについては、条約の解釈とも関連する問題でもあるため、各国は遺憾の意を示すにとどまっているのが実情であり、正式に脱退したという扱いには至っていない。以下のサイトの Note 部分を参照。United Nations Office for Disarmament Affairs, “Democratic People’s Republic of Korea: Accession to Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons (NPT),” <https://treaties.unoda.org/a/npt/democraticpeoplesrepublicofkorea/ACC/moscow>, accessed March 20, 2023.

ことを目指す核不拡散の意味合いが強かった。その結果、すでに多くの核実験を済ませていた米英ソが核兵器開発で優位な立場の維持を目指した条約だとの批判が仏中からも非核兵器国からも飛び出す事態となった。

これと同様に、NPT もまた、国際的な核不拡散を目指した条約である一方で、すでに核保有を済ませていた国家による核兵器の独占でもあるとの批判は絶えない。この批判は、NPT の基本的な利害バランスを構成する核不拡散、核軍縮、そして原子力の平和利用の推進（NPT の三本柱）と、それに基づく核兵器国と非核兵器国の権利と義務をめぐるグランド・バーゲン（grand bargain）においても、たびたび主張されてきたものでもある。特に NPT で核兵器国と認められている 5 カ国は、核兵器の保有や開発を行わないことを約束した非核兵器国に対して、いつまでも核兵器を保有し続けるのではなく、核軍縮のための交渉を誠実に行う約束しているにもかかわらず、実際にはこれがなかなか進まない。この現状に対して、非核兵器国はこれらの国々の NPT 上の義務の不平等を訴え続けている。

このような非核兵器国の不満は、核兵器を保有しないために生じる安全保障上の懸念とも深く関係している。それゆえに、核兵器国はたとえば非核兵器国に対して消極的安全保証（NSA）を約束することで、このような懸念の緩和に努めてきた²。この政策には一定の効果があつたと考えられる一方で、十分とはいえないのが実情である。1978 年や 1995 年の五核兵器国による NSA 宣言は、核兵器国自身の国家安全保障の理由により、それぞれが条件付きでの約束となっているという限界がある。また、核武装している国家は、NPT の枠外にも存在することから、非核兵器国が総じて核兵器による攻撃や威嚇から守られている保証は、現時点では明確にはない状況にある。

NPT の枠外に存在する核保有国の存在は、NPT に関する二つ目の不平等ともいえる点である。NPT が普遍的な条約であるといわれている一方で、NPT 外で核武装に至った国が存在する。現在、NPT に加入していない核保有国は、イスラエル、インド、パキスタン、そして北朝鮮の 4 カ国である。NPT 第 9 条 3 項の規定がそのまま適用される限り、すでに核兵器を保有しているこれら 4 カ国は、NPT に加入する場合は、核保有を完全に放棄したうえで、非核兵器国として加入する以外の選択肢がない。したがって、上記 4 カ国は現時点では、NPT への加入が見込めない状態が続いている。

NPT 外で核保有を強行し、またその立場を継続する国が存在することは、普遍的な核不拡散体制を目指す NPT にとって取り払うことができない障壁となっている。どのように NPT の枠組みを強化したとしても、その枠外に存在する核保有国が存在する以上、それが許容されていることへの不満は、核保有を放棄したり、あるいは自国の安全保障への不安を抱え込みつつも非核路線を受け入れてきたりしてきたことへの不満へとつながりかねない。

² 消極的安全保証については、たとえば以下を参照。Nuclear Threat Initiative, “Negative Security Assurances (NSAs),” <https://www.nti.org/education-center/treaties-and-regimes/proposed-internationally-legally-binding-negative-security-assurances/>, accessed March 20, 2023; George Bunn and Roland M. Timerbaev, “Security Assurances to Non-Nuclear-Weapon States,” *The Nonproliferation Review*, Vol 1, 1993, pp.11-20.

では、なぜ国家は核開発や核保有を行うのだろうか。これまで多くの研究がこの問いに応えようとしてきたが³、そのなかでも、特に NPT 外の核保有国が核兵器の保有に至った理由として、大きく 3 つ挙げることができる。

第一に、国際政治の観点、とりわけ国際安全保障、地域安全保障、そして国家安全保障の各視点が複合的に絡み合った視点が重要となる。自国の安全保障が脅かされていると判断した国は、自国を守るための手段として核兵器の開発や保有に踏み切る事例は、これまで歴史的にも確認されてきたことである。インドは中国との国境紛争に大敗を期したことで、対中政策の一環として核開発を行ったとも言われている。そのインドに対して敵対心を持つパキスタンは、三度にわたる印パ紛争とその後の度重なる軍事衝突の影響も相まって核開発を進めてきた。イスラエルは、中東でのアラブ諸国との対立構造への対応策として、そして北朝鮮は、朝鮮戦争の休戦状態が続く中で対米政策の一環として、それぞれ核兵器を開発し保有する選択肢をとった。

第二に、国内政治の観点である。核兵器を持つに至った国家のうち、特に後発組となった NPT 外の核保有国は、国内政治が必ずしも安定しているわけではない。特に、軍部の権威が政治に少なからず影響を及ぼす場合や、軍政と民政の間の揺らぎが存在する場合においては、核兵器を開発することが、国内での力の誇示につながるとの考えにより、重宝されることがある。強い対外政策を実行している姿勢を、核兵器の保有という方策を通して国内に示して支持を得る点は、インド、パキスタン、あるいは北朝鮮などでも見られてきたことである。

そして第三に、国家の威信との関係である。この点は、第一と第二の視点とも連動する。国際的な視点からみると、核兵器を持つことが一種の「力 (power)」の象徴と捉えられ、特に冷戦期には米ソを中心に核兵器を保有する国家が国際政治の方向性を決定づけてきたと捉えられてきた。これに加えて、国連常任理事国 5 カ国 (P5) が奇しくも NPT で認められている核兵器国と合致する点も、核兵器が国家の力と等式で結ばれ、特に通常兵力に乏しい国や、恒常的な対立国が存在する国にとっては、核兵器を持つことへの誘惑が増す。NPT で「正式に」核保有が認められない国は、安全保障の側面とも重なり、国際政治上で力を核兵器に投影して、これを持つことに固執する傾向が見られる。インドが核武装に至った背景には、強い安全保障上の理由があった一方で、国際政治上の地位の確保もあった。

このように、核兵器を持つことが力の象徴と結びつく、あるいは結びつけることによって力を誇示しようとする動きは、歴史的にも散見されてきたことでもある。この点は、上述の二点目の国内政治の観点とも結びつく。NPT に内在する不平等の根本には、このような核兵器が国際政治上の力と結びつけられてきた事実があり、これを払拭しない限り、NPT への不満も消えないだろう。

ただ、NPT に対する最大の不満は、約束したにも関わらず核軍縮交渉に真剣に踏み出さ

³ たとえば以下を参照。Scott Sagan, "Why Do States Build Nuclear Weapons? Three Models in Search of a Bomb," *International Security*, Vol.21, No.3, Winter 1996/1997, pp.54-86.

ない核保有 5 カ国への不満、すなわち核保有 5 カ国の特権的な地位の固定化への不満から始まる点は間違いないだろう。この不満を解消するためには、核軍縮を前に進めていくほかない。

核不拡散条約の持続可能性

向和歌奈

国際的な核不拡散体制の礎石と言われている核兵器不拡散条約（NPT）は、1995 年に無期限延長が決定し、核兵器をめぐる規制に関して、今や最も普遍的かつ重要な条約であると言われている。しかしながらその一方で、NPT に未加入の核兵器国が 4 カ国（インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮）存在すること、NPT に加入していたものの核実験前に脱退を宣言して核保有に至った国（北朝鮮）が存在すること、そして現在 NPT に加入している国であっても、秘密裏に核開発を進める可能性が完全には払拭できない実情があることなどから、NPT は完全に核不拡散を防ぎきることが難しい状況にあるともいえる。

これに加えて、NPT に内在するさまざまな不平等が解消されない状況が続いているため、NPT への不満が非核兵器国を中心に絶えず示されており、これらの国を中心に NPT への不信感も増す一方である。

このような NPT を中心とした核不拡散体制（NPT 体制）は、いつまで継続できるのだろうか。また、いつまで継続すべきなのだろうか。NPT の持続可能性について考える場合、以下の諸視点から二つの疑問に答えていく必要があるだろう。

一つ目は、NPT がなくなると無秩序になるのかという疑問がある。この点は、NPT 体制の崩壊が何を意味するのかという疑問にも通ずる問題意識でもある。なお、この場合の無秩序とは、核兵器の文脈で考えるならば、制御なき核拡散の進行を意味する。1945 年に米国が世界で初めて核実験に成功し、同年に戦時下で初めて核兵器を使用したことを皮切りに、1949 年にはソ連、1952 年に英国が次々と核実験に成功した。1960 年代に入ると、フランスや中国も核保有国となり、その後も核開発を進める国が増えていくのではないかとの憶測が膨らんでいった。

各国の核開発を食い止めることが、国際社会全体にとって急務との共通認識が多く、国に見られたこともあり、1963 年の部分的核実験禁止条約（PTBT）の成立から程なくして、NPT 成立に向けた交渉が開始された¹。NPT が成立した 1968 年以降は、インド、パキスタン、北朝鮮がそれぞれに核実験に成功し、いまなお NPT の枠外で核保有国として存在し続けている（なお、イスラエルについては核実験を行わずに核保有に至っている点、そしてその核保有の時期が 1960 年代頃と推定されていることから、ここでは NPT 成立以降の核保有の枠に入れていない）。NPT 成立以前の世界では 5 カ国（イスラエルを含めれば 6 カ国）が核兵器を持つようになり、NPT 成立以後の世界では 3 カ国が核実験に至った点に鑑

¹ PTBT の交渉過程については、たとえば以下を参照。Kendrick Oliver, *Kennedy, MacMillan and the Nuclear Test-Ban Debate, 1961-1963*, Macmillan Press, 1998. また NPT の交渉過程については、たとえば以下を参照。前田寿『軍縮交渉史』東京大学出版会、1968 年、653-713 頁。

みた場合、NPT という国際的な法規範の存在がある程度は核拡散を抑制したともいえるだろう。

ただし、NPT が成立した当初は同条約に加入していた国数は 50 カ国余りであり、現在の 191 カ国（北朝鮮を含める）と比較すると圧倒的に少ない。NPT が普遍的な条約であるという視点に至っては、1995 年に条約の無期限延長が決定するまでは、条約自身は期限付きのものとして認識されており、決して普遍的な条約との認識があったわけではない。実際に、条約で核兵器国と規定されている中国とフランスですら、冷戦終結後の 1992 年までは条約に加入していなかった²。

それでも無期限延長が決定した後から、条約の普遍性はようやく達成されつつあった。しかしながら、北朝鮮の核問題や NPT からの脱退に関する一連の行動、そして 2011 年の同時多発テロ以降の核拡散とテロとの関連などの諸問題が立て続けに出てきたことで、いかに NPT が普遍的な条約となったとしても、国際的な核拡散の問題すべてに対応することが難しいことが浮き彫りとなった。これに加えて、インドとパキスタンが 1998 年に、また北朝鮮が 2006 年に、NPT 体制が存在するなかで、その枠外の国としてそれぞれ核実験を行ったことで、NPT が存在したとしても国際的な核拡散が進むことが証明され続けた。

たしかに NPT の普遍性については、参加国数が多いことや、国際的に核不拡散が必要な政策であるとの認識が共有されているという点から、ある程度正しいといえる。その一方で、NPT に内在する不平等性は依然として存続しており、また上記のような核不拡散体制を揺るがす事案も複数発生している点に鑑みると、NPT の普遍性に寄りかかりすぎることで、NPT の神話化を促している可能性もまた否定できない。

二つ目は、核廃絶という大きな目標の達成に向けて、NPT が果たして必要なものといえるのかという疑問である。NPT 成立に向けた交渉が行われたなかで、NPT の「持てる者」（核兵器国）と「持たざる者」（非核兵器国）との間に存在する不平等を解消すべく、後者が核開発や核保有を行わない代わりに、一定の条件を満たす限りにおいて原子力の平和利用という奪い得ない権利を付与すると同時に、前者に対しては、軍縮を前進させて、究極的な目標としての核廃絶を達成するための努力を求めた。核軍縮を促進させることは、したがって、非核兵器国にとっては核兵器国という特別な地位を認めることと引き換えに、核兵器国に NPT 上の義務として守ってもらう必要がある政策でもある。しかしながら、NPT の厳密な文言では、この義務は核軍縮を促進するための「交渉」を誠実に行うという約束に留

² 中国が NPT に加入した際の声明は以下のとおりである。United Nations Office for Disarmament Affairs, “China: Accession to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons (NPT),” <https://treaties.unoda.org/a/npt/china/acc/washington>, accessed March 20, 2023. なおフランスは 1991 年の湾岸戦争時に大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散リスクへの国際的な懸念が急激に拡大したことを受けて、フランソワ・ミッテラン (Francois Mitterrand) 大統領による政策転換が見られた。David S. Yost, “Mitterrand and Defense and Security Policy,” *French Politics and Society*, Vol.9, No.3/4, Summer/Fall 1991, p.146; Bruno Tertrais, “France and Nuclear Non-proliferation: from Benign Neglect to Active Promotion,” Olav Njølstad, *Nuclear Proliferation and International Order*, Routledge, 2011, p.219.

まっており、核兵器国のみならず非核兵器国を含めたすべての締約国に課されている。これに加えて、NPT では具体的な核軍縮の方法や期限などについては明記されていないため、その具体的な工程等については、他の取り決めにに基づき進められることになる。NPT がさらなる核拡散を食い止めるために必要な法規範であるとの認識は正しいだろうが、それが核軍縮を促進させるために必要なものになるのか否かについては、意見が分かれるところであろう。

それでも NPT が長年存在し続けたことは、核不拡散の法規範のみならず、意識としての規範（norm）の形成に少なからず影響を及ぼしてきた点では、重要な条約となっているともいえる³。この点は、NPT が持つ核拡散に対する一定の抑制力にもつながることであり、この抑制力の大きさを再認識する必要がある。条約の普遍性という観点に鑑みれば、NPT 自体が持つ不平等性が解消されない限り、NPT に対する不満も解消されない点は明らかであり、その不満から体制の綻びが生まれる可能性は決して小さくない。それでも、国際的にも核不拡散が必要不可欠な政策である点を、当条約を通して 50 年以上再確認してきた成果は、NPT や核不拡散体制に反する行動をとることが、国際社会の一員として望ましい行動ではないとの認識を構築してきたこととも言い換えることができる。この点は、NPT の存在意義にも通ずる重要な点である。

NPT の重要性が認識されている一方で、NPT への不満は、2017 年の核兵器禁止条約（TPNW）という新たな法規範の成立につながった⁴。この新たな法規範の成立は、核廃絶に向けた適切なプロセスを熟慮したうえで、国際的な動きとして実行することをきわめて難しくした。従来は、NPT を礎石とした核不拡散体制や、そこに包含されてきた核軍縮への布石が、新たな法規範として成立した TPNW によって引き継がれて実行されていくこともひとつの選択肢として十分に想定できた工程である。しかしながら、NPT への不満が残るなかで新たな法規範の成立を急いだことで、TPNW に対する不満も加重される結果となった。そのため、TPNW 派（核廃絶派）と NPT 派（核不拡散派）に国際社会がより明白に分断される結果につながった⁵。核軍縮と核不拡散は車の両輪と言われており、どちらも同時に前に進めていく必要がある。どちらかの法規範がすぐれているという視点自体、核軍縮の促進を妨げることにつながる。

さらにいえば、核軍縮が実際に進み、核廃絶に向けた工程が具体化したとしても、それまでの間は、核抑止が現実として必要であるとの認識はおそらく変わらないだろう。最終的に核廃絶に向かう流れの中で、どのような核抑止が必要となるのかという点についても、今後

³ United Nations Office for Disarmament Affairs, “Securing Our Common Future: An Agenda for Disarmament,” New York, 2018, pp.20-21.

⁴ NPT と TPNW との関係については、たとえば以下を参照。佐藤史郎「NPT の不平等性と核兵器禁止条約の論理—秩序／無秩序、平等／不平等」『平和研究』第 57 巻、2021 年、7-29 頁（オンライン）、https://www.jstage.jst.go.jp/article/psaj/57/0/57_57002/_pdf/-char/ja、2023 年 3 月 20 日アクセス。

⁵ 核兵器禁止条約の成立過程、条約の内容、ならびに条約の意義と課題については、たとえば以下を参照。黒澤満「核兵器禁止条約の意義と課題」『大阪女学院大学紀要』第 14 号、2018 年 3 月、15-32 頁。

さらなる議論が求められる。

いずれにせよ、5つの核兵器国がすべて参加をする核関連の多国間条約がNPT以外には存在しないのは、厳然たる事実である。他方で、NPTに限界があるのもまた現実である。このふたつの点を直視したうえで、核軍縮と核不拡散をどのように両立させながら、「核のない世界」へ漸近していけるのか、また現状をどう考えるのかについて、TPNW派（核廃絶派）とNPT派（核不拡散派）の双方が真剣に吟味していく必要がある。

消極的安全保証

向和歌奈

核兵器を持たない国にとっては、核兵器が存在する世界において、自らの安全をどのように担保していくのかという点は、常に大きな課題となってきた。

非核兵器国にとっては、核軍縮が停滞するなかで、自らが置かれた地域的あるいは国際的な安全保障環境が不安定になることへの懸念と並行して、核兵器を保有しない選択を続ける過程で、どのように自らの安全を確保していくのかという点が大きな課題となるからである。

このような懸念への対応策としては、核兵器国が非核兵器国の安全を保証することで、安全保障の手段が限定される後者の不安をある程度、払拭・軽減する方法が必要であると、特に非核兵器国側から主張されてきた。その方法としては、非核兵器国が核兵器による攻撃あるいは威嚇を受けた場合に支援を付与する積極的安全保証（PSA）と、核兵器国が非核兵器国に対して核兵器の使用もしくは使用の威嚇を行わないとする消極的安全保証（NSA）がある¹。

たとえば 1968 年の国連安保理決議 255 は、NPT に参加することで自国の安全保障が担保できないことに憂慮した非核兵器国に対して PSA を付与することを謳ったものである²。しかしながら、PSA の付与だけでは、非核兵器国は核兵器による攻撃を受けないという保証は得られない。このため、NPT の締約国となった非核兵器国は、法的拘束力を伴う NSA を求めるようになっていった。NPT では核兵器を自ら開発しないことを、法的拘束力を伴う形で約束するため、自ら核兵器による安全保障の選択肢を手放すことになる。したがって、非核兵器国が自ら核兵器の開発を行わないと法的拘束力を伴う約束を行うこととの引き換えに、自国の安全を担保する確実な約束を求めることは、ある種当然のことでもある。

1995 年に NPT の無期限延長をめぐる交渉がなされた際、NSA を明文化することを多くの非核兵器国は強く求めたものの、最終的には NPT に追記されることはなかった。他方、同年に五核兵器国はそれぞれに NSA に関する宣言を行った³。これと同時に、同年に採択された国連安保理決議 984 でも、PSA と NSA に関する宣言について言及がなされた⁴。

¹ John Simpson, “The Role of Security Assurances in the Nuclear Nonproliferation Regime,” Jeffrey W. Knopf, *Security Assurances and Nuclear Nonproliferation*, Stanford University Press, 2012, pp.57-86; George Bunn and Roland M. Timerbaev, “Security Assurances to Non-Nuclear-Weapon States,” *The Nonproliferation Review*, Vol 1, 1993, pp.11-20.

² United Nations Security Council Resolution 255, June 19, 1968, <http://unscr.com/en/resolutions/doc/255>, accessed on March 20, 2023.

³ ロシア (S/1995/261)、イギリス (S/1995/262)、アメリカ (S/1995/263)、フランス (S/1995/264)、中国 (S/1995/265) は 1995 年 4 月 6 日にそれぞれ文書で宣言を行っている。

⁴ United Nations Security Council Resolution 984 (S/RES/984), April 11, 1995,

しかしながら、本決議においては、前者の要素が圧倒的に強く、非核兵器国側には、自国の安全を確実に担保してもらえらる措置として映らなかった。国連安保理決議は一定の法的拘束力を伴うものである一方で、もともとはあくまでも核兵器国による一方的な宣言に過ぎないことから、非核兵器国からすれば、必ずしも満足のいくものではなかった。そのため、非核兵器国は自らの安全保障に直結する NSA について、核兵器国による一方的な約束ではなく、より国際的な法的拘束力を伴う措置に向けた交渉の開始とその確立と実行を求めてきた⁵。

それにもかかわらず、現時点では、NSA は非核兵器地帯条約の各付属議定書に明文化されている以外は、特に法的拘束力を伴う条約や規範が存在しない。非核兵器地帯とは、特定の非核兵器国の集合した地域において、各領域に核兵器が存在しない状態を作り出すことを地域的な条約によって達成したものである。条約を締結して、これに加入した地域内の諸国は、核兵器またはその他の核爆発装置の研究、開発、製造、貯蔵、取得、保有、管理等を行わないことや、研究や開発等に関する他国からの支援を受けないことを約束する⁶。また地域内における核兵器国を含む他国による核兵器の配備も禁止する。

このような核兵器に関する一切の行為を禁止する一定の地帯を作ったうえで、その法的拘束力に縛られることを許諾した域内国らは、NPT で発生する安全保障上の不安や懸念への対応策として、それぞれの地帯の設置の法的根拠となる条約に付属する議定書に NSA を明記することで、核兵器国による域内国への核兵器による行動に係る制限を求めてきた。

現存する 5 つの非核兵器地帯条約の議定書のうち、現時点では 1967 年に成立したラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約の議定書（追加議定書 II）にのみ核兵器国すべての批准が済んでいる。残り 4 つの条約のうち、東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約）を除く 3 つの条約に対しては、米国を除く 4 つの核兵器国による批准は済んでいるが、バンコク条約（議定書）のみ核兵器国がすべて未署名のままである。なおバンコク条約については、条約締約国と核兵器国との間で継続的に協議がなされていると言われているものの、実際の進展については不明瞭である。

だが、法的拘束力を伴う措置が現実的に可能なのかという点については、疑問の余地が小さくない。それは、五核兵器国はそれぞれに、自身の国家安全保障との関係から、NSA の付与については一定の条件を付している点と密接に関連する。

たとえば米国と英国は、NPT 締約国のうち、核不拡散の義務を遵守する非核兵器国に対しては、状況によっては再検討の余地を残しながらも、基本的には NSA を宣言している。

<http://unscr.com/en/resolutions/doc/984>, accessed March 20, 2023.

⁵ たとえば以下を参照。UNIDIR, “A Brief History of Multilateral Proposals on Negative Security Assurances: Presentation to Inform CD Subsidiary Body 4 Discussion,” May 22, 2018, <https://documents.unoda.org/wp-content/uploads/2022/03/Subsidiary-body-4-Presentation-Renate-Dwan.pdf>, accessed March 20, 2023.

⁶ 非核兵器地帯については、たとえば以下を参照。Exequiel Lacovsky, *Nuclear Weapons Free Zones: A Comprehensive Perspective* (London and New York: Routledge, 2021); Ramesh Thakur ed., *Nuclear Weapons-Free Zones* (London and New York: Palgrave Macmillan and St. Martin's Press, 1998).

フランスは NPT 締約国のうち大量破壊兵器の不拡散に係る国際的な義務を尊重する非核兵器国に対しては、核兵器を使用しないとしている。米英仏は、PSA と NSA とともに NPT 締約国で非核兵器国に対して国単位で付与を継続し、また一旦保証を提供した際には、状況の急激な変化がない限り、その約束を尊重するとしている。ロシアは、核兵器国と同盟国にある非核兵器国による攻撃に対する措置は例外としつつも、基本的には他の英米仏と同様、NSA を約束している。

なお、核兵器国のうち、一貫して無条件で NSA の付与を宣言しているのは中国のみであると評価されている。その一方で、中国が非核兵器国をどのように定義するのかについては曖昧なままであり（核兵器国との同盟関係にある非核兵器国がこの枠に該当するかという点も含め）、中国自身の安全保障上の懸念の増減により、NSA のあり方も変化しうる可能性がある点に留意する必要がある。

NPT 締約国以外の 4 つの核保有国のうち、イスラエルを除く 3 カ国については、それぞれの国家安全保障との関係に則りながら、NSA についての宣言を行っている⁷。

インドは、自国領内およびあらゆる場所でのインド軍への核攻撃に対しての報復措置として核兵器を用いるとともに、その他の大量破壊兵器（生物・化学兵器）を用いた大規模攻撃も核兵器による報復の対象となる点を公式ドクトリンに明記しているが、非核兵器国に対しては核兵器の使用あるいは使用の威嚇を行わないとしている。パキスタンは保有する核兵器を対印戦略のための存在と明確に位置づけており、核武装をしていない国に対しては、NSA を宣言している。これと同時にパキスタンは、軍縮会議などの場で、NSA の条約化を積極的に求める発言をたびたび行っている。なお北朝鮮は、NSA を宣言していないが、2016 年に核実験を行った際に核兵器を最初に使用しない旨を表明したように、核兵器の先行使用は行わないとしている。ただし、2022 年 9 月に出された新たな法令に従えば、重要かつ戦略的な対象物に対する致命的な軍事攻撃がなされようとしていると判断された場合などにおいては核兵器の使用をも辞さないとの姿勢を強めていることが明らかであり、状況によっては非核兵器国への核兵器の使用もありうる想定される。

つまり、現行のように NSA が一方的な宣言政策である以上、核兵器国側の立場や政策によって一方的に変更されることも、今後もありうる。そのため、NSA を核兵器国側が提供できるような国際的な安全保障環境の構築が、まずは求められる。これに加えて、NPT 外の核保有国による NSA についても課題が残る。NPT 外の核保有国による NSA への前向きな姿勢は歓迎されるべきことである一方で、それらの国による NSA について認めることは、それらの国に対して NPT 上の核兵器国と同等の地位にあるものと認めることにもなりかねない。他方、NPT の枠組みのなかでのみ NSA を強化することは、これらの NPT 外の核保有国を取りこぼすことになる。そのため、核兵器を有さない国に対して、核兵器を保有する国が核兵器の使用や使用の威嚇をいかに制限しうるのかという点については、その方法

⁷ たとえば以下を参照。『ひろしまレポート：核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る 2021 年の動向』2022 年 3 月、45-46、58 頁。

や条件、そして法的拘束力の有無について、引き続き検討していく必要がある。

核兵器禁止条約 (TPNW)

吉田文彦

まず、核兵器禁止条約 (TPNW) に否定的立場からの主な評価をみてみよう。核保有国はTPNW を厳しく批判してきた。条約が交渉会議で採択された日 (2017 年 7 月 7 日) に米英仏は共同声明で「我々は署名も批准もするつもりはない」と宣言し、「安全保障環境の現実を明らかに無視している。(TPNW は) 70 年以上にわたって欧州と北アジアの平和維持の要となってきた核抑止政策と相いれない」と断じた¹。TPNW 発効が確定した日 (2021 年 1 月 22 日) には仏外務省報道官が、TPNW はいかなる核兵器の除去ももたらさず、核不拡散条約 (NPT) を弱体化させると批判した。また、軍縮は勝手に宣言するものではなく築くものであって、「現実的かつ共有された核軍縮アプローチを提案する NPT を重視する立場」を改めて表明した²。米英仏だけでなく、NPT 「公認」の核保有 5 か国とも、この段階 (ロシアのウクライナ侵攻で核保有国の関係が悪化していない段階) ではほぼ同様の立場であった。

核保有国から拡大核抑止 (核の傘) を提供されている核の傘国の政府は、基本的にはほぼ核保有 5 か国と同様な姿勢を見せている。代表例が日本で、交渉会議初日 (2017 年 3 月 28 日) の声明で、「禁止条約を作っても、実際に核兵器国の核兵器が 1 つでも減ることにつながなければ意味はない」「それどころか、核兵器国が参加しない形で条約を作るとは、核兵器国と非核兵器 国の亀裂、非核兵器国間の離間といった国際社会の分断を一層深め、核兵器のない世界を遠ざけるものとなる」「禁止条約が作成されたとしても、北朝鮮の脅威といった現実の安全保障問題の解決に結びつくとも思えない」と批判した。さらに、「新たな条約の作成については、NPT 等の既存の核軍縮・不拡散体制を強化するものでならない」「これまで NPT 体制により作られ、保持されてきた現実的な核廃絶に向けての貴重なバランスや土台を保持することが大切だ」と、NPT 体制重視の既定路線の継続を強調した³。

今後の課題としては、以下の諸点が考えられる。NPT 6 条に基づく軍縮交渉義務、また NPT 関連文書に記された核軍縮実行の責任を核保有国・核の傘国が、NPT 体制を基盤にしてどう果たしていくのか。とくに核軍拡進行が懸念される北東アジアにおいて、どのようにして核軍縮ダイナミズムを生み出していくのか。中国、印パは南アジアにおいて「核のトライアングル」を形成しているが、NPT の枠外にいる印パを含めた核軍縮プロセスを描ける

¹ 「核兵器禁止条約採択、米など反発 日本は「署名しない」朝日新聞デジタル、2017 年 7 月 8 日、<https://digital.asahi.com/articles/ASK782FGJK78UHBI005.html>, 2023 年 3 月 23 日にアクセス。

² フランスのヨーロッパ・外務省報道官声明「核兵器禁止条約」(2021 年 1 月 22 日)、<https://jp.ambafrance.org/article16458> 2023 年 3 月 23 日にアクセス

³ 核兵器禁止条約交渉第 1 回会議ハイレベル・セグメントにおける高見澤軍縮代表部大使のステートメント、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000243025.pdf> 2023 年 3 月 23 日にアクセス

のか。北朝鮮の核問題、イランの核開発にどう対応して不拡散体制を強化するのか。こうした問いへの対応を先送りしたり、対応不能な状態が続いたりすれば、NPT体制の信頼性がさらに揺らぎかねない。

次に、TPNW に肯定的立場における主な評価をまとめておく。TPNW は、核兵器使用のもたらす圧倒的な非人道的結末に鑑み、二度と使用されないためには禁止し、廃絶するしかないという国際規範の確立を優先目的に据えた条約である。TPNW 発効確定日（2021 年 1 月 22 日）に発した声明の中で国連のグテーレス事務総長は「この条約は、核兵器のない世界という目標に向けた重要な一歩であり、核軍縮のための多国間アプローチへの強い支持を示すものである」「私は、この条約を批准した国々を称賛するとともに、交渉と発効を進める上で市民社会が果たした有益な役割を歓迎する」との考えを表明した⁴。そこには TPNW 批准国・ICAN の視点が凝縮されている。

TPNW 成立を押し進めた主要な理由は、NPT の下における核軍縮の進展が極めて不十分な状況にあると判断したことだ。とくに 2010 年の新戦略兵器削減条約（新 START）の署名・発効の後、核軍縮は目立った進展がみられず、逆に核軍拡競争が加速する状況となったことが大きな動因となった。条約交渉会議において TPNW を支持した諸国や ICAN は、TPNW 成立によって核兵器禁止の規範を強化するねらいをもっていたことから、条約発効を 50 カ国の批准という「低いハードル」にした。その結果、比較的な速やかな条約発効を実現することに成功した。

TPNW の未批准国や、核保有国・核の傘国内の中の肯定派の立場にも着目しておきたい。条約採択の際には 122 カ国が賛成したものの、署名国は 92、このうち批准国は 68 となっている（2023 年 3 月 23 日現在）。単純に署名、批准に関する国内手続きが遅れている国もあるだろうが、核保有国・核の傘国の強い反発や批判を実感しながら、状況の推移をみている国も少なくないようだ。

TPNW 推進派にとってプラスの材料は、核保有国・核の傘国内での TPNW 肯定派の動きが目立つようになってきていることだ。米国最大州であるカリフォルニアの州議会では 2018 年 8 月 28 日、TPNW を支持し、核軍縮を国家安全保障の最重点項目にするよう求める上下両院合同決議を賛成多数で採択した。全米市長会議も TPNW 歓迎の決議を採択した。米国の拡大核抑止のもとにある核の傘国でも政治的な変化が見え始めている。NATO 加盟国のうち、総選挙で労働党主導の連立政権に転じたノルウェーや、総選挙で社民党・緑の党などの連立政権に転じるようになったドイツ、さらにはオランダが 2022 年 5 月開催の TPNW 第 1 回締約国会議にオブザーバー参加した。引き続き TPNW 不支持の立場ではあるが、TPNW と NPT の何らかのつながりを模索する動きを見せた。

⁴ Secretary-General's Video Message on the Occasion of the Entry Into Force of the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons, January 22 2021.

<https://www.un.org/sg/en/content/sg/statement/2021-01-22/secretary-generals-video-message-the-occasion-of-the-entry-force-of-the-treaty-the-prohibition-of-nuclear-weapons> accessed March 23,2023.

今後の課題は何か。核兵器禁止の規範強化をねらって早期発効に成功した TPNW だが、規範強化にひとつの要件は締約国の拡大であり、今後どのように増やしていくのか。TPNW 派と核保有国・核の傘国をつないでいる NPT 体制をどう活用して、規範強化をはかっていくのか。急いで作成した結果、TPNW の条文には曖昧さ、不備・不足が残されているが、締約国会議などを通じて、どのように弱点を克服し、条約の実効性・妥当性を高めていくのか。こういった諸課題への取り組みが問われるところである。

TPNW をめぐる国際政治と市民社会

河合公明

1986 年のニカラグア事件判決で国際司法裁判所 (ICJ) が述べたように、軍縮に関する国際的な規則は条約など国家間の合意という形式をとる¹。核兵器禁止条約 (TPNW) は、2017 年 7 月 7 日に国連の交渉会議において 122 か国の賛成多数で採択された軍縮に関する国際的な規則—軍縮国際法—である²。本項は、TPNW の国際法と国際政治における意義について述べ、次に TPNW の課題を踏まえながら市民社会の役割について述べる。

TPNW の第一の意義は、核兵器を害敵手段として禁止した点にある。国際人道法は、武力紛争の惨禍の軽減を目的として、敵対行為における害敵手段や害敵方法を規制する。害敵手段の使用—害敵方法—の法的評価は、国際人道法の二つの「基本原則」³とされる「区別原則」および「不必要な苦痛の禁止原則」に照らして行われる。これらは、「国際慣習法の侵すことのできない原則」とみなされている⁴。害敵手段として禁止されるのは、少なくとも二つの基本原則のいずれかに違反するような「性質」を持つ兵器であり⁵、そうした性質を持たない兵器は、害敵手段として直ちには禁止されず、害敵方法の規制を受けるにとどまる。ここでの問題は、どの兵器が禁止される害敵手段であるかを国際人道法が特定していないところにある。

TPNW は、核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、占有、貯蔵、移譲、受領、使用、使用すると威嚇を禁止している (第 1 条 1 項(a)-(d))。禁止されている活動の援助、奨励、勧誘、領域または管轄もしくは管轄下の場所への配置、設置、配備も禁止される (同(e)-(g))。これらの活動は、「いかなる場合にも」例外を認めず厳格に禁止される。TPNW は、戦時において害敵手段としての核兵器を禁止する国際人道法の性格を有するとともに、平時において核兵器に関する活動を禁止する軍縮国際法である。

第二の意義は、TPNW には、核不拡散条約 (NPT) に規定される義務の履行状況の不均衡を是正する役割が期待されるという点である。NPT における非核兵器国が第 1 条の不拡散の義務を履行しているにもかかわらず、核兵器国は第 6 条の核軍縮の義務を履行していないという批判の声が、非核兵器国よりあがっている⁶。NPT における非核兵器国と核兵器

¹ *Case Concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua, Judgement, I.C.J. Reports 1986*, p. 135, para. 269.

² TPNW については、以下を参照。At https://treaties.un.org/pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=XXVI-9&chapter=26, accessed March 27, 2023.

³ *Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion, I.C.J. Reports 1996*, p. 257, para. 78.

⁴ *Ibid.*, paras. 78-79.

⁵ ジュネーブ諸条約第 1 追加議定書第 35 条 1 項ならびに同 2 項および第 51 条 4 項を参照。

⁶ 例えば、以下を参照。Statement by the Delegation of the Republic of Indonesia on behalf of the Group of the Non-Aligned States Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, at the 10th Review Conference of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Main Committee I, New York, August 2022. At https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2022/statements/4Aug_MCI_NAM.pdf, accessed

国の義務の履行の不均衡は、NPT に対する信頼性に悪影響を及ぼしうる。NPT をめぐるこうした状況の中で、核軍備競争の早期の停止および核軍備の縮小に関する「効果的な措置」の一環として NPT 第 6 条に規定された義務の履行を促すことで⁷、TPNW には、NPT に対する信頼性を回復させる役割が期待されるという意義がある。

第三の意義は、「安全保障のための核兵器」という言説に対する疑問を提起した点である。新型コロナの状況下で、人々の生活にとって重要な生命や幸福の価値が浮き彫りになった。またウクライナにおける戦争でロシアが核兵器の使用の可能性に言及したことは、核兵器は人々の安全を脅かす存在であることを思い起こさせた。1945 年の広島と長崎における原爆投下を最後とする核兵器の使用が、今後も持続可能かについては何の保証もない。ウクライナの危機は、地球上の全ての人々が被爆者になりうるという事実を改めて強く突きつけている。TPNW が投げかけているのは、核兵器は生命や幸福を守るのに役立つのかという根源的な申し立てである。この申し立ては、安全保障を軍事や兵器と同一視する思考で良いのかという点を問うている。

TPNW の大きな課題は、TPNW そのものを広めること—普遍化—にある。「合意は拘束する」という国際法の原則により⁸、TPNW に参加していない国—非締約国—は TPNW に拘束されない。核兵器の保有国は TPNW に参加しておらず、その核兵器の総数はおよそ 13,000 発にのぼる⁹。TPNW は核兵器の法的禁止を先行させたが、核兵器を保有する非締約国を TPNW に参加させ、世界的な核兵器の廃絶への道筋をどうつくるかが問われている。この課題は、「締約国は、すべての国によるこの条約への普遍的な参加を目標として、締約国でない国に対し、この条約に署名し、これを批准し、受託し、承認し、またはこれに加入するよう奨励する」という規定（第 12 条）として、TPNW 自体に示されている。

2022 年 6 月 21-23 日にウィーンで行われた TPNW 第 1 回締約国会合は、50 の行動を示す行動計画と TPNW の目的と目標を確認する宣言を採択した¹⁰。TPNW は、核兵器の法的禁止から廃絶に向けた具体的な行動をスタートさせ、その行動は、締約国だけでなく国際機関や市民社会にも関わるものとなっている。行動計画には、「市民社会」という言葉が繰り返

March 23, 2023.

⁷ 例えば、以下を参照。Statement by Ireland, First Meeting of States Parties to the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons, 21 June 2022. At https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/nuclear-weapon-ban/1msp/statements/21June_Ireland.pdf, accessed March 23, 2023.

⁸ Vienna Convention on the Law of Treaties (VCLT), 23 May 1969, 1155 UNTS. 331, Article 26.

⁹ 核弾頭数については、以下を参照。長崎大学核兵器廃絶研究センター「世界の核弾頭数」（2022 年 6 月）。At https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/nuclear1/nuclear_list_202206, 2023 年 3 月 26 日アクセス。

¹⁰ TPNW/MSP/2022/CRP.7 和訳は、以下を参照。河合公明、小倉康久「ウィーン行動計画（案）（速報版暫定日本語仮訳）（核兵器廃絶日本 NGO 連絡会、2022 年 6 月）。At https://nuclearabolitionjpn.files.wordpress.com/2022/07/draft-vienna-action-plan_provisional-japanese-translation_22jul2022rev4.pdf, accessed March 23, 2023.

TPNW/MSP/2022/CRP.8. 和訳は、以下を参照。河合公明、小倉康久「核兵器禁止条約第 1 回締約国会合ウィーン宣言（案）『核兵器のない世界へのコミットメント』（速報版暫定日本語仮訳）」（核兵器廃絶日本 NGO 連絡会、2022 年 6 月）。https://nuclearabolitionjpn.files.wordpress.com/2022/07/draft-declaration-in-vienna_provisional-japanese-translation_20jul2022rev4.pdf, 2023 年 3 月 23 日アクセス。

返し書き込まれている。市民社会の果たす役割、市民社会を構成する一人ひとりの市民の役割に大きな期待が寄せられていることが、行動計画の特徴である。この特徴は、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）をはじめとする市民社会が深く関与してきた TPNW 成立の経緯に由来している。

市民の役割が重要であるという点は、核兵器の禁止が条約に基づく状況下で特別な意味を有する。先に述べたように、TPNW にはその非締約国に禁止の義務が及ばないという課題がある。核兵器を保有する非締約国に禁止の義務を及ぼすためには、そうした国々を TPNW に参加させる必要あり、そのためにはそれらの国々の市民が政府に働きかけて核兵器を前提とする安全保障政策を変更させる必要がある。TPNW の締約国数を増やす普遍化には、政府に働きかける市民の力が不可欠なのである¹¹。

戦争は 20 世紀に違法化されたが、現実には武力紛争という名の戦争が起きている。だからと言って、戦争を違法化する国際法が無意味であるという議論は支持されないであろう。この点は、TPNW をめぐる議論にも当てはまる。TPNW に対しては、「一つの核兵器も廃絶することはできない」ゆえに無意味との批判が投げかけられることがある¹²。それでは同様に戦争を違法化する国際法もまた、武力紛争を廃絶できないゆえに無意味なのだろうか。

国際政治学者アレクサンダー・ウェントは、「アナーキー」は国際システムに本来的に備わっている固有の属性ではなく、システム内の国家により構築されるものであると論じた¹³。主権国家はいかなる上位の権力にも従属しないという国際政治学における仮定は、国家が国際法に従属するという考えを必ずしも否定しない。国際法学者マルセロ・コーエンは、「いかなる社会でも、その構成員は絶対的な行動の自由を有するわけではなく、その権利は構成員間の関係を規律するために構成員自らが採択した規則の中で行使されるという事実であり、それを見失わないことは重要である。これが社会と自然状態の主要な相違である」と指摘している¹⁴。

以上の議論を踏まえるならば、国際社会は、外部的な統制や制裁よりも自発的な法の遵守がより大きな役割を果たすという意味において、「他律的」であるより「自律的」なシステムである¹⁵。自律的な性質を持つ国際社会で活動する行為主体が自らの存在基盤をどのように運営していくかという点は、行為主体自らの存続にとって現実的な課題となる。「人類種は生き残りたいと思っているのか」という挑発的とも言えるリチャード・フォークの問いは、

¹¹ この点は、米国の「核の傘」のもとにある日本が、TPNW の締約国になるために引き続き重要である。

¹² Joint Press Statement from the Permanent Representatives to the United Nations of the United States, United Kingdom, and France Following the Adoption, 7 July 2017, New York City, at <https://usun.usmission.gov/joint-press-statement-from-the-permanent-representatives-to-the-united-nations-of-the-united-states-united-kingdom-and-france-following-the-adoption/>, accessed March 23, 2023.

¹³ Alexander Wendt, "Anarchy is what States Make of it: The Social Construction of Power Politics," *International Organization*, Vol. 46, No. 2 (1992), pp. 391-425.

¹⁴ Marcelo G. Cohen, "The notion of 'state survival' in international law," in Laurence Boisson de Chazournes and Philippe Sands (eds.), *International Law, the International Court of Justice and Nuclear Weapons* (Cambridge University Press, 1999), p. 311.

¹⁵ Robert Kolb, *Advanced Introduction to International Humanitarian Law* (Edward Elgar, 2014), p. 187.

その現実的な課題について行為主体に問う点で本質的であろう¹⁶。政府に働きかけて国家の行動を方向づける市民の役割は、その点で極めて重要である。

¹⁶ リチャード・フォーク（前田幸男、千葉眞、小林誠、小松崎利明、清水奈名子訳）『パワー・シフト—新しい世界秩序に向かって』（岩波書店、2020年）251-252頁。

4 核不拡散の多面的な課題

北朝鮮の核問題

西田 充

北朝鮮の核問題は大きく①核兵器不拡散条約(NPT)／国際原子力機関(IAEA)といった国際規範や国際場裏における多国間の問題と、②北朝鮮の非核化に向けた地域の関係国による地域的な取り組みの問題の2つに分けられる。

第1の多国間の問題は、1992年 IAEA が北朝鮮の冒頭申告の正確性を検証する中で生じた不一致に端を発する。北朝鮮は建国直後の1950年代にはソ連の協力を得ながら原子力計画を進めていたが、1985年になってようやくソ連の求めに応じてNPTに加入した。ところが、NPT加入から18か月以内に締結が義務付けられているIAEAとの保障措置協定をすぐには締結せず、1992年になってようやく締結したが、その直後には既にIAEAとの保障措置上の問題が発生しているのである。特別査察を求めるIAEAと対立し、1993年にはNPTからの脱退を表明した（その後、脱退表明の「効果」を停止）。北朝鮮は、その後、米国との「合意された枠組み」の崩壊を受けて、2003年にNPTからの脱退を改めて表明した。

北朝鮮とNPT/IAEAとの間には、北朝鮮によるNPTからの脱退宣言は有効であったのか否か、また、IAEAとの保障措置協定は引き続き有効なのか否かといった法的論点が存在する。北朝鮮による脱退宣言を積極的に有効と認める国はなく、むしろ日本をはじめ幾つかの国は、北朝鮮による脱退宣言はNPT第10条の脱退規定に則ったものか手続き上の疑義があるとして脱退宣言は必ずしも有効ではないとの立場をとっている（「NPT脱退」の項目（本章p.83-85）参照）。この立場からすると、北朝鮮は未だNPTの締約国であり、非核兵器国としての義務を負っており、また、NPT第3条に基づく非核兵器国の義務としてのIAEAとの保障措置協定は未だ有効であり、北朝鮮はNPTにもIAEAとの保障措置協定にも違反し続けているということになる。IAEAは、少なくとも1993年の脱退宣言に際しては同様の立場をとった。すなわち、北朝鮮は、1994年にIAEAから脱退したが、IAEAとの保障措置協定はIAEAから脱退したとしてもNPT上の義務であり、IAEAとしては、北朝鮮との間の保障措置協定は引き続き効力を持つとした¹。

NPTにおいては、一致した見解が表明されたことはなく、議長が北朝鮮のネームプレート「預かる」形で曖昧にしておく慣行が続いている。なお、IAEAは、NPTに基づく保障措置協定については引き続き衛星画像や公開情報を利用して可能な範囲で検証を続けている。また、保障措置協定とは別に、「合意された枠組み」や下記の六者会合における合意の

¹ IAEA, *Fact Sheet on DPRK Nuclear Safeguards*. <https://www.iaea.org/newscenter/focus/dprk/fact-sheet-on-dprk-nuclear-safeguards>, accessed May 19, 2023. 他方で、2003年の脱退宣言に際しては、NPT締約国も（NPTからの脱退が通知される）国連安保理も何ら一致した見解を出しておらず、IAEAとしてはNPT上の北朝鮮の地位について立場をとることはできないとした。

履行状況の検証も委任されてきており、今後、何らかの政治的合意によって北朝鮮における IAEA としての活動が可能になった場合にいつでも対応できるよう体制を整えている。

第2の地域における取り組みとしては、米朝二国間協議や、中国、ロシア、韓国、日本を含む六者会合を通じた北朝鮮の非核化交渉がある。これまでの主要な論点としては、非核化の範囲（北朝鮮のみか、韓国を含めた朝鮮半島か。北朝鮮について、ウラン濃縮や再処理のみか、原子力活動全般か、ミサイル計画も含められるか。）、検証の主体・方法（核弾頭の解体の検証は誰がやるのか、IAEA の関与のあり方）、非核化への見返り（制裁解除の範囲や手順）といったものがある。加えて、非核化への見返りの一環としての国交正常化交渉や拉致問題、北東アジアの地域安全保障秩序のあり方など、論点は広範にわたる。

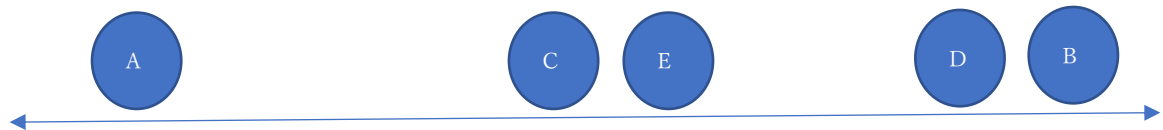
最近では、北朝鮮の非核化を引き続き求めるのか、あるいは、（非核化は求めず）リスク低減に焦点をあてるべきかという論点が議論されるようになってきている。2018年の米朝交渉が失敗に終わった後、北朝鮮の核・ミサイル開発が急速に進展しており、また、北朝鮮自身、北朝鮮が非核化することは決してないと宣言するに至ったことから、もはや北朝鮮の完全な非核化（あるいは、核兵器の「完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄(CVID)」）を求め続けても北朝鮮が交渉に応じることは決してなく、逆に北朝鮮が反発して核・ミサイル開発の速度を速め核リスクが高まるだけであることから、非核化の目標を放棄して（あるいは、非核化を交渉の前提とすることを放棄して）北朝鮮の核・ミサイル開発の凍結や北朝鮮による核使用リスクの低減に焦点をあてて、軍備管理的な交渉を求めるべきとの議論が一部の核不拡散専門家を中心になされ始めている²。この考え方は、軍事的には、北朝鮮の核攻撃をミサイル防衛や核ミサイル発射前(left of launch)の先制攻撃（サイバー攻撃を含む）などで無力化する現行の政策は北朝鮮に核・ミサイル開発の加速化を誘因づけるだけであるとして、北朝鮮との相互抑止関係の構築に転換すべきとの主張につながる（下記図表 A）。

こうした主張に対しては、北朝鮮を事実上の核保有国とみなすこととなり、同盟国（日本や韓国）の不安を増大させ独自核武装の議論が強まることとなりかねないので、あくまでも北朝鮮の完全な非核化を交渉の前提として維持すべきとの反論がなされている。この反論には、2019年のハノイでの米朝交渉時におけるボルトン国家安全保障担当米大統領補佐官をはじめとする強硬派が主張した（短期間での完全な核兵器・ミサイル計画の放棄・廃棄を実現した）リビア・モデル（下記図表 B）から、より長期的・段階的な非核化と並行的・段階的な制裁緩和を認める穏健な立場（下記図表 C）まで（他方で、完全な非核化は交渉の目標あるいは前提のまま）、一定のグラデーションがある（上記の「凍結」については非核化に向けた最初のステップとして後者の穏健な立場の一部に含まれることもある）。

北朝鮮による非核化に向けた一定の具体的な行動なしには交渉に応じないというオバマ政権の「戦略的忍耐」は、このグラデーションでは上記リビア・モデルに近い側の中間あたりに位置すると言える（下記図表 D）。バイデン政権のいわゆる「調整された実際的アプロ

² Brad Glosserman, “Demanding Pyongyang disarm may hurt more than help: Accepting North Korea as a nuclear state could actually strengthen Northeast Asian security”, *The Japan Times*, October 18, 2022.

ーチ(calibrated and practical approach)」は、そもそも交渉が始まっていないので詳細は不明であるが、北朝鮮の完全な非核化は求めつつ、交渉の前提条件はつけないというものであり、上記の穏健な立場に近いと言える（下記図表 E）。上記の非核化目標を放棄して核リスク低減に交渉の焦点を当てるべきという主張は、このグラデーションの中では、上記の穏健な立場よりも更に穏健な側に位置付けることができる。



北朝鮮の核・ミサイル「ビジネス」への対応

堀部純子

北朝鮮は、2006 年以降 6 回にわたる核実験の実施、また多数のミサイル実験を実施し、自国の核・ミサイルの増強に努めていることはよく知られる。こうした北朝鮮の核問題に加えて、北朝鮮は経済的利益及び外貨獲得を目的として中東諸国などに核・ミサイル技術や関連資材を輸出するといった「ビジネス」も行っており、核不拡散上の深刻な問題となっている¹。

その「ビジネス」の全体像の実態把握は難しいとされるが、これまでにパキスタンとの核・ミサイル取引、エジプト、リビア、イエメン等へのミサイル輸出、イランとのミサイル開発協力などを含む多くの取引や協力がなされてきたとされる²。実際に 2002 年 12 月にはイエメン近海で臨検を受けた貨物船から北朝鮮製のスカッドミサイル 15 基が発見され、イエメン政府が北朝鮮から購入したものであったことが明らかになった。また、2007 年にイスラエルがシリアで秘密裡に建設されていた建物を空爆により破壊したが、これはシリアが北朝鮮の支援を得て建設中の原子炉であったことが判明した³。近年では、国連の北朝鮮制裁委員会による報告書において、北朝鮮がイランやシリアとミサイル開発で協力していることや⁴、そのミサイル技術の主な輸出先としてシリアに加えミャンマーも含まれるとの報告がなされている⁵。

これまでのところ、北朝鮮は機微な原子力技術、長距離ミサイル、核兵器の設計図、核爆弾製造のための高濃縮ウランまたはプルトニウム生産用の機器または技術、あるいはそれらの核物質そのものを移転してはいない模様であるが、北朝鮮が今後もそれらを拡散させないという保証はない。

¹ Toby Dalton, “The Most Urgent North Korean Nuclear Threat Isn’t What You Think,” Carnegie Endowment for International Peace, April 15, 2021, <https://carnegieendowment.org/2021/04/15/most-urgent-north-korean-nuclear-threat-isn-t-what-you-think-pub-84335>, accessed May 22, 2023; 阪田恭代「北朝鮮」浅田正彦編『兵器の拡散防止と輸出管理—制度と実践』有信堂、2004 年、246 頁。

² Rajiv Nayan, “North Korea and Missile Trade,” Strategic Analysis, Institute of Defense Studies and Analyses, Vol. XXII, No. 12, March 1999, https://ciaotest.cc.columbia.edu/olj/sa/sa_99nar01.html, accessed May 22, 2023; Louis Charbonneau, “Exclusive- N. Korea, Iran Trade Missile Technology-U.N.,” *Reuters*, May 15, 2011, <https://jp.reuters.com/article/idINIndia-57017820110514>, accessed May 22, 2023.

³ Samuel Ramani, “The North Korea-Syrian Partnership: Bright Prospects Ahead,” 38 North, March 23, 2021, <https://www.38north.org/2021/03/the-north-korean-syrian-partnership-bright-prospects-ahead/>, accessed May 22, 2023.

⁴ United Nations Security Council, “Note by the President of the Security Council,” S/2021/211, March 4, 2021, p. 9, pp. 129-132, https://www.securitycouncilreport.org/atf/cf/%7B65BFCF9B-6D27-4E9C-8CD3-CF6E4FF96FF9%7D/s_2021_211.pdf, accessed May 22, 2023.

⁵ Ibid, p. 278.

核兵器を拡散防止する国際的な制度には核不拡散条約（NPT）を中心とした核不拡散体制があり、これには原子力関連の技術や資機材の拡散を防止するために 1978 年に設立された原子力供給国グループ（NSG）による輸出管理制度がある。ミサイルについては規制のための国際条約はないが、主なミサイル技術保有国からなるミサイル技術管理レジーム（MTCR）がある。いずれも輸出ガイドラインを作成し、各国が自主的な規制を行っているが、北朝鮮はいずれにも参加しておらず、むしろそれらによる拡散防止の取締まりの対象となっている。またこれらのガイドラインに法的拘束力はない。

こうした北朝鮮による核・ミサイルビジネスを止めさせるため、これまでに外交交渉による解決や経済制裁や禁輸等の措置が試みられてきた。なかでも米国は 2001 年以降、イラン、イラクとともに北朝鮮を大量破壊兵器（WMD）開発とテロに関与する「悪の枢軸」を構成する「ならず者国家」と位置付け、不拡散制裁、国連安保理決議、輸出管理、金融制裁の強化などの国際的な取組を主導し対処してきた。国連安保理決議についてはたとえば、2018 年に採択された決議 1695 はすべての加盟国に対し、弾道ミサイルや核兵器等の WMD に関連するあらゆる物資や技術及び資金の調達を防止することなどを要求したほか、決議 1718 は北朝鮮の WMD 関連及び弾道ミサイル関連計画に関与等しているとして国連が指定した個人又は団体等の資産を凍結することなどを求めた⁶。

これらに加え、米国は「拡散対抗（counter-proliferation）」措置も強化し、2003 年には WMD・ミサイル及びそれらの関連物資の拡散を阻止するために「拡散に対する安全保障構想（PSI）」を立ち上げ、有志国⁷とともに国際法・各国国内法の範囲内で、参加国が共同してとりうる移転及び輸送の阻止のための措置を検討・実践する取組を行ってきた。

こうした一連の対応は一定の成果を収めている一方で、北朝鮮による核・ミサイル拡散活動は後をたたず、拡散手法や手口は複雑化・巧妙化しており対応には限界がある。そのため、拡散防止が失敗したイランやシリアの事例では、敵対関係にあるイスラエルが独自に「強制的な不拡散」措置を実施し、上述のようにシリアの原子炉を破壊したほか、イランの濃縮施設に対しサイバー攻撃を行い施設や遠心分離機を物理的に破壊したり、核技術者を暗殺したりするなどした。

このような北朝鮮による核・ミサイル「ビジネス」問題への対応については、以下のような点が議論されている。まず、現在この問題への中心的な対応措置となっている経済制裁などの非軍事的措置の実効性の確保に関する問題である。中国などの北朝鮮とつながりの深い国々による措置の厳格な実施がなければ実効性が確保できないため、その有効性の確保に関する議論がある。

⁶ 2021 年 6 月に採択された安保理決議第 1874 号では、「すべての加盟国に対し、海空港を含む自国の領土内で禁止物品（あらゆる武器等を含む）の疑いのある貨物を検査すること、公海上において禁止物品の疑いのある貨物の検査のために旗国の同意を得て船舶を検査すること」が要請された。

⁷ 2020 年 11 月時点で 107 か国が実質的に PSI の活動に参加・協力している。外務省「拡散に対する安全保障構想（PSI）」2020 年 11 月 26 日、https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/n_s_ne/page24_000720.html、2023 年 5 月 22 日アクセス。

他方で、強力な経済制裁によって北朝鮮を経済的に孤立させることで「ビジネス」を実際に止めさせることができるのかという手段の有効性を巡る議論もなされている。具体的には、北朝鮮に対し、交渉を通じて出口を示すことなく経済制裁による圧力をかけ続ければ逆に核ミサイルビジネスをさらに行う誘因となりかねないとの指摘もあり、「ビジネス」を終わらせる、また核兵器開発に関する制限を受入れる見返りとして制裁を解除すべきとの提案もなされている⁸。この提案は、北朝鮮が非核化に応じることが期待できない状況下で、ビジネスも止めさせ、非核化も同時に追求することは現実的なのかという問いをなげかけている。北朝鮮による核・ミサイルビジネスから生じる核拡散リスクよりも非核化を優先させることで良いのか、それとも核保有の現状を受入れ、これ以上の核・ミサイルの増強はしないことを約束させたうえで、不拡散の取組の側に取り込むのかという選択を迫る問題である。前者については、北朝鮮の核保有を容認することもありかねないとの意見もあるため、難しい問題である。

次に、北朝鮮による核・ミサイル拡散を阻止するための施策が失敗した場合の軍事的措置を含む「強制的な不拡散」措置を巡る問題がある。こうした措置には、拡散懸念国による核兵器取得を一時的に阻止し遅らせる効果があり、また核兵器取得のさらなる試みを断念させることも期待できるかもしれない。他方で、強制的な措置は正当性の問題や地域の安全保障のさらなる不安定化や拡散懸念国の核兵器取得の誘因をさらに高めることにつながりかねないことも指摘される。また、反撃の応酬が取り返しのつかない事態を招く可能性もある。これは、サイバー攻撃といった新たな技術的手段を用いることについても同様である。

⁸ Dalton, "The Most Urgent North Korean Nuclear Threat Isn't What You Think."

中東での非核兵器・非大量破壊兵器（WMD）地帯構想

堀部純子

中東非核兵器地帯は、核兵器の拡散を防ぐための試みとして、1974年にエジプトとイランが国連総会に提出した決議案のなかで創設を提案した構想である。地域での核軍拡競争を防止する必要性、アフリカ地域が既に非核兵器地帯宣言を行っていたこと、また1970年に発効したNPTに地域のすべての関係国が加入する必要があることがかかる提案の理由に挙げられていた。以降、かかる地帯設置を求める内容の決議が毎年提出されている。1980年以降はイスラエルも決議に反対せず、中東地域に非核兵器地帯を創設するという構想自体には原則としては同意し、2017年まで決議はコンセンサスで採択されてきた¹。他方で、域内のイスラム諸国とイスラエルの間には、かかる地帯の目的やそれをどのように達成するかというアプローチを巡って大きな意見の隔たりがあり構想の実現には至っていない。

イスラム諸国は、中東非核兵器地帯設置の障害はイスラエルであり、その核の曖昧政策が地域の緊張や不安定性を高めていると主張している。そのため、地帯設置に向けた話し合いに先立って、まずはイスラエルが非核兵器国としてNPTに加入すること、そのすべての核施設をIAEAの保障措置協定の下に置くことなどを求めている。イスラエルがまずそれらを実施し、地帯設置が実現した後に初めて様々な地域の問題について対話が可能になるとの考えである。つまり、これらの国々にとっては、地帯設置はイスラエルに核兵器を放棄させ、NPTに非核兵器国として加入させるための手段であり、目的でもある。

一方で、イスラエルは中東地域が直面する安全保障上の課題に適切な注意が払われることを重視しており、まずはそうした諸課題を解決するための対話を行い、域内のすべての関係国との間で信頼が構築された先に非核兵器地帯に関する議論があるとの考えである。つまりイスラエルにとって地帯設置は目的ではなく、結果である。そのため、イスラエルが懸念する地域の諸課題に手当がなされないなかで、非核兵器地帯設置のマנדートを与えられたプロセスに参加することを拒否している。

地帯設置の目的、設置に向けたアプローチ、イスラエルの核問題、核兵器以外のその他の大量破壊兵器の禁止、核兵器の運搬手段となるミサイル開発・保有の問題、地域安全保障上の諸問題といった中東非核兵器地帯設置に関する主要な論点に加えて、核兵器開発の意図が疑われるイランの核問題も重要な論点となっている。なお、中東地域では、化学兵器及び生物兵器といった核兵器以外の大量破壊兵器(WMD)も少なからず拡散していたことから、合わせて対処する必要があるとの認識から、1990年にエジプトが中東非WMD地帯の創設

¹ 2017年までは決議は投票なしでコンセンサスで採択されていたが、2018年以降は、コンセンサスは得られず投票による採決が行われ、イスラエルが反対票を投じている。これには2018年にアラブ諸国が非WMD地帯創設のための国際会議開催に関する決定案を国連総会に提出したことが関係している。

を提案した。

中東非核兵器地帯／非 WMD 地帯構想には、こうした中東地域の問題としての側面に加えて、NPT 運用検討プロセスにおける運用検討会議の成果を左右する問題としての側面もある。

1995 年の NPT 延長・運用検討会議では、エジプトなどのアラブ諸国がイスラエルの核問題に手当がなされない形での NPT 無期限延長に強く反対したことから、米英露の 3 カ国が中東 WMD 地帯創設を目指す内容を含む中東決議を共同で提案し、これが無期限延長等の決定とともに採択された。この決議では、地帯設置に向けて進展を得るため、すべての中東諸国が適切な場で实际的な措置をとることに加え、すべての中東諸国が直ちに NPT に加入し、原子力施設を IAEA の保障措置下に置くことが要請された。しかしながら決議の履行において実質的な進展はみられず、2005 年運用検討会議は中東決議を巡る対立から最終文書が採択されなかった。その後の 2010 年運用検討会議では、中東決議が重視され、国連事務総長及び中東決議の共同提案国が 2012 年にすべての中東諸国が参加する会議を開催することなどが合意されたが、会議開催には至らなかった。2015 年の運用検討会議では、再び中東決議の履行を巡って最終文書が採択されない事態となった。このように地域問題の側面での行き詰まりが「中東問題」として NPT の強化プロセスにも影響を与えており、中東非核兵器地帯／非 WMD 地帯を巡る問題は、核不拡散上、一地域の問題という位置づけを超える重要な問題となっている。

この問題を巡って近年の新たな動きがあった。2018 年にアラブ諸国が中東非 WMD 地帯について話し合うための国際会議の開催を国連事務総長に委託する決定案を国連総会に提出し、これが採択された。この決定では「核兵器とその他の大量破壊兵器のない地帯を中東に創設する法的拘束力のある条約の策定を会議が終了するまで」行うとされている。これに基づき 2019 年 11 月に第 1 回の国際会議が開催され、新型コロナウイルスの世界的蔓延により延期された 2020 年を除き、毎年開催され、中東非 WMD 地帯条約策定に向けて、主要な条約義務、用語集、発効要件、検証機関などの具体的な事項についての議論が進められている。他方で、イスラエルと米国は決定案に反対し会議にも参加していない。イスラエルは、1999 年に採択された「軍縮委員会報告書」で示された非核兵器地帯設置に係る「原則とガイドライン」²の規定に基づくプロセスの実施が見込めない限り、本国際会議には出席しないとの姿勢をとっている。米国は、「域内のすべての国による軍備管理・不拡散義務の遵守という文脈における中東非 WMD 地帯設置を支持する」との立場であり、たとえばイランの核問題を取り上げることなく、イスラエルのみを取り上げるようなアプローチに反対している。さらに、直接的、包摂的、コンセンサスを基礎とした対話を通じた協調的かつ実際

² United Nations, “Report of the Disarmament Commission,” General Assembly Official Records, Fifty-fourth session, Supplement No.42 (A/54/42), Annex I, pp. 8-9, <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N99/132/20/PDF/N9913220.pdf?OpenElement>, accessed May 21, 2023.

的な方法で追求されねばならないと主張している。一方イランは、地域における真の脅威はイスラエルの核兵器問題であって、この問題から注意をそらすべきではないとして、核兵器開発疑惑が持たれる自国の核プログラムの問題が地帯設置に向けた会議において提起されることに反対している。

また、2020年8月に米国の仲介によりイスラエルとアラブ首長国連邦が和平を結び、その後イスラエルはバーレーン、スーダン及びモロッコとも和平を結び、また地域のライバル国同士であるイランとサウジアラビアの関係改善など、域内諸国間の関係に変化も見られる。他方で、イランによる核兵器取得の可能性への懸念からイスラエルはイランの核科学者の暗殺、ウラン濃縮関連施設への妨害破壊行為などを行ったことが疑われ、緊張が高まっている。中東地域において地域安全保障の文脈から核不拡散・軍縮を促進していく必要性は高まるばかりであり、信頼醸成措置、地域対話メカニズムの創設など重層的かつ多様な具体的な検討が課題となる。

協調的脅威削減(CTR)に新たな役割はあるか

西田 充

協調的脅威削減(CTR)とは、冷戦崩壊とソ連解体後、大量破壊兵器(核、生物、化学兵器)、それらの運搬手段や科学者がソ連から流出・拡散することを防ぐ取り組みである。1991年、米国上院の有力議員であった民主党のサム・ナン議員と共和党のリチャード・ルーガー議員が超党派で通した1991年ソ連核脅威削減法案が起源であり、「ナン・ルーガー・プログラム」とも呼ばれる。旧ソ連構成国、すなわちロシア、ベラルーシ、カザフスタン、ウクライナの大量破壊兵器や運搬手段のインベントリー作成、破壊、処分への技術的・財政的支援を提供するものであった。兵器産業に従事していた科学者の民生転換のための事業への財政支援も行った。CTRによって、旧ソ連諸国では、7600個の核弾頭を不活性化、3880基の発射基や運搬手段を破壊、194の核実験坑道を封鎖、40,000トンの化学兵器剤を破壊、モスクワに国際科学技術センター(ISTC)を設置(1992年)等といった多くの具体的な成果が得られた¹。

CTRはこのように大きな不拡散上の成果を残しているものの、ロシアでは、ロシアの弱みにつけこんで西側諸国がロシアの機密を盗み取ろうとしているなど、徐々に屈辱的なプログラムとみなされるようになった。ロシアの経済的再生や米露関係の長年にわたる悪化もあって、ロシアは2012年にCTRの延長を受け入れないことを宣言した。それではCTRは既に過去の産物になったのであろうか。ロシアにおけるCTR事業は終了したものの、この20年ほどでCTRは大きく国際化しており、今も不拡散上の重要な役割を果たしている。

まず、対象国が拡大している。当初は、旧ソ連構成国のみが対象であったが、旧ソ連での成功を受けて、2001年9月11日の米国同時多発テロ事件も受けて、イラクやリビア等での同様の事業にも対象国を広げた。2013～2014年のシリアの化学兵器廃棄事業もCTRの一環として実施された。更に、当初は米国が始めたプログラムであったが、米国以外にも、カナダやドイツなども、CTRに類似した事業を行うようになった。1993年にロシアの解体原潜から生じた液体放射性廃棄物が日本海に投棄されたことを契機として日本が始めた日露非核化事業も同様である。2002年のカナダスキス(カナダ)でのG8首脳会議では、CTRのG8版として、「大量破壊兵器・関連物資の拡散に対するG8グローバルパートナーシップ(G8GP)」宣言が発出された。2014年のクリミア併合でG8からロシアが追放されたことを受けて現在ではG7GPと呼ばれるが、ドナー側としてはG7に限らず今では30か国以上

¹ Lynn Rusten and Richrd Johnson with Steve Andreasen and Haley Anne Severance, *Building Security Through Cooperation: Report of the NTI Working Group on Cooperative Threat Reduction with North Korea*, Nuclear Threat Initiative, 2019, p.18.

が参加するまでに至っている²。

このようにイラクやリビア、また最近ではシリアでも重要な事業を行っていることから、将来的には、北朝鮮の非核化に際しても CTR が重要な役割を果たし得るとみられている。例えば、非核化交渉の結果にもよるが、拡散リスクの高い黒鉛炉の廃棄、核弾頭の無能力化や（弾頭からの）核分裂性物質の除去、核分裂性物質の安全な貯蔵や国外搬出、遠心分離機やカスケード・パイプの廃棄や国外搬出、弾道ミサイルや核実験場の破壊・廃棄など多くの分野で CTR 的な事業が想定され得る。米国をはじめとする核兵器国が強制的な武装解除のような形で一方的に上記のような活動を行えば、北朝鮮との間で緊張が高まり持続可能ではない。そもそもそうした強制的な武装解除のような非核化を遂行することは極めて困難である。そうであれば、政治指導者の承認を得る形で北朝鮮の科学者の関与も得ながら協調的に非核化を進める方がより効果的で持続可能である。また、兵器産業に従事していた北朝鮮の科学者の雇用を確保する観点からも、これも非核化交渉の結果次第ではあるものの、仮に一定程度の民生用原子力活動は認めることとなれば、拡散抵抗性の高い軽水炉などを建設したり、既存の原子炉を拡散抵抗性の高い炉に転換したりすることも CTR の一環として想定され得る³。

北朝鮮の非核化に際しての CTR においては、日本や韓国、また、これまで CTR 的な事業を行ってきていない中国もドナーとして参加することが期待される。更には、地域外からも CTR に長年の経験を有する EU 諸国や G7 メンバー国も参加することが期待される。こうした多角的な参加によって、北朝鮮の非核化が、単なる米国あるいは日米韓のみでなく、幅広い国際社会の関心事項であることを明確にすることができる。また、財政支援のみならず、核不拡散上の義務を遵守しながら、非核兵器国である日韓も可能な範囲で非核化の技術支援を行うことで、プロセスを通じて、北朝鮮の科学者との交流や対話が生まれ、非核化事業に対する信頼感も高まることとなる。こうしたプロセス自体が地域の信頼醸成措置となり、いずれ新たな地域の安全保障枠組みの構築につながることも期待される。

このように CTR は北朝鮮の非核化において更なる成果を出すことは可能であるが、幾つかの問題点もある。第 1 に、旧ソ連の場合、ソ連時代から米国との軍備管理における検証・透明性措置が行われ、軍人や査察官との接触も経験していたが、北朝鮮の場合、そうした関与や協力が 1990 年代の「合意された枠組み」や 2000 年代後半の寧辺の無能力化プロセス程度と極めて限定的であり、経験に乏しいことが挙げられる。第 2 に、ソ連の場合は米国との戦略核兵器削減条約に基づいて核兵器を削減するのみで全面廃棄ではなかったが、北朝鮮の場合は現時点では全面的な廃棄が求められている（民生用原子力活動もどこまで認められるかは不透明）。第 3 に、地域諸国においても、日韓は CTR への参加の経験を有するが、中国は経験を有していない。北朝鮮の協力を得るためにも中国の積極的な関与が求めら

² Global Partnership Against the Spread of Weapons of Mass Destruction. <https://www.gpwmd.com/>, accessed June 7, 2023.

³ 北朝鮮への CTR の適用可能性については、前掲 Lynn Rusten 文献を参照。

れることから、中国には早急に米国との軍備管理や軍縮不拡散の対話を始め、米露間での過去の経験から学ぶことが期待される。新戦略兵器削減条約（新 START）の下における査察に同行することも考えられる。いずれにしても、今のうちからこうした課題を念頭に置きながら、将来の北朝鮮における CTR について検討していく必要がある。

また、ロシアが屈辱的に感じて離脱したことも重要な経験として今後に生かす必要がある。仮に、弱体化したロシアに対して優越感的な感情で接したことがあったとすれば、今後はその反省を生かし、CTR の「協調的」という側面を改めて強調する必要があるだろう。また、CTR の「脅威」という文言が北朝鮮を一方的に「脅威」とみなすべきでないといった主張が北朝鮮や中国からなされるかもしれない。その場合には CTR の文言自体に柔軟に対応する必要があるだろう。

原発の新增設がないなかで原子力人材を如何に確保していくべきか

堀部純子

「原子力人材」の確立した定義はないが、確実に言えることは仮に脱原発政策を新たに採用したとしても、それは原子力人材の育成・確保が不要になることを意味しないということである。原発の稼働の有無にかかわらず、核物質及び原子力施設が世界に存在する限り、核不拡散及び核セキュリティの維持・強化が必要であり、そのための人材の育成・確保も必要である。

この点に関し令和3年版『原子力白書』では、日本は「世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向けて、国際社会の核軍縮・核不拡散体制を維持・強化するための議論に積極的に参加するとともに、人材の育成に努め、『核不拡散と原子力の平和利用の両立を目指す趣旨で制定された国際約束・規範の遵守が、原子力利用による利益を享受するための大前提』とする国際的な共通認識の醸成に国際社会と協力して取り組むことが重要」として、核軍縮・核不拡散に寄与する人材という広い概念での「原子力人材」育成の必要性に言及している。

原発の新增設の政策やそれに基づく具体的な計画があるなかでは、将来性のある産業として原子力分野への関心や興味も高まるであろうが、事故などへの強い懸念から原発が忌避されれば、原子力分野の魅力の低下、同分野に従事することへの人々、特に若者の関心の低下を招き、原子力人材の確保は困難となることが予測される。実際に、米国においても1979年のスリーマイル原発事故以降、原発の新規建設が行われず、原子力分野、核不拡散分野の人材不足が問題になり、特に保障措置及び核セキュリティ分野の若年層の人材育成が急務となったと言われる¹。

日本の「原子力人材」を巡る状況については、まず大学の学部及び大学院の原子力分野への入学者数に目を向けると、2000年代に入って以降大幅な減少傾向にあり、その後、世界的な原子力ルネサンスの時期を迎え一旦は回復傾向であったものの、福島第一原発事故後に再び落ち込んだ²。事故の翌年、原子力分野の大学や大学院への入学者数は前年比16パーセント減少、最大71パーセント減少した大学もあった³。その後徐々に回復してはいるものの緩やかな増加にとどまっている。また、大学等における原子力人材育成の体制についても、原子力専門科目の開講数減少、原子力専門の教員（特に若手）の減少、稼働中の教育試験炉

¹ 千崎雅生、「核不拡散・保障措置・核セキュリティ分野の人材育成の課題」『原子力国際人材育成の必要性和戦略：NSA コメンタリーシリーズ』No. 17、2009年12月、39頁。

² 山本晋児、「原子力人材育成の現状と今後の展開」『工学教育』第57巻第4号、2009年、p. 17；谷合まどか「原子力人材育成の現状と課題」『立法と調査』No. 393、2017年10月、43-45頁。

³ 文部科学省研究開発局原子力課「原子力人材育成ネットワーク設立について」2010年11月30日、<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/iinkai/teirei/siry02010/siry061/siry01-1.pdf>、2023年5月21日アクセス。

の減少による実験・実習の機会の減少等も進んでいるとされる。さらに、大学等の教育機関以外についても、原子力関連の研究開発機関では知識や経験が豊富な専門家の高齢化の問題に直面し、後継となる次世代の原子力人材の確保が喫緊の課題となっている。

日本では2011年3月に福島第一原子力発電所事故を経験し、以降、原発の新增設・建て替えを想定しないとする原子力政策が採用された。2022年12月、岸田政権は原子力を将来にわたって持続的に活用すること、廃止が決まった原発を建て替えること、また原発の運転期間を現在の最長60年から延長するなどの政策転換を行ったが、その間、10年以上にわたって新增設・建て替えの見通しが不確かな状況が続いてきた。そのため、原子力人材の確保は喫緊の課題となっている。

こうした原子力人材育成について、日本では福島第一事故以前から産学官の連携による議論や取組が行われてきた。2010年11月に原子力人材育成ネットワークが設立され、多くの原子力関係組織が連携し、国全体で原子力人材を効果的かつ効率的に確保・育成するための取組が積極的に行われた。福島第一事故後の2014年には、原子力委員会が、「原子力人材育成の今後の進め方」⁴をとりまとめ、翌2015年4月には原子力安全の確保に力点を置いた「10年後のあるべき姿を想定し、福島復興・再生、安全運転・安全確保、核燃料サイクル・放射性廃棄物処分、国際貢献・国際展開の達成を目指した原子力人材育成ロードマップ」を提案した。

さらに、2018年2月に発表された「原子力分野における人材育成について（見解）」と題する文書では、福島第一原発事故や現在の原子力を巡る状況やニーズ等を踏まえつつ人材育成を行い、産学官がさらに連携し、より効率的、効果的な活動としていくことが必要との認識が示された。また、現在の原子力を巡る状況やニーズを踏まえるとの点に関連して、同年に文部科学省の下に設置された「原子力科学技術委員会核不拡散・核セキュリティ作業部会」は、2022年に「核不拡散・核セキュリティ分野」に特化した人材育成に関する報告書を発表した。そのなかでは、①継続的な教育機会の確保、②他分野との融合領域の発展、③核不拡散・核セキュリティ文化の醸成が課題として挙げられ、短期的、中長期的な視点の双方から今後の対応策が提示されている。

課題として特に強調されている論点は、核不拡散・核セキュリティの重要性に対する社会の理解の必要性である。同報告書では、中・長期的な視点で継続的に取り組むべき事項として、核不拡散・核セキュリティ文化の醸成等の観点から、「本分野の重要性に関する広報活動の推進やリスクコミュニケーションの充実など、社会全体を対象として取組を継続していくことが有効」としている。報告書に基づき、今後こうした取組が引き続き行われていくと思われるが、どのように社会全体として核不拡散・核セキュリティの重要性を共有していくかは人材確保の議論において引き続き重要な論点であろう。

また原子力人材の確保に関する新たな論点として、昨今の世界の原子力市場を取り巻く

⁴ 次世代を担う原子力人材の確保、原子力国際人材の育成の強化、初等中等教育段階の教育、一般社会人への教育などの項目が含まれる。

状況の変化を踏まえ、日本が核軍縮・核不拡散分野において国際的な影響力を維持し、国際的な核不拡散の原則や規範を維持・強化していくための人材の確保の必要性についても論じられている。日本や欧州諸国が原子力民生利用分野で主導的な地位にあり、原子力国際市場のシェアの多くを占めていた時代は過去のものとなり、中露が圧巻する状況となっている。中露も核不拡散を一定程度重視しているが、これが常に最優先されてきた訳ではないほか、さらなる不拡散の強化にどこまで意欲的なのかは分からない。

これまでのところ、日本や欧米諸国は、核燃料サイクルの保障措置の手法や技術の研究・開発、核セキュリティ分野における核鑑識技術の確立などの分野で大きな貢献を行ってきているが、こうした役割を担える国が十分でなくなることが懸念されている。核不拡散・核セキュリティの確保を重視する規範や慣行を維持・強化するうえで、非核兵器国で唯一ウラン濃縮、再処理工場を含む核燃料サイクル関連施設を有している日本が核燃料サイクルに関するノウハウや施設をはじめとする原子力技術基盤やそのための人材を確保・維持し、国際的な影響力を維持すべきだとの主張がなされている⁵。

長期的には供給国が変化し多様化する可能性もあり、核不拡散に関する国際的な原則や規範の維持は容易ではなくなる可能性も否定できないため、こうした観点からの人材の確保も重要な論点である。

⁵ 「原子力民生利用における中国・ロシアの台頭：グローバルな核不拡散体制の強化と日本の役割」原子力民生利用・核不拡散研究会、2021年4月、9-10頁。

原子力の平和的利用は核不拡散を損なうか

堀部純子

原子力エネルギーの利用は軍事利用を目的として開始され、その後発電を目的とした技術開発も進められ、平和的な目的での民生利用も行われるようになった。この歴史からも分かるとおり、原子力は軍事及び民生の双方の目的に利用可能である。

原子力の平和的利用については、核兵器に使用可能な核物質（高濃縮ウラン及び分離プルトニウム）の取扱いとそれらを生産するためのウラン濃縮及び再処理技術を国際的にいかに管理するのが核不拡散上極めて重要となる。

1968年に成立した核不拡散条約（NPT）は条約上の非核兵器国の締約国に対し、核不拡散義務（第2条及び第3条¹）に従ったうえで、平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を発展させる「奪い得ない権利」（第4条）を認めている。第4条では、ウラン濃縮や再処理に関する活動についても不拡散義務を履行する限りにおいて認められている。

他方で、濃縮及び再処理技術の拡散は核兵器取得能力の拡散を意味し、また核テロなどの核セキュリティ上のリスクの拡散も意味するため、原子力の平和的利用と核不拡散を如何に両立させるかは難しい問題となっている。脱炭素社会の達成やエネルギー安全保障などの観点から世界において原子力発電の拡大が見込まれるなか、いかに兵器利用可能な核物質の在庫量を削減し適切に管理していくか、また機微技術の拡散を防止していくかが大きな課題となっている。この課題については、主に以下の点について議論がある。

まず、NPTにおいて核不拡散を担保するための保障措置の標準（スタンダード）を巡る議論である。1990年代に、NPT上の非核兵器国の締約国であるイラク及び北朝鮮において核兵器開発疑惑が生じたことを受け、NPT第3条で受諾が義務付けられている包括的保障措置を補完することを目的とした追加議定書が1997年に国際原子力機関（IAEA）で採択された。追加議定書の下では、未申告の核物質や原子力活動がないことや保障措置下にある核物質の軍事転用がないことを検認するために、従来よりも強い権限がIAEAに与えられている。

この追加議定書を巡っては、非同盟運動（NAM）諸国をはじめとする途上国が、NPT第3条は包括的保障措置の受諾を規定しているため追加議定書の受諾は義務ではなく、あくまで各国が任意で行うべきものだとして主張し、国家主権尊重の原則を強調する。他方で、日本などの西側諸国は、追加議定書がNPT上の義務ではないことを認めつつも、これを今日におけるNPT上の保障措置の標準（スタンダード）とすべきと主張し、すべての締約国が追加議定書を締結するよう促している。ここに国連憲章に規定される国家主権尊重の原則と

¹ 第2条は非核兵器国の核兵器等の受領、製造等を禁止している。第3条は非核兵器国による保障措置の受諾、国際原子力機関との保障措置協定の締結等を規定している。

NPT における核不拡散の原則の相克がある。

また、追加議定書の積極的な推進国には米国等の核兵器国も含まれることから、それらの国による核軍縮の進展を追加議定書の批准と結びつける主張もある。ここには核軍縮、核不拡散という NPT の 3 本柱のうちの 2 つについて、義務履行のバランス、両者の関係性の在り方を巡って意見の対立がある。

第二に、ウラン濃縮・再処理といった機微技術の移転制限に関する議論である。核物質、関連資機材・技術の移転については、NPT の枠外の、核不拡散を共通の目標とする有志国の集まりである原子力供給国グループ (NSG) が、独自に設定したガイドラインに基づいて輸出管理を行っている。NSG では、濃縮・再処理技術について 2011 年に新たな輸出ガイドラインを策定し、技術等の受領国が追加議定書を発効させていることを条件とするなど規制を強化した。輸出管理の重要性は NPT 加盟国間で一般的に共有されてきてはいるが、NAM 諸国は、原子力の平和的利用の制限やその手段として輸出管理が用いられることに懸念を示しており、供給国が技術の機微性を理由に移転を制限することを慎むべきと主張している。ここにも原子力の平和的利用の権利と核不拡散を目的とした制限の相克がある。

第三に、原子力平和利用の権利を踏まえつつ、核拡散リスクを減らしていくために提案された多国間による核燃料サイクルの管理を巡る議論がある。提案では、核不拡散上最も懸念されるウラン濃縮と再処理を多数国間で共同管理する、あるいは共同保有することを通じて技術が軍事転用されにくい状況を整え、また燃料供給の保証を通じて各国が独自に濃縮・再処理能力を保有する必要性を減じることが意図された。このような提案の嚆矢となったのが、2005 年のエルバラダイ IAEA 事務局長（当時）による「核燃料サイクルの多国間アプローチ」²であり、2017 年にはカザフスタンに低濃縮ウラン燃料バンクが設立された。しかしながら、ウラン濃縮や再処理の技術開発や施設の保有を断念させられることに抵抗を覚える国もあるほか、NAM 諸国は核燃料サイクルも含めて、どのような原子力政策を選択するかは各国の主権の問題であると主張している。ここにも国家主権尊重の原則と核不拡散の原則の衝突があり、また、技術を「持つことが認められる国」と「認められない国」が生じてしまうという不平等性の問題がある。

核燃料サイクルの制限に関連して、原子炉の輸出に際し輸出国が使用済み燃料の引取りを条件とすることも提案されており、ロシアが既にこれを実施している³。この措置は再処理施設の拡散防止に資する一方で、ロシアでは再処理が行われ続けることには批判もある。また、ロシア以外の国でもこの措置を実施しようとした場合に引取り国の国内において使用済み燃料を引き取ることについて社会的に受入れ可能かという受容性の問題もある⁴。

第四に、国家への核拡散に加えて、テロリストなどの非国家主体への核拡散に対する対処、

² IAEA, *Multilateral Approaches to the Nuclear Fuel Cycle*, 2005.

³ 原子力民生利用・不拡散研究会「原子力民生利用における中国・ロシアの台頭：グローバルな核不拡散体制の強化と日本の役割」笹川平和財団、2021 年 4 月、11 頁。

⁴ Ibid.

すなわち核セキュリティに関する議論がある。NPT には核セキュリティに関する規定がない。西側諸国は、原子力の平和的利用にあたっては、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の確保が前提であり不可欠であると主張する一方、NAM 諸国は核セキュリティの一義的な責任は各国にあり、これらの強化を目的とした措置やイニシアティブが「途上国の奪いえない権利の否定または制限のための言い訳 (pretext)」として利用されてはならないと主張する。米国のオバマ大統領が提唱して 2010 年から 2016 年にかけて開催された核セキュリティ・サミットや IAEA による核セキュリティに関する様々な取組や活動を通じて、核セキュリティの重要性に対する NAM 諸国の理解は進んだが、どのような措置をどのようなレベルで講じるかは各国の主権の問題だとすれば、国際的な取組において脆弱な箇所ができ、核テロの標的となることが懸念される。ここにも、核不拡散の原則と国家主権尊重の原則の相克がある。

このように、核不拡散そのものの重要性については広く認識が共有されている一方で、原子力の平和的利用の権利や国家主権に鑑み、核拡散リスクをどう管理するのかというアプローチを巡っては意見の対立があり、こうした対立をいかに解消していくかが課題となっている。

原子力の軍事転用防止—国際機関の有効性とその限界点

樋川和子

原子力の軍事転用防止について考える時、核拡散防止のための保障措置を行ってきた国際原子力機関（IAEA）の有効性やその限界点について触れざるを得ない。

IAEA は、原子力の平和利用を促進しつつ、平和利用下にある原子力が軍事目的に利用されることを防ぐことを目的に 1957 年に設立された国際機関である。この「原子力の平和利用の促進」と「軍事目的への利用の防止」（すなわち転用の防止）という二つの目的は、IAEA 憲章にはっきり記されている。IAEA はこの目的を達成するために、保障措置制度を構築し、IAEA との間で協定を結んだ国に対し、原子力が軍事目的に転用されないための保障措置を行ってきた。その後、1970 年の NPT 発効に伴い、IAEA は NPT 締約国である非核兵器国との間で、NPT 第 3 条に基づき、「原子力の軍事目的への転用」ではなく、ある意味より狭義の「核物質の核兵器その他の核爆装置」への転用を防ぐための保障措置を行ってきている。すなわち、国際機関が非核兵器国による原子力の転用を防ぐという意味においては、額面上は IAEA が既に一定の役割を担ってきているといえることができる。

では、IAEA は、原子力の転用防止という意味において、十分な役割を果たしてきているといえるだろうか。

ここでまず念頭におかなくてはならないのは、国際社会の基本的な構造である。周知のとおり国際社会には最上位の権力というものは存在せず、国家が有するような強制力というものも存在しない。NPT からの脱退を宣言し核開発にいたった北朝鮮の例からも明らかのように、NPT 締約国として IAEA の保障措置を受けていたとしても、主権国家が NPT からの脱退を決めて、核開発に走ることを国際機関が防ぐ手段は残念ながら今のところ存在しない。

IAEA 保障措置の基本的な考え方は、核兵器の製造自体を防ぐというよりもむしろ、その可能性を適時に探知することによって、安保理に問題を報告し、安保理に行動を取るよう要請するというものである。より端的に言えば、IAEA の役割はあくまでも核兵器製造の可能性を探知することであり、その可能性を現実のものとしなため強制行動をとるのは、同じく国際機関である国連安保理の役割ということになる。たとえば、北朝鮮の例で言えば、IAEA は北朝鮮による核開発の可能性を探知し、安保理に付託していることから、ある意味、IAEA としての役割は果たしたといえる。しかしながら、北朝鮮の核問題を付託された安保理は、その後数多くの安保理決議を採択しながら、結局のところ北朝鮮の核兵器開発を防ぐことはできなかった。これは国際機関としての安保理に十分な強制力が備わっていないこと、そして、主権国家を超える上位権力（たとえば、実行的な強制力を有する国際機関）が存在しない国際社会の基本的な構造からくる問題である。

国際社会に実効的な強制力を有する国際機関はない、ということを前提に議論を進めるならば、非核兵器国が核物質を核兵器製造に転用することを防ぐために、国際機関はどのような役割を担うべきなのだろうか。

まず上述の北朝鮮の例からも明らかなおと、IAEA がいくら適時に核開発の可能性を探知できたとしても、強制力をもった権力が国際社会に存在しないために、核兵器製造を防ぐことはできない。そうであるならば、IAEA の探知は、意味はないではないか、という議論もありえよう。もちろん、国際機関による強制力以外の手段に解決の糸口を見つけるという考え方はある。まさに北朝鮮の例では、北朝鮮の核開発を防ぐために、国連安全保障理事会ではなく六者会合という枠組みが作られ、問題の解決が図られた¹。ただし、この六者会合も結局は北朝鮮による核開発を防ぐことはできなかった。イランについては、核兵器製造計画の可能性を IAEA が探知し、安保理に付託したが、北朝鮮の時と同様、類似安保理決議は功を奏さず、EU3+3 という枠組みでの解決が図られてきた。しかし、この枠組みもこれも現時点では頓挫している状況である。

さらに言えば、保障措置実施機関としての IAEA の役割が、適時に核開発の可能性危を探知するということにあると考えると、北朝鮮の例は別にしても、少なくともイランの例をみるならば、秘密裏の核開発が明らかになったのは IAEA の保障措置によるものではなく、イラン反政府組織による暴露によるものであったという点も忘れてならない。反政府組織の暴露がなければ、IAEA に探知されることなくイランが核開発を続けることができた可能性はまったく排除されないのである。

次に念頭におかなくてはならないのは、核兵器製造に転用可能な核物質（高濃縮ウランとプルトニウム）の製造・使用自体を一般的に禁止する国際法は現時点では存在しないということである（米 UAE の二国間原子力協定などの個別の協定は除く）。すなわち、個別の協定で取り決めをしていない限り、非核兵器国も平和利用目的であればウラン濃縮を行うことが可能であり、取り決めがなければ高濃縮を行うことも理論上では何ら問題はないということになる。イランはまさにこのケースにあたり、具体的な原子力発電所の建設計画もない中で、ウラン濃縮施設を建設し、低濃縮ウランの製造を行い、その後高濃縮ウランの製造まで行なっても、IAEA に然るべく報告を行い、IAEA の保障措置の適用を受けている限りにおいては、イランによる高濃縮ウランの製造は国際法違反とはならず、IAEA も国際機関としてこれをやめさせることはできない（ここでは現在頓挫したままのイランの核問題に関する包括的共同作業計画（JCPOA）に関する論点は取り敢えず捨象する）。

国際機関として、核兵器製造の可能性を適時に探知して、安保理に付託しても、安保理も非核兵器国による核兵器製造を阻止できず、反政府組織の助けなしでは国際機関として核

¹ 北朝鮮が NPT からの脱退を宣言（2003 年 1 月）するなど、北朝鮮による核問題が深刻さを増す中で、問題の外交的解決を図るためにアメリカ、中国、北朝鮮、日本、韓国、ロシアの 6 者が参加する形で立ち上げられた協議のための枠組み。2003 年 8 月以降計 6 回の会合が開催され、朝鮮半島の非核化に向けた具体的措置などについても合意がなされたが、2008 年 12 月の首席代表会合を最後に、今日に至るまで中断されたままとなっている。

兵器製造の可能性も探知できないのであれば、国際機関は一体どのような役割が果たせるのであろうか。

むろん、国連安保理の強制力を強化すべし、IAEA の探知能力を強化すべきという議論はありえよう。しかしながら、主権国家で成り立つ現在の国際社会の現実を考えた時、いなか
る国際機関であったとしても、強制力を持たせることに各国が同意するとは思えない。また、
IAEA の探知能力の強化についても同じことで、IAEA の査察に関する権限を強化しよう
としても、主権国家はこれを拒否することが可能である。つまり、主権国家の集まりである現
在の国際社会において、国際機関ができることには限界があるということをよく念頭に置
かなくてはならない。

このように考えると、非核兵器国が核物質を核兵器製造に転用しないための国際機関の
役割というものは、非常に限定されたものといえるのではなかろうか。

転用を防ぐために適時に転用の可能性を探知できるかもしれないが、できないケースも
想定しておかなければならない。仮に転用の可能性を探知できた場合も、核兵器製造を阻止
することまではできないこともありうる。

我々は国際機関に過度に期待することなく非核兵器国による核物質の転用を防ぐ手段を
考えなければいけないのかもしれない。

濃縮・再処理技術の独占は必要なのか

樋川和子

濃縮・再処理技術の独占は必要か。この問いについて、技術的な観点からではなく、政治的な観点から考えてみたい。その際に忘れてはならないのは、「持てる者と持たざる者」という論点である。

核不拡散条約（NPT）は「核兵器国」として核兵器を合法的に持てる国と、「非核兵器国」として核兵器を持たない（合法的に持てない）国を規定した不平等条約と言われている。しかしながら、NPT 上の非核兵器国は、無条件に核兵器を持たないという制約（核不拡散義務）を受け入れたわけではない。「原子力の平和利用の奪い得ない権利」が NPT により保証されたからこそ、核兵器を放棄することを受け入れたのである。まずはこの点について説明したい。

NPT 第 4 条に規定された「原子力の平和利用の奪い得ない権利」は、NPT のグランドバーゲンの一つである。NPT のグランドバーゲンとは、NPT の交渉過程の中で生まれた考え方で、非核兵器国が核兵器の開発・取得を放棄する代わりに、主に核兵器国による核軍縮交渉義務と締約国すべての原子力の平和利用の権利を NPT の中に盛り込むという取引のことで、NPT が成立するための絶対条件として必要とされたものである。当時、交渉過程においてこの権利の重要性を主張したのは、日本や西ドイツといった既に民生の原子力利用を始めていた国が主であったが、今日では、特に非同盟（NAM）諸国が強く主張する NPT 上の権利である。特に、NPT プロセスの場合や、IAEA の場で、NAM 諸国は金科玉条のごとくこの権利について声高に主張を行っている。なぜかといえば、これがまさに NPT の本質的な不平等性、すなわち、「持てる者と持たざる者」の問題を解消するための権利と考えられているためである。

例えば、2005 年 NPT 運用検討会議前後に、この権利を巡り大きな論争が巻き起った。その発端となったのが、核燃料の国際管理構想である。核燃料の国際管理構想は、2004 年にブッシュ米大統領（当時）が提唱した「不拡散のための 7 項目提案」の中に盛り込まれていたもので、既に濃縮・再処理を行なっている国以外による濃縮・再処理を原則禁止するというものであった。この提案は、核兵器国と非核兵器国という「持てる者」と「持たざる者」の差別性をさらに強化するものとして、NAM 諸国から大きな反発を受けた。当時の米政権が、NPT 第 6 条の核軍縮義務を否定することも厭わなかったこと、また同時期、イランが核開発を進めようとしていたことなども大論争を巻き起こした背景にあるものと考えられる（核物質や核燃料の国際管理という考え方自体は、古くからある議論で、その起源は 1940 年代半ばに原子力の国際管理が初めて提唱された時代にまで遡ることを指摘しておきたい）。

核燃料の国際管理構想については2003年の時点で既に、モハメド・エルバラダイ IAEA 事務局長（当時）が、エコノミスト誌（英国）に寄稿を行っていた。エルバラダイ事務局長の提案はその後、「核燃料サイクルの多国間アプローチ（MNA: Multilateral Approaches to the Nuclear Fuel Cycle）」として IAEA 加盟国に正式に提案されたが、その主眼は、①米国のブッシュ大統領提案のようにウラン濃縮・使用済み核燃料再処理を一方的に禁止するのではなく、核燃料サイクルを多国間で行なうことで、経済的合理性の観点から、各国が独自に濃縮・再処理を行なうことへの魅力を低下させること、②またそれにより、濃縮・再処理という機微な技術が世界中に拡散することを防ぐ、というものであった。

さらに、2004 年～2010 年にかけて、エルバラダイ構想の他にも、フランス、ドイツ、ロシア、オランダ、英国、米国による 6 カ国提案とよばれるものや、英国による「ボンド提案」、ロシアの「アンガルスク国際ウラン濃縮センター提案」、ドイツによる「濃縮サンクチュアリー提案」、米国の有力なシンクタンクである核脅威イニシアティブ（NTI: Nuclear Threat Initiative）による「低濃縮ウラン・バンク構想」など様々な提案がなされている。これらのうち、これまでに、アンガルスク国際濃縮ウランセンターに関するロシア提案と、低濃縮ウラン・バンクを設立する NTI 提案が実現している。なぜこれら二つの提案が実現したかといえば、これらが、非核兵器国の権利を侵害したり、新たな制約を課したりするものではなく、あくまでも非常事態が生じた場合等に利用できる一つの選択肢として受け止められたからだといえよう。

再処理技術についてはさらに、2004 年のジョージ・W・ブッシュ米国大統領提案を受け、原子力供給国グループ（NSG）において再処理技術の移転を制限するための議論が行われたが、同じく「持てる者」と「持たざる者」の対峙から議論は難航し、最終的には、2011 年に再処理技術の移転は一定の条件化であれば認められる形で合意がなされている¹。

核不拡散を考えた時、確かに濃縮・再処理技術という核兵器製造に転用可能な技術は、核兵器国等によってある程度独占されるべきなのかもしれない。しかしながら、上述のとおり 2004 年のブッシュ大統領提案が、原子力の利用の世界に「持てる者」と「持たざる者」の差別を新たに設けるものとして多くに国から反発をうけたことなどを考えると、少なくとも NPT 体制下においては、NPT における権利・義務のバランスの観点から、非核兵器国が、原子力の平和利用の権利に関する新たな制約や規制を受け入れることをよしとはしないであろう。

ただし、これはあくまでも現行の NPT 体制における不拡散という考え方の枠内での話である。Atoms for Peace（平和のための原子力）²という考え方を NPT 上の非核兵器国だけ

¹ 外務省「原子力供給国グループ（NSG）濃縮及び再処理の施設、設備及び技術の移転規制の強化について」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/nsg/guideline_ky1107.html、2023 年 5 月 22 日アクセス。

² 1953 年 12 月、アイゼンハワー米大統領が国連総会で行なった「平和のための原子力（Atoms for Peace）」演説で打ち出した考え方。この演説で米国は、原子力の破壊的側面ではなく、原子力から得られる恩恵に焦点を当て、国際機関による管理の下、原子力の平和利用を促進することを強調し、米国が保有するウラン燃料などの核物質を積極的に他国に提供することを約束した。この演説をうけ、1957 年に国際原子力機関（IAEA）が設立された。

ではなく、核兵器国も含むすべての国に適用すると考えた場合、すなわち、すべての国が核兵器を持たない、ないしは、持つてはいけないという状況になった場合、濃縮・再処理技術の独占を論じる必要性はなくなる。他方で、同時に、これらの技術が核兵器開発に転用されないようにするにはどうしたら良いのかという論点が浮上してくることになる。

転用の防止については IAEA が既にその役割を担っているわけであるが、北朝鮮の例からも明らかなように、上位の強制力が存在しない主権国家の集まりである現在の国際社会の実情を考えると、転用を効果的に防止することは不可能に近いのではないかと考えられる。

以上を踏まえると、ドワイト・アイゼンハワー米国大統領が打ち出した Atoms for Peace が理想的な核不拡散政策といえるかいうかどうかについては、甚だ疑問と言わざるを得ない。それは、「原子力の平和利用の奪い得ない権利」を認める一方で、核廃絶を目指すことを想定する NPT にとって、中長期的にさらに重い課題としてのしかかってくるだろう。

核廃絶後の原子力の平和利用

西田 充

核兵器の廃絶を実現するためには、単に、現存する核兵器を地上から消し去れば済むというものではない。現在の「核不拡散レジーム（体制）」から「核廃絶レジーム（体制）」に移行するためには、そのレジームが安定的に機能するよう確保する必要がある。例えば、すべての核保有国が核廃絶に同意していることはさることながら、違反に対する効果的な検証や執行体制を整えておく必要がある。原子力の平和利用の扱いも安定的な核廃絶レジームの構築において重要な論点である。これは「核廃絶」とはそもそも何を意味するのかという論点でもある¹。

核廃絶レジームにおいて、原子力の平和利用は、核兵器不拡散条約(NPT)を中心とする核不拡散レジームで認められてきたとおり認められるべきか否か（北朝鮮の非核化でも同様の論点がある。（本章「北朝鮮の核問題」p.56-58）も参照）。まず、そもそも原子力の平和利用は、NPTによって初めて付与された権利ではなく、国家の自然権的な主権的権利としてNPTに「奪い得ない権利」と明記されたのであり、核廃絶レジームにおいて認められるか否かを論点にすること自体が誤りであるとの考え方があろう。NPTにおいてですら、形式上は認められつつも、実態としては、核不拡散の名目のために多くの制約が課されてきたことから、核廃絶レジームにおいては、それら様々な制約を取り除き、すべての国が真の意味で原子力の平和利用を行えるようにすべきであるとする。

これに対し、核廃絶レジームでは、1発の核兵器の戦略的価値が圧倒的に高まり、ある1か国が密かに核兵器を保有すれば（ブレイクアウト）、他国は一気に戦略的劣勢に立たされることとなる。核廃絶レジームの下で各国がこれまでどおりに原子力の平和利用を行えば、各国は、他国に出し抜かれることを避けるために、それぞれが原子力の平和利用を最大限活用し、ブレイクアウト直前の状態を維持するという緊張状態に置かれることとなる。すなわち、「核（再）武装競争」を生み出すことになる。途上国を含め、より多くの国が、原子力の平和利用を行うことになれば、より多くの国が核（再）武装（ブレイクアウト）直前の状態に至ることを意味し、現在の核不拡散レジームよりも不安定な体制となりかねない。現在の核不拡散レジームでは9か国程度に収まっている核保有国数が、場合によっては増えてしまい、より深刻な核拡散に直面するという皮肉な状況になりかねない。また、核不拡散レジームにおいては、核保有を放棄する非核兵器国への代償として、積極的安全保証(PSA)（いわゆる「核の傘」）と消極的安全保証(NSA)（いわゆる「非核の傘」）が適宜供与されてきたが、核廃絶レジームでは、すべての国が非核兵器国となるため、そうした安全の保証を提供・

¹ 「核廃絶」とは何を意味するのかとの論点については、「ミサイル拡散と核軍縮の関係」（第2章 p.23-25）も参照。

享受するというシステムが消えてしまう。したがって、核廃絶レジームでは、原子力の平和利用は認めるべきでない、あるいは、少なくとも現在の核不拡散レジームよりは厳格化すべきとする考え方もあろう。

他方で、核廃絶レジームにおいて原子力の平和利用を認めるべきとの考え方には、単なる権利論ではなく、安定的な核廃絶レジームの構築にこそ必要であるとの考え方もある。すなわち、世界警察のような国家による義務違反を取り締まる超国家組織ができない限り、各国は自らの安全を自力で担保せざるを得ず、また、人類の核兵器製造にかかる知識を消し去る(uninvent)ことができない以上、むしろ、原子力の平和利用を認めて、核（再）武装能力を各国に持たせることによって、核兵器がない状態での抑止力（「無兵器抑止力(weaponless deterrence)」）を創出し、それによって核廃絶レジームを構築・維持することができるという考え方である。そうした核廃絶レジームが必ずしも恒久的に安定的なものとならないとしても、（印パや米露のように）互いの戦略核兵器が相手側に届き大量の人々が死に至るまでの時間が 10 分弱や 30 分弱といった現状よりは、核（再）武装まで数週間から数か月のリードタイムを要する状態の方がまだましだということである²。

上記の基本的な議論を踏まえると、完全に禁止すべきという考え方を除けば、いずれの立場においても、核廃絶レジームにおいて認められる原子力の平和利用の範囲（スコープ）はどこまでかという論点がある。国家の主権的権利なのであるから、原則論として無条件かつ完全に認められるべきとの考え方もある。特に途上国にとっては開発のためにも原子力の平和利用が必要という切迫した問題もある³。しかし、上記の反対論のうち、現在の核不拡散レジームよりは厳格化すべきとの考え方では、開発やエネルギー源としての有用性を認めつつ、核廃絶レジームの安定性を担保するために、例えば、濃縮や再処理といった機微な技術に関わる部分のみを禁止するという考え方はあろう。また、保障措置を現状の追加議定書よりも更に厳しいものとする必要となろう。他方で、上記の「無兵器抑止力」の考え方からすれば、機微技術こそ各国に認めるべきということになる。濃縮・再処理といった機微技術を除いた原子力技術では、「無兵器抑止力」を構築することはできないからである。また、「無兵器抑止力」の考えの下では、現在原子力技術を有していない国にまで原子力技術を提供、すなわち拡散すべきなのかという論点もあり得る。

核廃絶レジームにおいては原子力の平和利用は完全に禁止すべきとの立場をとる場合、それをどう担保するのかは非常に難しい問題である。いったん人間が生み出した技術や知見を uninvent することはできないからである。仮に原子力の平和利用を禁止する場合、再び原子力技術が復活しないようどう担保するのか、すなわちどのようにどの程度まで不可逆性を担保するのかという問題に直面する。あるいは、原子力に匹敵する代替エネルギーが

² Weaponless deterrence の考え方については、Jonathan Schell, *The Fate of the Earth: The Abolition*, Stanford University Press, 2000, p112-123 参照。

³ ただ、開発という観点からは、原子力を代替する安定エネルギー源があれば、禁止乃至制限することは可能ということになる。

実現するまでの間は原子力の平和利用を認め、代替エネルギーの実現後に段階的に原子力の平和利用を禁止するという段階論もあるが、それでも最終的にどのように禁止するかは難問として残る。少なくとも、現在の核不拡散レジームにおける国際原子力機関(IAEA)による保障措置体制よりも遥かに強力な検証・執行体制が必要となろう。それは、核廃絶レジーム全体の厳格な検証・執行体制の一部を構成することになる。原子力の平和利用を行っていないかを検証するのみならず、核廃絶レジームにおいては、そもそも運搬手段を含めて核兵器システムの開発・保有に関わる活動を一切行っていないか「原子力」の部分を超えて厳格な検証・執行体制が必要となるからである。

戦後の日本では、被爆地の広島でも、核廃絶を求めつつ原子力の平和利用を認めるという立場をとった。しかし、その後、核兵器禁止条約(TPNW)が成立する中で、「被爆者を二度と出してはならない」との思いにおける「被爆者」とは、核使用の被害者に限らず、ウラン採掘を含む核兵器製造過程全体に関わる被害者であるとの考えに至るようになっている。更には、福島第一原子力発電所事故など、原子力の平和利用による被曝者・被害者も含めて「ヒバクシャ」とする考え方もある。その意味でも、核廃絶レジームにおいて原子力の平和利用の扱いをどうするかは、核軍縮における非常に重要な論点である。しかし、TPNW は、「ヒバクシャ」の概念を拡大し普遍化しつつも、原子力の平和利用そのものについては一切踏み込まず、NPT と同様の権利を認めるに留まった。原子力の平和利用は、一見すると核軍縮や核廃絶とは関係ない論点かのように見えるが、実際は核廃絶を考えるにあたって避けて通ることのできない非常に重要な論点である。

NPT 脱退

西田 充

核兵器不拡散条約(NPT)は第 10 条 1 項で、「各締約国は、この条約の対象である事項に関する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には、その主権行使してこの条約から脱退する権利を有する。」として、締約国による一定の条件の下での脱退の権利を認めている。他方で、脱退の条件として「異常な事態」「自国の至高の利益」「危うくしている」「認める」とは具体的に何を意味するのかについては、NPT 締約国間に何らの客観的な基準や合意もなく、各締約国の主観的な判断に委ねられている。

仮に脱退を決定した場合の手続きとしては、同第 10 条 1 項で、①「他のすべての締約国及び国際連合安全保障理事会に対し」「通知」すること、②「その通知には、自国の至高の利益を危うくしていると認める異常な事態についても記載」すること、③脱退が有効になる「三か月前にその脱退を通知」することが定められている。

これまで NPT からの脱退を正式に表明したのは、北朝鮮のみである。北朝鮮の脱退については、「北朝鮮の核問題」の項目（第 4 章 p.56-58）で述べているとおり、北朝鮮による脱退宣言を積極的に有効と認める国はない。むしろ日本をはじめ幾つかの国は、北朝鮮による脱退宣言は NPT 第 10 条の脱退規定に則ったものか手続き上の疑義があるとして脱退宣言は必ずしも有効ではないとの立場をとっており、NPT では北朝鮮の脱退宣言を有効と認めるか否か曖昧なままとされている。これは、北朝鮮の脱退を認めることは NPT 体制への深刻な打撃になることから認めたくない一方で、さりながら NPT（に限らず条約一般）からの脱退は各国の主権に関わる重要な権利であり北朝鮮であろうと脱退を認めざるを得ないという締約国の相反する葛藤の結果でもあると言える。その後の様々な国際的な合意文書での文言は、北朝鮮からの脱退宣言を有効とも無効とも読めないように慎重に調整された文言となっている。例えば、2005 年の六者会合の共同声明や 2010 年の NPT 運用検討会議最終文書、累次の国連安保理決議等では「NPT 及び国際原子力機関(IAEA)保障措置に復帰」することを求めており、一見すると北朝鮮の脱退宣言を有効とみなしているかのように読めるが、同時に、これは単に北朝鮮の現在の NPT 及び IAEA 保障措置協定違反を正し、遵守状態に復帰することを求めているだけとも読めるようになっている（すなわち、北朝鮮は今もなお NPT 及び IAEA 保障措置協定の締約国であるという前提）。実際、安保理決議では、上記に加え、北朝鮮は NPT 締約国に適用される義務に厳に従って行動しなければならないとも規定しており、これは北朝鮮が引き続き NPT 締約国である（とも、締約国でない）とも読める。

NPT からの脱退については、北朝鮮以外にも、長年にわたって核兵器開発疑惑がもたれ欧米の制裁を受けているイランでも有力政治家が脱退を示唆する発言を行っている。また、従来から、非同盟運動(NAM)を中心に核兵器国による核軍縮義務に進展が見られない不平

等条約たる NPT への不満の表明として将来的に脱退が相次ぐ可能性があると言われていたが、2022 年の第 10 回 NPT 再検討会議でもキリバスの代表が、議論の行く末によっては NPT での取組みは時間の無駄であるとして NPT からの脱退の可能性に言及した。NPT の生来的な不平等で不安定な構造からして、また、核軍縮の進展は時々の国際情勢に左右されることから、NPT からの脱退問題は今後もくすぶり続けるであろう。

NPT からの脱退は、NPT を基礎とする国際的な核不拡散体制に否定的な影響を与えるものの、その程度については、脱退の態様による。例えば、北朝鮮のように、独自核武装するための脱退は、特に地域諸国がそれに続く引き金になりかねないことから NPT への深刻な打撃となる。他方で、単なる政治的意思表明としての脱退の場合は、相対的にはより低い打撃となろう。また、脱退する国の国際社会におけるステータスにもよる（大国であるほど大きな打撃である一方、小国の脱退による打撃は相対的に下がる）。したがって、NPT からの脱退は国際の平和と安全に対する脅威を構成する可能性が高いため、脱退を国連安保理に事前に通告することになっているものの、実際には脱退の態様によっては必ずしも NPT からの脱退が、常に国際の平和と安全に対する脅威になるとは限らない。

核兵器禁止条約(TPNW)の成立も NPT からの脱退に一定の影響がある。TPNW の成立以前は、NPT から脱退すれば国際社会ののけ者にされるリスクが高く実際に脱退が行われる可能性は低かったものの、TPNW が成立したことで、NPT から脱退したとしても、国連で正式に交渉された平等な条約に加入することで、政治的な意思表明としての脱退へのハードルは相対的に下がったと言える。その意味では、TPNW は NPT からの脱退をより容易なものとする。他方で、NPT から脱退したとしても、TPNW に加入しているのであれば、TPNW における核不拡散上の義務を負うことになるので、国際的な核不拡散体制への否定的な影響を一定程度和らげることになる。

核軍縮・廃絶のためには核不拡散を確実なものとする必要があるが、NPT からの脱退の権利を認めていることは、上記のとおり程度の差はあれ安定的な核不拡散体制に一定の影響はある。他方で、国際条約への加入や脱退は、国家の主権に関わる行為であり、現在の主権国家で構成される国際秩序においてはその権利をはく奪することはできない。そこで、2003 年の北朝鮮による脱退（再）宣言以降、NPT においては脱退の権利を法的に侵害しない範囲で、脱退のコストやハードルを高めるための様々な提案が西側諸国を中心になされている。例えば、脱退の権利を行使する前に各国と事前に協議すること、緊急の NPT 締約国会議を開催し対応を協議すること、「至高の利益」の具体的な基準を策定すること、NPT の義務に違反している国は脱退できないこと、事前の安保理の承認を得ること、また、脱退後の措置としては、脱退前に移転された核物質等については引き続き IAEA の保障措置の適用対象であり続けること、供給国がそれら核物質等の返還を求める権利を認めること、脱退前の違反には脱退国は引き続き責任を負うこと等が挙げられる。

これら提案の中には、NPT からの脱退の権利と法的に衝突する可能性があるものもあり、また、事実上の制約を課すこととなるものがあるため、イランをはじめ非同盟（NAM）諸

国は、西側諸国による提案は脱退の権利に制約を課すものである、脱退の権利は無条件に認められなければならないと強く主張している。結果として、2003 年の北朝鮮の脱退（再）宣言から 20 年近くたっても未だ脱退のハードルを高める合意はなされていない。この 20 年の間に唯一実質的合意があった 2010 年再検討会議で採択された行動計画では脱退について何ら言及はなかった。合意寸前までいていた 2015 年再検討会議の最終文書でも、第 10 条の脱退の条文をなぞり、同条文の再解釈はしないとの文言に合意するのがせいぜいであった。

このため、近年の NPT での議論では、上記提案内容よりも（特に法的インプリケーションを伴わないよう）かなり穏当なものとなっている。例えば、2022 年の第 10 回再検討会議での軍縮不拡散イニシアティブ(NPDI)の提案は、脱退の際は第 10 条の条文に厳密にしたがうこと、ウィーン条約法条約にしたがって NPT 締約国中の違反には脱退後も責任を有し続けること、脱退によって脱退国とその他の締約国の NPT 以外の既存の権利義務関係を変えるものではないこと（特に、二国間原子力協定で脱退後も IAEA 保障措置を適用することが定められている場合）、二国間原子力協定において供給国は受領国の脱退後、移転した核物質等の返還を要求できる権利を盛り込むことができること、NPT 寄託国は脱退通知後に協議や外交努力を行うべきこと、NPT からの脱退が国際の平和と安全に対する脅威を構成するかの判断は一義的に国連安保理が責任を持つことなどを提案した¹。

¹ “Consequences of the exercise of the right of withdrawal contained in article X”, Working paper submitted by the members of the NPDI, June 3, 2022, NPT/CONF.2020/WP.58.

5 核抑止と核軍縮の新局面

限定核戦争論めぐる新たな論争

吉田文彦

核抑止論はしばしば、基本的には 相互確証破壊 (MAD) の考えに基づくとの説明がされる。MAD の考え方を最初に公に提起したのは、ケネディ・ジョンソン政権の国防長官だったロバート・マクナマラだった。1963 年 2 月の米国議会下院軍事委員会での証言で、「奇襲攻撃を受けた後においても、明確で誤解のない能力で敵、または敵陣営に対して耐え難い損害を与える戦略をとることで、米国とその同盟国への意図的な核攻撃を抑止すること」が、MAD の基本であると説明した。MAD は、ソ連が米国に先制核攻撃をかけても、ソ連に耐え難いだけの報復をしかける能力を保っておけばソ連は先制核攻撃を思いとどまるという論理、想定に基づいてきた。

だが、MAD 的な発想では被害が巨大過ぎて核使用は困難であり、むしろ核抑止の信頼性が揺らぎかねないとの懸念がしばしば示されてきた。そうした MAD に代表される全面核戦争論の弱点を補完する形で台頭してきたのが、限定核戦争論である。では、限定核戦争論とはどんなものなのか。教科書などでしばしば事例として引用される冷戦期の米ソの場合だと、米ソが互いに相手を壊滅させるような大型の戦略核は使わず、欧州やアジアなどにおいて軍事衝突した場合には、戦術核や、中距離核戦力 (INF) によって戦場・戦域限定型の核戦争を遂行する、というのが基本的な考え方である。

限定核戦争論には、核兵器を抑止兵器としてだけではなく、実際に使用可能な防衛兵器としても明確に位置づけることで、核抑止の信頼性を高めるねらいが込められてきた。MAD を採用したジョンソン政権以降の歴代政権では MAD を基本に置きつつも、実際の核戦争計画には限定核戦争論も組み込んでおくといった選択が繰り返されてきたのである。

2022 年 2 月にウクライナへの侵略を開始したロシアはしばしば、明示的暗示的に核による脅しの言質を発してきた。ウクライナへの「特別軍事作戦」開始を発表した同じ演説でプーチン大統領は、「ロシアは、ソ連が崩壊したあとも最強の核保有国の一つである。ロシアへの直接的な攻撃は、敗北と壊滅的な結果をもたらすだろう」と述べ、北大西洋条約機構 (NATO) が軍事介入した場合の核使用の可能性を前面に出して、主に米欧を威嚇した。4 月 27 日には議会関係者らとの会合で改めて、核兵器という言葉は使用しなかったものの、「(ロシアには) 誰も持っていないような全ての道具がそろっている。必要になれば使用するだろう」と強調した。

世界最大の戦術核を保有するとみられるロシアには、大別して二種類の役割を戦術核に担わせるとされる。ひとつは、一気に核保有国との全面的核戦争に至るのを避けるために限定的に戦術核を使用する、垂直的なエスカレート (戦闘の激化) の抑止が目的の使用である。もうひとつは、ロシアが戦闘中に米国などが介入してくるのを防ぐ目的で、限定的に戦術核

を使用する水平的なエスカレート（大国の参戦阻止）である。「垂直的・水平的エスカレーション抑止のための核使用」という思想は近年、「エスカレーション抑止のためのエスカレート（escalate to de-escalate）」の名で知られるようになってきた。米国を中心とする NATO のウクライナ戦線への軍事介入を強く牽制するねらいが込められていたと考えられることから、プーチン大統領の言葉による脅しは、どちらかと言えば水平的エスカレーション抑止を念頭においたものとも解釈できるだろう¹。

日本政府も、核戦争が起きても限定核戦争に留まることを期待しながら、先制不核使用宣言、あるいは核保有の目的は相手の核兵器使用の抑止のみに限定する「唯一の目的」宣言に対して慎重な姿勢を続けている。生物・生物化学兵器などの非核兵器の使用を抑止するためには、こうした兵器が使用された場合には核報復する選択肢を確保しておく必要があるというのが日本政府の基本的な考え方である。

日本政府やその周辺の安全保障専門家の中には、「安定・不安定パラドックス」に対する懸念が存在するとされる。核抑止による安定化によって、核保有国間の核戦争リスクを低下させることは可能であっても、非核戦力による紛争のリスクを抑えることは困難になり、紛争の危険のある地域は不安定化する恐れがある、という考え方である。たとえば米国の核抑止によって北朝鮮は核使用を抑えるかも知れないが、（核先制不使用宣言をしてしまえば）生物・生物化学兵器で日本などを攻撃してくるかもしれないとの危機感である。これに対応する方策のひとつとして、限定的な核兵器の先制使用という選択肢の温存が重視されるわけである。

しかしながら、限定核戦争論への批判は長年にわたって根強く続いている。第一は、限定核戦争に踏み出しても全面核戦争にはエスカレートしないという想定は、限定核戦争論者に都合のよいシナリオに過ぎない、との批判である。オバマ政権は限定核戦争論からかなり距離を置き、トランプ政権も公式には限定核戦争論を支持したわけではなかった。しかしながら、冷戦末期に締結されたロシアとの INF 全廃条約も破棄して、爆発規模を限定的にする非戦略核の開発に力を入れ始めた。これに対して、事実上、限定核戦争論に傾くのではないかと懸念が相次いで表明された。そうした中で、この非戦略核の開発に関する米国議会での公聴会でジョージ・シュルツ元米国国務長官は、小型であっても「核兵器は核兵器」であり、「小型を使えば、それは大型の核兵器使用に移行する」として、トランプ政権の「使える核兵器」導入に真っ向から斬ってかかった²。

第二の批判は、仮に核戦争が米ロの全面戦争にいたらなかったとしても、核戦争の被害は深刻なものになる公算が大きい点である。戦術核の使用が無人の場所を標的とした示威的

¹ プーチン大統領の今回の核の脅しについては、「限定核戦争」よりはむしろ「限定（的）核使用」の論理に基づくものとの考え方もある。プーチン大統領の想定が、冷戦期に想定されていた大量の戦術核の使用のようなシナリオとは異なると考えられるとの視点からの区別化である。ただ、「限定（的）核使用」の論理も、全面核戦争にいたらないレベルでの核使用を想定したものであり、本稿では「限定核戦争」の範疇の中にあると位置づける。

² Testimony by George Shultz at the Committee on Armed Services in the U.S. Senate, January 25, 2018.

な使用であった場合には被害は極めて限定的で、必ずしも国際人道法上の問題は生じないとの議論もあるが、核使用がそれで収まる保証はない。限定核戦争の範囲内でしかエスカレートしない場合であっても、双方の軍事施設などを核攻撃し合えば爆風、熱線、放射能の被害は民間人に及ぶ危険がある。仮に比較的少数の限定された核使用であっても、非人道的な付随的被害をもたらすリスクが大きい核戦争であることに変わりはない、との批判も向けられている。

第三の批判は、限定核戦争によって、長崎への核攻撃以降続いてきた「核のタブー」が破られることへの批判である。「核のタブー」研究の第一人者である米国ブラウン大学のニーナ・タネンワルド教授は、ウクライナ戦争で民主主義や多国間主義、軍備管理、国際人道法などの規範が損なわれていると指摘したうえで、「核のタブーは（これまで）広く共有されてきているものの、他の種類の規範よりももっと脆弱である。なぜならば、少数の違反（核使用）によって破壊されてしまう可能性が高いからである」と警鐘を鳴らしている³。いったん「核のタブー」が壊れてしまえば、その影響は欧州に留まることなく、北東アジアや南アジア、中東にまで及ぶ恐れがあり、核兵器使用の敷居が全般に低くなるだろう。そうした事態は核兵器のある世界を一段と不安定にする公算が大きいことから、限定核戦争による「核のタブー」破壊のリスクについても、厳しい視線が向けられている。

先に記したように限定核戦争論はそもそも、全面核戦争リスクによる抑止の不備を補完する目的で登場してきた。その核戦略を担保するために冷戦期に米ソは大量の戦術核、戦域核といった非戦略核を配備していた。冷戦終結後の1991年夏にソ連でゴルバチョフ大統領に対するクーデター未遂事件が起きた時に、大量の非戦略核の核セキュリティが深刻な問題になったことをきっかけに、米国のブッシュ大統領はごく一部の戦術核（NATO加盟国との共有分）を除いて、米国本土にすべて撤収した。ソ連もこれに同調して非戦略核の本地撤収を基本方針にしてきている。しかし、中国の核戦力の多くが非戦略核である点や、中距離核ミサイルの拡散が進んでいる現実などから、ロシアは非戦略核の再活用に傾斜してきた。こうした動向を踏まえて、非戦略核の軍備管理を構想しながら、限定核戦争論のリスク削減を同時に進めていけるかどうか。今後の大きな課題である。

³ Nina Tannenwald, "Is Using Nuclear Weapons Still Taboo?", FP Analysis, July 1, 2022 <https://foreignpolicy.com/2022/07/01/nuclear-war-taboo-arms-control-russia-ukraine-deterrence/>, accessed March 1, 2023.

偶発的核戦争の新たなリスク

吉田文彦

核兵器は厳格に管理されていて、使用命令権限を持つ者による明確な意思決定や、前もって決められた使用決定条件がきちんと満たされない限りは使用されない——ことになっている。通常火薬を使った兵器よりはるかに厳しい規則と管理体制のもとにあるのは確かのようにだが、それでも「偶発的」に核戦争にいたる危険は（可能性は低くても）常に存在する。

偶発的核戦争は言いかえると、意図しない核戦争でもあるが、それは複数の類型に分けることができる。第一は、システムエラー（機械の誤作動）である。懸念される例としては、たとえば、相手の弾道ミサイルの発射をいち早く探知して、報復攻撃に備える早期警戒システムが誤作動して、核戦争にいたる事態である。幸い核使用にはいたらなかったが、実際に過去に「ニアミス」が起きている。

カーター大統領の時代の 1980 年 6 月に、ズビグニュー・ブレジンスキー大統領補佐官（国家安全保障担当）に「ソ連からミサイル飛来」の緊急情報が入った。北米航空宇宙防衛司令部（NORAD）が探知した情報によるとソ連潜水艦が 220 発のミサイルを米国に向けて発射したと伝えてきた。1979 年末にソ連のアフガニスタン侵攻が始まって米ソの緊張が続く状況であり、その情報が本当であっても不思議ではなかった。追って入ってきた情報によると発射されたミサイルは 2200 発との深刻な状況だった。その数になれば全面的な核攻撃で、ブレジンスキー補佐官が大統領に核報復を進言して、それが実行されたとしても米国は全滅状態に直面するだろう。

ソ連の核先制攻撃に対して大統領が核報復を決断する時間は、ソ連の発射後 3 分—7 分しかなかった。ブレジンスキー補佐官が大統領に電話をかけようとした時、別の警報システムは攻撃を報告していないとの緊急の連絡が入った。やがて 220 発発射も 2200 発射も「誤警報」であることが確認された。ソ連の核攻撃に備えた訓練用の指令が、誤って NORAD のコンピューターで動きだし、「誤警報」が発せられてしまった結果、政権中枢部に緊張が走ったのである¹。

第二は、ヒューマンエラー（人間のミス）による「誤警報」である。その重要な「ニアミス」の事例が、1983 年秋に北大西洋条約機構（NATO）が軍事演習「エーブル・アーチャー83」を行った際の、ソ連側の極めて危険な「誤解」だった。この軍事演習は、戦闘が核戦争にもエスカレートする事態も視野に入れたもので、NATO の西欧同盟国の全域にわたって行われた。この時、西側に潜入をしていたソ連のスパイが誤った判断をして、軍事演習を装った実際の核戦争計画の準備と考えられると本国に伝えてしまった。その結果、ソ連軍は

¹ ウィリアム・ペリー、トム・コリーナ『核のボタン』朝日新聞出版、2020 年、96 頁。

核兵器を装備した陸軍や空軍の部隊に、命令が出れば短時間のうちに核攻撃できるように高度な戦闘準備態勢をとらせていた。

だが当時、NATO 側はソ連が極めて危険な誤解をしていることを十分には把握していなかった。ソ連が誤解して警戒態勢を高めている状況で、米軍もリアルに警戒態勢を上げてしまえば、ソ連は NATO の演習はやはり偽装に過ぎず、本当は核先制攻撃を仕掛けてくるのがねらいだとの猜疑心を強めて、NATO 側に先制核攻撃をしかけてくるリスクさえあった。対応に当たった NATO の幹部がリアルに警戒態勢を高めるのではなく、「注意深く状況を見極める」方針で臨んだことで、一気に米ソ間の緊張が高まるような事態は回避されたが、緊張化のヒューマンエラーに潜むリスクを浮き彫りにした²。

第三は、「想定外」の事態が核戦争を招くリスクだ。歴史検証でそのリスクが明らかになったのが、1962 年のキューバ危機の事例である。ソ連が米国に近いキューバに中距離ミサイルを配備し始めたことを探知した米国は、ソ連に軍事的脅しもかけながら撤去を求めた。米国は、空爆による中距離ミサイル基地を破壊する作戦も検討したが、その段階ではキューバに核弾頭がまだ配備されていないという想定だった。だが実際には核弾頭を搭載した短距離ミサイルが配備され、もしも米国が空爆を強行していれば、キューバとソ連がこの短距離ミサイルで米軍を核攻撃し、それが米ソ核戦争に拡大するリスクもあった。しかし、それが明らかになったのは、キューバ危機から 30 年たってからの歴史検証の結果であった。

キューバ危機では実は、もうひとつ想定外があった。核ミサイル型のソ連原子力潜水艦が、米国の脅しに対抗する形で核ミサイルを発射しかねない状況に陥っていたことが、冷戦後の研究で判明したのである。当時のソ連潜水艦では、何らかの事情でモスクワ指導部などとの通信が途絶えれば、潜水艦の幹部たちのコンセンサス（全会一致）による現場判断で核使用の決定をできる制度になっていた。そうした現実を知らないまま、キューバ危機の際、ソ連潜水艦を発見した米国海軍は浮上を要求した。この時、通信状態が悪く、原潜内では屈服して浮上するか、現場の判断で核ミサイルを発射するのかの選択を迫られていた。原潜内の幹部会議では核ミサイル発射論と反対論の意見に途中まで割れた。結果的に浮上する決断にいたったが、仮に搭載していた核魚雷を発射していたら、歴史は大きく変わっていたことだろう³。キューバ危機の時に米国国防長官だったロバート・マクナマラは後年、核戦争を回避できたのは「幸運」によるところが大きかったと回想している。

クリントン政権で国防長官をつとめるなど、米国政府で要職を歴任したウィリアム・ペリーは、複数の「誤警報」への対応に関わってきた。その実体験から、「誤警報を机上の空論とはみなさなくなった」と自著に記し、「(誤警報は) 米国でもロシアでもそれは起きているし、また起きかねないのだ。それは自然の摂理である。人間は間違いを犯し、機械は壊れる」

² Nate Jones eds., *Able Archer 83*, The New Press, 2016

³ National Security Archive, “The Underwater Cuban Missile Crisis at 60”

<https://nsarchive.gwu.edu/briefing-book/russia-programs/2022-10-03/soviet-submarines-nuclear-torpedoes-cuban-missile-crisis>, accessed February 28, 2023.

との考えも示している。近年は早期警戒システムも改善されており、「誤警報が偶発的な戦争につながる可能性は低い」ものになっているが、「ゼロではない」と断言する。偶発的な核戦争が起きる確率は低いとしても、「その結末は文明の存在を脅かす。誤警報のわずかな可能性も受け入れるべきではないし、受け入れる必要もない」と強調している⁴。この点は、機械や人間のミスに限らず、想定外の事態による偶発的な核戦争でも同様だろう。

核兵器システムはどんどん、宇宙空間を利用したシステムへの依存を高めている。米国の場合、核抑止の根幹を支える情報収集・警戒監視・偵察(ISR)システムや、核の指揮・統制・通信システム(NC3)システムは少なからず宇宙システム頼っている。他方で、敵対相手の宇宙システムを破壊・妨害して、宇宙空間の軍事利用を邪魔する「対宇宙能力」の軍拡も進んでいる。攻撃 vs 防御の技術開発競争は日進月歩で、そのメカニズムが複雑になればなるほど、機器の誤作動や人間の判断ミスで危機管理上のリスクが高まることも考えられる。核保有国間の軍事的緊張が高まり、核兵器使用のリスクさえ懸念されるようになっている状況に直面した際には、宇宙システムをめぐる攻防が極めて危険なエスカレーションにつながるリスクもリアルな問題として認識しておく必要がある。

威嚇による平和という瀬戸際戦略に依存する核抑止をどう考えればいいのか。この点を突き詰めていくには、核抑止「効果」と背中合わせの偶発的な核戦争リスクを直視し、それを安全保障政策の中でどう位置付けていくかという課題は、今後とも核時代に重要な論点であり続けると考えられる。

⁴ 『核のボタン』、98頁

潜在的核抑止力

吉田文彦

核爆発を伴う兵器を核兵器と定義するなら、(少なくとも現段階では)核分裂物質であるプルトニウムか、高濃縮ウランが不可欠の材料である。したがって核兵器を持っていない国への核拡散を防ぐためには、ウラン濃縮工場や使用済み核燃料再処理施設(プルトニウム抽出施設)を国際原子力機関(IAEA)が査察して核分裂物質の軍事転用防止を徹底することが必要である。核不拡散条約(NPT)が第3条で、非核兵器国によるIAEAの保障措置の受諾義務を明記しているのはこうした背景があるからだ。

だが、IAEAの査察は万能ではない。たとえばNPT締約国であり、IAEAの保障措置も受け入れてきたイランは、秘密裏にウラン濃縮関連の技術・装置・部品などを入手して、濃縮工場の建設を進めていた。同じくNPT締約国・IAEA保障措置受け入れ国であったイラクが査察の目を逃れてウラン濃縮施設づくりを進めていたことが、1991年の湾岸戦争後の調査でわかった。北朝鮮もNPTに入りながら、必要なIAEAの保障措置を受け入れなかったり、受け入れてもそれをかいくぐったりしながら核武装への準備を進め、2006年に第一回の核実験をした。

NPT・IAEA体制に一定の限界があることは実は、1968年7月に署名開放される以前から指摘されていたことである。その中のひとつが、1968年5月に米国国務省内で作成された秘密報告書(現在は情報公開法に基づいて公開)である。「NPT、そのあとに何が?」とのタイトルが付されたその秘密報告書は、NPT第4条が締約国に原子力平和利用について「奪いえない権利」を認めていることも踏まえて、①核兵器の製造法は広く知られているところが多く、原子力平和利用を進めながら、核保有への距離を縮めていく国が出てくるだろう、②つまり、NPTを遵守しつつ、機が熟せば核兵器を生み出せる「核の身ごもり」(Nuclear Pregnancy)状態を保ち続けられる、③こうして多くの国が意思決定さえすれば、短期間のうちに核兵器を組み立て、実験できるような状態にまで、原子力の平和利用を進めるだろう、④極東地域では中国の核開発が進行する結果、やがてインドや日本、オーストラリアが決断すればNPTを脱退して数カ月のうちに核武装できるような位置にまで進むだろう、との見方を示していた¹。

「核の身ごもり」という選択肢は、NPTを戦略的に活用して核武装の潜在力を蓄え、国家安全保障上の判断、あるいは国家の威信などの判断から必要と考えた時に、核武装して核抑止を持つ国になるというシナリオだ。この秘密報告書は核不拡散についてかなり悲観的な展望を示しており、現実にはNPTに基づく不拡散体制は相当程度の効果を発揮してきて

¹ 国務米国長官宛てに回された国務省内の専門家の分析報告、US Department of State, Policy Planning Council, “After NPT, What?”, 1968年5月28日付 <https://nsarchive2.gwu.edu/nukevault/ebb253/doc27.pdf>、2023年3月1日アクセス。

いる。インド、さらにはパキスタン、イスラエルがNPT外で核武装してきたが、日本、オーストラリアが核武装を念頭に置きながら「核の身ごもり」状態を続けているとは言えないだろう。核供給国グループ（NSG）設置による機微な技術・物質などの輸出管理の強化、IAEAによる査察能力の強化が一定の成果を上げていることに加えて、NPTや市民社会の活動などによって非核の規範が広まってきていることも大きな要因と考えられる。とはいえ、この秘密報告書に盛り込まれた懸念が消えたわけではない。核開発疑惑が絶えないイランや、核実験した北朝鮮のケースが強く示唆するように、NPTによる不拡散体制には限界があることも現実的な問題である。

さて、ここで明確にしておく必要があるのは、潜在的核抑止力と潜在的核保有能力との違いである。短期間で核武装にまで進める段階にまでNPT内で核武装の準備を進める「核の身ごもり」状態にある国、あるいはそれを目指している国は、核保有を視野に入れた潜在的核抑止力を持つ国と考えるのが適切だろう。その一方で、潜在的核保有能力の段階でとどまった状態の諸国が少なくない。ウラン濃縮工場や使用済み核燃料再処理施設を持つ国は、核兵器製造に利用可能なプルトニウムや高濃縮ウランを生産できるが、核武装の意思を持ってその準備を進めているわけではないので、「核の身ごもり」状態にあるとは言えない。そうした選択肢をとっている国は、「核の身ごもり」状態で潜在的核抑止力を持つ国ではなく、物理的には核武装能力はあってもその意思がない潜在的核保有能力のみを有する国である。

少数派ではあるが、日本でも政治家や安全保障の専門家が潜在的核抑止力の必要論を指摘したことがある。たとえば自民党の石破茂元防衛大臣は、日本の核武装には反対との立場を強調したうえで、エネルギー確保のために原子力発電所を一定程度維持すべきであり、核兵器を造ろうと思えば一定期間に造れる能力の維持が必要との考えを新聞インタビューで語った²。これは日本も潜在的核保有能力のみならず、将来的に潜在的核抑止力を国に移行できる選択肢を持つておくべきとの考え方である。必要最小限度の防衛能力の範囲内であれば日本国憲法は核保有を否定していないというのが日本政府の解釈であり、ある時点でのNPTからの脱退や、平和利用に限定した原子力基本法からの逸脱を覚悟すれば、潜在的核抑止力を強めていくことは不可能ではないだろう——との立場である。

だが実際には、日本の核武装を阻止することを外交安全政策の重要課題のひとつにしてきた米国が、日本による潜在的核抑止力向上の方針を容認するのか。国際社会で日本が孤立していくことにならないのか。そもそも、唯一の被爆国である日本が、進んで「核の身ごもり」状態を続けるのでは、NPTによる不拡散体制そのものが立ち行かなくなるのではないか。こうした諸点を考えると現段階では、日本によるそうした選択は現実味のある政策課題とはとても言い難い。

このような潜在的核抑止力は、核抑止による安全保障政策とNPTによる不拡散体制が交

² 石破茂元防衛大臣の持論については、以下の「核情報」を参照。
<http://kakujoho.net/npp/ishiba.html#d21>、2023年3月1日アクセス。

錯する問題を提起するものだが、実は核廃絶とも結節点を持ちうる課題でもある。地球温暖化対策の一環で原子力利用が今後、世界各地で拡大すると仮定しよう。その場合に、NPT 第4条が原子力平和利用について「奪いえない権利」と認定していることを根拠に、新興の原子力利用国が次々と、ウラン濃縮工場や使用済み核燃料再処理施設を自前で建設したとしよう。そして仮に、「核のない世界」を実現する合意ができて、核廃絶を担保する国際合意をつくる段になったとしよう。この際、核武装解除する核保有国が秘密裏に再核武装するのを防ぐ手立てが不可欠だが、同時に、非核国にとどまってきた潜在的核抑止力と潜在的核保有力を持つ国が核武装に転じるのを防ぐ方法も担保しておく必要がある。

だが、それをどのように実現できるのか。「核のない世界」の実現では、核兵器禁止条約を活用するのか、別の国際合意を構築するのかはまだ不透明だが、確かなことは核保有国が核武装解除した段階では現在の NPT は役割を終えることになる。ポスト NPT の核廃絶体制の中で、潜在的核抑止力の問題を深刻化させないためには、NPT のもとで、①ウラン濃縮工場や使用済み核燃料再処理施設の拡散をできるだけ最小限に抑えて、潜在的核保有能力を持つ国を増やさないこと、②核武装の野心を持つ潜在的核保有能力を持つ国をなくし、潜在的核抑止力を持つ国をゼロにしていくこと、がポイントになるだろう。それが、第4条で原子力平和利用の「奪いえない権利」を認定する NPT のもとで、どこまで可能なのか。NPT の時代から、核兵器のない時代への移行期にとって極めて重い宿題となっている。

最先端技術と核戦争リスク

吉田文彦

核抑止論を支えている「モノ」は、核弾頭やそれを搭載するミサイルなどの、直接的な攻撃手段のみではない。情報収集・警戒監視・偵察(ISR)システムや、核の指揮・統制・通信システム(NC3)といった核戦争計画を成り立たせるための「核兵器システム」が存在する。いわば、核抑止のための巨大インフラである。

どれだけ核兵器を数多く保有しようとして、こうした巨大インフラなしには、核戦略を常に安定的に運用可能な状態に置き続けることはできない。なかでも、次々と最先端技術を導入してきたISR・NC3システムは、攻撃手段とともに、巨大インフラにおける中核部分を構成していると言えるだろう。

2018年の米国の核態勢見直し(NPR)は、核戦争の最中であったとしても、常に米国の核戦力の指揮統制を確実にするNC3システムを維持しなければならないと強調している。2018年NPRは、米国の核戦力や同盟国に配備された核戦力だけでなく、その指揮統制、早期警戒および攻撃評価システムへの攻撃も核報復の対象と位置付けている。これらの点は、NC3システムの重要性を裏付けている。

だが、存在感の大きさは、脆弱性と背中合わせであることも意味している。陰の部分に目を向けると、ISR・NC3システムの信頼性や確実性が損なわれれば、核戦略の基盤を揺るがすことになるリスクが潜んでいる。核抑止力を支える巨大システムの脆弱性がそこに存在するわけで、相手にとっては、照準を定めやすい大きな的のようにも見えることだろう。そこでここでは、サイバーや対衛星(ASAT)兵器などによる核兵器システムへの攻撃を事例に、新たな核戦争リスクについてまとめる。

核兵器に関連するサイバー攻撃には、大別して2種類の脅威がある。第一は核兵器製造に利用可能な核物質をねらったサイバー攻撃で、機密性の高い核物質保管施設のセキュリティシステムを停止させ、核兵器製造に使える高濃縮ウランにテロ集団がアクセスできるようになるケースである。これも極めて危険なシナリオだが、核戦争の危機に直ちにつながるリスクのあるのは第二のケースである。それは、ハッカーが核武装国のNC3システムに侵入して、敵が核ミサイル攻撃を開始したとの誤報をシステム上に流し、その結果として実際に核戦争のスイッチが入って何百万人もの命が奪われるような事態である。

第二のケースに関して言うと、核兵器システムのデジタル化、ネットワーク化は日進月歩であり、早期警戒システムやNC3システムはより自動化、機械学習が取り入れられると考えられている。すでに複数の核保有国が空、陸、海に無人の運搬手段(軍用機や軍用船、車両など)を配備しており、その中には核抑止で中心的機能を担う可能性のあるものも含まれている。しかも、そうした無人運搬手段のすべてが複雑なITシステムによって支えられて

いるのが実情である。たとえばロシアは、核兵器でも通常戦力でも搭載可能な二刀流の無人潜水機「ポセイドン」を大型潜水艦に配備する計画を進めているが、このような自動航行型の海軍システムは、巧みな攻撃にねらわれやすいデータ（航行中を含む）を内蔵し、それに依存している。仮に自動航行型の海軍システムがサイバー作戦の「主要な標的」とみなされるようになると、核兵器システムへのサイバー攻撃に起因する核兵器の暴走につながる可能性がある。こうした核兵器システムとサイバー攻撃の危うい相互関係は今後ますます増加することが予想される¹。

サイバー攻撃対策に力を入れてきた米国であっても、不安は払しょくしきれていない。高度なサイバー兵器に攻撃された場合、米国当局の核兵器システムに異常が発生して、誤った警告につながったり、場合によっては敵対者に核兵器システムの制御を許したりする可能性さえあるとされる。米国政府はこうした脆弱性を最小限に抑える努力をしているが、サイバー脅威は日々巧妙になっており、政策立案者から軍関係者、施設運営者、規制当局に至るまで、担当者は対応に追われているのが実情とされる。「NC3 システムが計画通りに作動することを、完全に確信することはできない」と語る当局者もいる²。

次は宇宙システムである、核保有国の ISR・NC3 システムは少なからず宇宙システムに依存している。ISR システムの中をみると、早期警戒衛星はいち早く相手のミサイル発射を感知する役割を担っており、その情報が核報復攻撃をするかどうかの判断の際に活用される。全地球測位システム (GPS) の衛星には、核爆発の発生位置を確認するシステム (USNDS) が搭載されており、核戦争になった場合に発射された核弾頭が標的に到達したかどうかの確認に使われる。こうした宇宙からの情報は、核兵器をめぐる大統領の判断・指揮には欠かせない存在となっている。NC3 システムの一環で配置されている衛星には、軍事戦略戦術中継衛星 (MILSTAR) や、その後継システムとなる先進極高周波 (AEHF) 衛星といった軍事通信衛星があり、核戦力の運用に関わる情報伝達の役割を果たしている。核戦争の際には大統領の命令を迅速・正確に徹底させるうえで不可欠なコミュニケーション機能を担っている。

ISR・NC3 システムは核戦力だけでなく、通常戦力の C3 システムにも活用されている。核戦力・通常戦力の両面でスーパーパワーの位置にある米国は、宇宙システム活用の最先端を走っていると言えるだろう。それだけに、宇宙システムの防御が重要な課題であるが、逆に言うところここが米軍のアキレス腱となるリスクも潜んでいる。核超大国である米国の核抑止力の弱点はここだと目をつけたのかも知れない。中国やロシアは次々と、米国の NC3 システムを脅かすような宇宙兵器の開発を進めている。

¹ Wilfred Wan, Andraz Kastelic and Eleanor Krabill, “THE CYBER-NUCLEAR NEXUS: Interactions and Risks”, UN Institute for Disarmament Research (UNIDIR), 2021

<https://www.unidir.org/sites/default/files/2021-11/NRR-CyberNuclear.pdf>, accessed March 2, 2023.

² Page Stoutland, “Addressing Cyber-Nuclear Security Threats”, NTI (Nuclear Threat Initiative)

<https://www.nti.org/about/programs-projects/project/addressing-cyber-nuclear-security-threats/>, accessed March 2, 2023.

敵対相手の宇宙システムを破壊・妨害して宇宙空間の軍事利用を邪魔する能力を、専門用語では「対宇宙能力」と呼んでいる。代表的な「対宇宙能力」は、敵対相手の軍事衛星を破壊する対衛星（ASAT）兵器で冷戦時代には米国とソ連が開発・実験を繰り返していた。近年では中国やロシアが「対宇宙能力」向上を進めており、多様な ASAT 兵器の開発が進行中と見られている。

さらに中国とロシアは、地上からのジャミング（レーダーや通信のための電波の妨害）やスプーフィング（別の国などになりすまして行う攻撃）といった手法によって宇宙システムによる信号の送受信を妨害する「電子戦能力」の強化にも取り組んでいるとの見方がある。サイバー攻撃も宇宙システムにとって潜在的な脅威で、過去に米国の人工衛星がサイバー攻撃を受けた事案も報告されている。宇宙システムに対するサイバー攻撃によって、米国の核戦略を支える NC3 の信頼性が損なわれる可能性も否定できず、2018 年に公表された米国の『国家サイバー戦略』は、通信や気象など民生面と軍事面の両方で有用な宇宙システムがサイバー攻撃の標的となるリスクも指摘している。

より迅速に、より正確に、より効果的に。核抑止のための巨大インフラは、核抑止力の安定・強化のために次々と最先端技術を導入してきた。しかしながら、最先端技術がこの巨大インフラを攻撃する能力を高まっている中で、ここでも「安全保障のジレンマ」が目立つようになってきており、今後の大きな課題となるだろう。

気候変動と核戦争のリスク

吉田文彦

「気候変動に関する国際パネル」(IPCC)の最新の予測では、温室効果ガスの排出が非常に少ないシナリオでも、短期的に温度が1.5°C以上上昇する可能性は50パーセント以上の確率であるとされている。そうした中で、気候変動の影響・適応・脆弱性について検討するIPCCの第2作業部会は2022年に、平和と紛争を含む気候変動の影響に関する最新の第六次評価報告書をまとめた。この中で地球温暖化による紛争リスクについても詳細に分析している。主だった論点をながめると、概要は以下のようなものである¹。

1. 気候変動は、例えば食料価格の上昇、水や土地をめぐる競争の激化、経済成長の停滞、民間機関の弱体化をもたらすことにより、国家内の武力紛争の発生や事件のリスクを増大させる。気候変動が国家間の武力紛争に及ぼす影響はごくわずかであり、一般的には（例えば本格的な内戦よりも）低強度の暴力に影響を与える可能性のほうが高い。
2. 武力紛争の要因としては、政治的・経済的要因（暴力の歴史、不平等、国家の脆弱性など）のほうが気候的要因よりもはるかに重要である。気候変動がリスク増大要因として作用するのは、環境ストレスや紛争に対して脆弱な状況、例えば高い農業依存度、政治的排除、低レベルの社会経済的発展といった状況による場合のみである。それはまた、気候変動が生み出した追加的な紛争リスクは、社会政治的状況の将来的改善によって、少なくとも理論上は、相殺され得ることを意味する。

「気候変動が国家間の武力紛争に及ぼす影響はごくわずか」であり、「気候変動がリスク増大要因として作用するのは、環境ストレスや紛争に対して脆弱な状況」のみであるとの展望は希望を抱かせる面もある。だが仮に、「環境ストレスや紛争に対して脆弱な状況」にある地域で気候変動が進み、それが核戦争のリスクを高める事態になれば一気に危機レベルが上がることになる。ここでは南アジアと北朝鮮のケースに焦点をあてることにする。

南アジアでは核武装したインドとパキスタンが国境問題、宗教的相違などが原因で対峙し続けている。さらにインドは隣接する中国が核戦力強化を進めていることに神経をとがらせている。こうした中で、「インド、パキスタン、中国、バングラデシュの約7億人が、インダス川、ガンジス川、ブラマプトラ川の流域の共有水に依存している南アジアほど、気候危機と核戦争の脅威の増大の関係が明確なところはないだろう」との指摘さえある。「ヒ

¹ トビアス・イデ 「気候変動と平和・紛争について、われわれは何を知っているのか?」、戸田記念国際平和研究所、グローバル・アウトLOOK、2022年3月8日

<https://toda.org/jp/global-outlook/what-do-we-know-about-climate-change-peace-and-conflict.html>、

2023年2月28日アクセス。

マラヤ氷河を水源とするこれらの河川は、気候変動により著しく減少」しており、「この地域の地政学的緊張が高まるにつれ、（気候変動による）水不足と核戦争のリスクという、絡み合った二つの存亡の危機に対処し、解消することがより一層重要」になりつつあるとの見方である²。

米国の戦略リスク評議会・気候安全保障センターのクリスティン・パルティモア氏も、中国、インド、パキスタンの利害が交錯する地域では「すでに気候変動の影響を大きく受けており、効果的に防止しなければ、将来さらに劇的な課題が発生すると予測されている。インドとパキスタンでは、中国に始まる淡水システムの将来について、すでに大きな懸念がある」と指摘している³。ヒマラヤ氷河の水源の水争いが、核使用リスクの高まりにつながるのをどう防ぐかは、国際安全保障にとって死活的な問題になる可能性を秘めている。

パルティモア氏は、気候変動の北朝鮮への影響も懸念材料だと指摘する。例えば地球温暖化のあおりで既存の核兵器の配備基地や核関連設備が使用不能となった場合、そのような核装備のためのインフラへの対策が新たな核軍拡の動きだと誤解され、それが地域の緊張を高める可能性がある。北朝鮮が周囲の国、特に韓国や日本と比べて、気候変動に対して脆弱であると感じれば、相対的な強さと決意を誇示するために核兵器システムの拡大に進むといったマイナスの反作用が働く可能性も懸念されるところだ。

韓国政府が18年に行った調査によると、「北朝鮮の鉄道では、建設から60～110年経った橋をそのまま使っている。幹線道路もコンクリートを使っていたが、破損した箇所は土砂で補うため、大雨ですぐに流出してしまう」状況にある。北朝鮮情勢に詳しい専門家は、「エネルギー不足などから森林を乱伐し、全国の2割の森林で荒廃が進む。土砂を伴った雨水が山間部から河川に流れ込むため、洪水が起きやすくなっている。正恩氏は植林作業を推進しているが、成果が出るのは20年以上先になる」と指摘している。北朝鮮も気候変動の影響に危機感を抱いているものの、対応が追い付きそうにないのが現実であり、悪くすると、「北アフリカや中東の一部で見られる気候難民の流出や食糧不足に起因する国内情勢の不安定化が早晚起きると考えられる。東アジア地域の安全保障に影響が及ぶことも懸念される」ことから、北朝鮮は「軍事力強化と国土強靱化を天秤にかけるといふ、難しい国家統治を迫られるのではないか」との見方を示している⁴。

² [Asha Asokan, Ira Helfand](https://thebulletin.org/premium/2022-07/climate-change-and-water-scarcity-will-increase-risk-of-nuclear-catastrophe-in-south-asia/), "Climate change and water scarcity will increase risk of nuclear catastrophe in South Asia" *Bulletin of Atomic Scientists*, July 11, 2022
<https://thebulletin.org/premium/2022-07/climate-change-and-water-scarcity-will-increase-risk-of-nuclear-catastrophe-in-south-asia/>, accessed February 28, 2023.

³ Christine Parthemore, "Nuclear War and Climate Change: The Urgency for Action", *Council on Strategic Risks*, November 12, 2021
<https://councilonstrategicrisks.org/2021/11/12/nuclear-war-and-climate-change-the-urgency-for-action>, accessed February 28, 2023.

⁴ 牧野愛博「金正恩氏の別荘も被害？ 気候変動が北朝鮮を襲ったら、の予想図」、朝日新聞 GLOBE+、2021年9月24日
<https://globe.asahi.com/article/14445465>、2023年2月28日アクセス。

核兵器と気候変動の関係では、核戦争による地球寒冷化リスクも重大な懸念材料となっている。ベストセラーの著書『コスモス』などで知られる惑星物理学者のカール・セーガン博士らの研究グループは、1983年に米国『サイエンス』雑に発表した論文で、「核爆発や火災、放射性降下物による核攻撃直後の破壊に、それに続くオゾン層破壊による太陽紫外線の増強が組み合わさり、さらには（人類と地球が）寒冷、暗黒、そして放射能に長期間さらされた場合、人類の生存者と他の種に深刻な脅威となる可能性がある」と指摘した。こうした地球寒冷化は「核の冬」とも呼ばれ、当時の核軍拡競争に警鐘を鳴らした。

冷戦が終結して核軍備削減も進み、「核の冬」への懸念も弱まったかに見えた。だが、その後の研究で、冷戦期に想定された大規模な核戦争ではなく、地域的な核戦争でも地球寒冷化が起きるリスクが存在することが明らかになってきた。とくに注目されたのは、米国ニュージャージー大学のアラン・ラボック博士らの研究グループによる、インド・パキスタンで核戦争が発生した場合の気候変動の分析である。2007年に最初に発表され、2019年にさらに分析を深めた形で発表された論文によると、パキスタンが150発、インドが100発の核戦力で双方の都市を核攻撃した場合、核戦争後には世界平均で地表温度が2-5℃低下し、降水量は15-30パーセント減少、日照量も20-35パーセント減少するとのコンピューターを駆使した分析結果が出た。こうした地球寒冷化は食料生産に重大な打撃を与え、大量の飢餓死者が発生するなど、南アジアだけでなく世界各地で「巻き添え被害」が出るとの計算結果を示した。いわゆる、「核の飢饉」の到来を予測するもので、限定核戦争の被害が局地的被害に留まらない公算が大きいとの結果が出たのである⁵。

正確な未来予測は不可能なのが実情ではあるものの、高度なコンピューター・シミュレーションの結果をどう受け止めて、政策選択につなげていくか。国レベル、グローバルなレベルを問わず、安全保障にとって大きな課題である。

⁵ 一政祐行「核戦争の気候影響研究の展開と今後の展望」『安全保障戦略研究』防衛省防衛研究所、第2巻第2号、2022年3月

http://www.nids.mod.go.jp/publication/security/pdf/2022/202203_04.pdf、2023年2月28日アクセス。

核抑止政策の説明責任

吉田文彦

抑止とは一般に何を意味するのか。防衛白書は「相手が攻撃してきた場合、軍事的な対応を行って損害を与える姿勢を示すことで攻撃そのものを思いとどまらせる」軍事力の役割と記している。そしてこの抑止が機能するためには、①「抑止する側に、軍事的対応を実行する意図と能力」があり、同時に②「それ（意図と能力）が相手に正しく認識されることが必要である」との認識も示している。そして、「こうした意図と能力に信頼性を持たせるためには、想定される攻撃などのレベルに応じた、さまざまな能力を整備しなければならないと考えられている」とも記している。

抑止の手段に着目して、核戦力による核抑止と通常戦力による通常抑止に分類されるが、抑止の根本的論理は同様である。核保有国が核戦力に、自国への攻撃の抑止する役割を担わせるのが「基本抑止」で、同盟国に対する攻撃の抑止にも活用するのが「拡大抑止」との分類もある。米国は日米安全保障条約に基づいて同盟国の日本に対して、通常抑止と核抑止の両方を提供している。共に「拡大抑止」に属する政策だが、核抑止によるものはしばしば「拡大核抑止」（核の傘）と呼ばれる。

近年こうした核抑止を巡って新たな論点が浮かび上がっている。核を持つ国が核使用に至った時に人道上、環境上の被害をもたらすのが、核抑止に頼る国はそうした被害を予め説明する責任があるのではないかという問題である。こうした主張の有力な「根拠」とされているのが、1995年に採択された国連安全保障理事会決議 984 だ。この安保理決議は、核不拡散条約（NPT）に加入し、関連する不拡散の規定を遵守している国には、核保有国は核攻撃しない」という「消極的安全保証」の尊重をうたったものとして知られているが、実はもうひとつの「顔」がある。

それは核戦争が起きた場合の被害国への支援に関する記述である。国連安保理決議 984 は、NPT 加入の非核兵器国が核兵器による侵略行為の被害国となった場合、国連加盟国が集団また個別に、被害国からの技術、医療、科学または人道的支援の要請に応じて、適切な措置をとる方針を確認した。「消極的安全保証」が破られて NPT 内の非核兵器国が核攻撃された場合に、被害救済を受ける権利を事実上、安保理常任理事国＝核保有五か国（米国、ロシア、英国、フランス、中国）が認定した格好となった¹。

国連安保理決議 984 の背景には、1995 年の NPT の無期限延長問題があった。発効から 25 年を迎える NPT を無期限延長にするか、それとも期限付き延長にするのか。非同盟

¹ UNSC Resolution 984, Security assurances against the use of nuclear weapons to non-nuclear-weapon States that are Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, 11 April 1995. <http://unscr.com/en/resolutions/984>, accessed February 28, 2023.

(NAM) 諸国を中心に、NPT 無期限延長の条件として核兵器国による非核兵器国への安全の保証に関する法的拘束力のある措置を要求したことが、国連安保理決議 984 誕生へとつながったのである。その一環で、核保有国は「消極的安全保証」の尊重を約束するとともに、核使用による被害の救済、言い換えれば「事後責任」に取り組む姿勢もここに盛り込んだのである。

この国連安保理決議 984 の、いわば「波及効果」として台頭してきたのが、核兵器国の「説明責任」論である。核戦争後に救済を受ける権利を核保有国が認めたのであるから、言い換えれば核保有国の「事後責任」を認めたのであるから、事前にどのような被害が起きるのかについても、核保有国はもっと説明する責任があるとの主張が市民社会や非核国の間で強まりつつある。説明責任はいわば、核抑止や核戦略に関わる政策や使用時の被害想定について核兵器国が情報やデータを明らかにし、かつ被害を最小限にしていく「事前責任」のような考え方である。

「説明責任」論に着目する専門家の一人が、カーネギー国際平和財団副理事長のジョージ・パーコビッチだ。説明責任への関心が高まれば、「さまざまなタイプの核兵器庫、ドクトリン、標的計画の責任に関する議論を刺激し、情報を提供することができるだろう」とみる。提供された情報に基づいて、当該の核保有国の政策が外部から精査することができるようになれば、核使用の敷居を一般的に高くする効果が期待できると指摘している。さらに、国際人道法を尊重する視点から核兵器の爆発規模を縮小して、限定的な標的選びに移行していけば、核保有国政府の「[核使用した際の]法的（および財政的）責任を大幅に軽減できる」ことも考えられる。そのような形で、核兵器使用に新たな条件を設けていくことができれば、「ゲーム理論や軍事論理に基づく大規模核兵器やエスカレーション支配戦略の擁護者の主張とバランスを取るのに役立つだろう」と指摘している²。

だが実際には、核兵器に関する政策は一般的に秘密事項が多く、保有核弾頭の数や公式に公表したことがあるのは米国だけで、あとの NPT 内の核保有 4 か国も、NPT 外の核武装国（インド、パキスタン、イスラエル）も未公表のまま。ましてや、人道上、環境上の被害を具体的かつ公式に予め説明したことはない。

日本外務省が主催した「実質的な核軍縮のための賢人会議」の議長レポートには、①核兵器爆発の影響は（核兵器は爆発した）国境内にとどまらず、地域規模、さらには地球規模の損害を生じさせる。それは（爆発現場での）破壊と死にとどまらず、強制退去並びに環境、気候、健康と福祉、社会経済開発及び社会秩序に対する深刻で長期間の損害を引き起こして、人類の生存すらも脅威にさらしうる、②核兵器爆発の非人道的な結末の範囲、規模及び相互関係は壊滅的で、一般的に考えられているよりも複雑である。その結末は大規模であり、潜

² George Perkovich, "Accountability after Nuclear War: Why Not Plan Ahead?", *Journal for Peace and Nuclear Disarmament*, 2020, VOL. 3, NO. 1, 115-122

<https://doi.org/10.1080/25751654.2020.1751550>, accessed February 28, 2023.

在的に不可逆的である、と記されている³。

「巻き添え被害」がそれだけ巨大になりうるだけに、核抑止に依存していない非核国は、核戦争の影響について事前に知りたいとの要求が高まってくる。核抑止の有用性を強調する核保有国とその同盟国に、核抑止が崩れた時の被害をどう想定しているのか、制御可能と本当に考えているのかと問いたくなるのがむしろ自然だろう。しかしながら、先の議長レポートは、「自国の安全保障のために核兵器に依存している国は、説明責任の問題に必ずしも明確には取り組んでこなかった。例えば、核兵器がどのようにして人道上の大惨事をもたらさないのか、あるいは核武装する 2 つの敵対国が関与する紛争において核兵器が使用された場合、紛争が人道上の惨事にまではエスカレートしないと国際社会が確信すべき根拠について、明確化も実証もしてこなかった」と指摘している⁴。

2010 年代に 3 回にわたって開催された「核兵器の人的影響に関する会議」の議長総括にも冒頭部分に、「核兵器爆発の影響は、国境に縛られず、環境・気候・健康・社会経済開発等に対する地域的・地球規模の結末を生じさせる」を明記されている⁵。こうした結論を踏まえて、「人類の安全保障」が前文に盛り込んだ核兵器禁止条約（TPNW）が成立・発効したことを考え合わせると、TPNW 支持国の間で「説明責任」論が強まることも考えられる。

³ 同上

⁴ 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議の議長レポート、2019 年 9 月
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000529774.pdf>、2023 年 2 月 28 日アクセス。

⁵ 第 3 回核兵器の人的影響に関する会議の議長総括（外務省訳）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/ac_d/page24_000380.html、2023 年 2 月 28 日アクセス。

6 国際政治理論による核抑止・核軍縮の再検討

民主主義と権威主義

遠藤誠治

冷戦後、資本主義や自由主義に対抗する思想体系を基礎にしていた社会主義や共産主義が破綻したことをうけて、1990年代から2000年代にかけて、自由主義的な民主主義が唯一の政治社会を構成する原理と考えられるようになった。しかし、ロシアがウクライナへの軍事侵攻を行って以後の世界では、世界が民主主義と権威主義の2つの陣営に分かれて争う、かつての冷戦のような状況になりつつあるという感覚が広がっている。

しかし、経済のグローバル化によって国家や社会の間の接続性と相互依存性が高まるに強化されていること、SNSやサイバー空間を通じた情報面での各国社会間の接続性や同時性が高まっていること、現在の中国やロシアには冷戦期のソ連のように他国に対して強く訴える力のある体系的なイデオロギーを欠いていること、権威主義的な社会を捨てて自由な社会への移動によって自己実現を図ろうとする人々が少なくはないこと、他方で、民主主義の諸国内部では民主主義に対する不満や不信が高まっていることなどを考えると、世界を2つの陣営の争いとするのは、現状の理解を助けるというよりは、過度に単純化された誤った認識をもたらす可能性の方が高いと考えられる。

むしろ自由民主主義内部の問題による退潮の方がより深刻な問題なので、その点から検討を進めよう。第1に、資本主義諸国では、過剰な金融経済化の下とグローバリゼーションの影響下で、少数の富裕層に富が集中し、一般労働者の賃金は必ずしも上昇せず、貧富の格差が拡大した。民主主義の安定を支えるはずの中間層が解体し、富裕層の仲間入りを果たせたごく少数の人々を除くと、所得配分や雇用の安定性の面で後退を経験する人々が多くなった。特に、2008年のリーマンショックは多くの人々にダメージを与え、中間層の解体を加速させた。

また本来は労働者や弱者のための政策を推進するはずだと期待されてきた左派の政党が、金融資本主義を推進する政策や新自由主義的な政策を維持したため、政治面での労働者の疎外感が高まった。移民労働者の流入が増えるなどの変化によって自らの存在を脅かされていると感じる人々が増える中で、われわれ対彼らという単純化された二項対立を用いて、扇動的な排外主義的な論理を喧伝するポピュリストが各国に出現し、支持を拡大するようになった。ハンガリーやポーランドのように冷戦末から民主化を達成した国々の中でも、そうしたポピュリストの指導者や政党に対する支持が拡大し、非民主的な政治慣行が定着する傾向が見られる¹。

¹ ヤン・ヴェルナー＝ミュラー（板橋拓己訳）『ポピュリズムとは何か』岩波書店、2017年。冷戦後のロシア・東欧の民主主義の後退については、Ivan Krastev and Stephen Holmes, *The Light that Failed: A Reckoning*, Allen Lane, 2019（立石洋子訳『模倣の畏：自由主義の没落』中央公論社、2021年）が興味深い分析を行っている。

第3に、2010年代には、資本主義的ではあっても自由民主主義を基礎原理としない中国が経済的に良好なパフォーマンスを示し、国際社会において強い存在感を示すようになった。また、原油高の影響などからロシアやサウジアラビアのような非民主的産油国の存在感も高まった。非民主主義の国々の方が、むしろ、経済発展に有利な政策を採用できるとする議論も脚光を浴びるようになった。

このように先進資本主義の国々あるいは「西側」と考えられている国々でも民主主義の基盤が弱体化していることが、自由主義諸国内部の不安定性の源となっている。ロシア・ウクライナ戦争をめぐるのは、民主主義と権威主義の体制間競争の様相を呈しているが、戦争そのものの帰趨と同じくらい重要なのがこうした自由民主主義自体の不安定性である。

では核兵器や核戦略を含む外交・安全保障政策と民主主義・権威主義の関係はどうなっているのか。

民主主義国では、政治指導者や政党が独自の政策を掲げて民衆の支持をめぐる競争を展開した上で政治権力を行使することが基本となっている。また、政府やシンクタンクなども報告書や政策文書を発表して公開性や透明性の高い政策論議が展開されている。そのため、政治指導者や政党は、安全保障政策に関しても、説明責任と結果責任を担って行動することになる。結果的に、政権担当者の一存で政策を変更することが困難となり、有権者の支持を失うような政策を採用することは困難になる。外交政策や安全保障政策においても、予測可能性の高い行動が期待されることになる。

民主主義のこうした側面が、核抑止の安定性を背後で支えている。つまり、民主主義諸国においては、公開の言論空間で関与が表明されている核抑止政策を含む外交・安全保障政策が突然変更される可能性は低く、奇襲攻撃などの予想外の行動が極めて起こりにくいということが、予測可能性の高さを必要とする核抑止の安定性に貢献している、ということである。また、有権者の支持を継続的に獲得する必要がある民主主義においては、人命や人権が重視されるので、戦争などの政策を選択する上でのハードルが高いという面がある。

それに対して、権威主義的な諸国では、政策そのものや政策決定過程に関する透明性が低く、指導者や少数の指導者集団によって従来の政策が突然変更される可能性があるという点が、予測可能性の高さを必要とする核抑止において不安定性を与えているといえるだろう。

もちろん世論に左右される民主主義国では、9・11以後のアメリカのように、冷静さを欠いた対外軍事行動が強い支持を受けて遂行される場合もあるので、一概に民主主義国が平和的で、権威主義国は攻撃的だということとはできない。しかし、有権者が重視している人命や人権を軽視した政策を採用することへのハードルが高い民主主義国の方が、平和指向性を期待できるという面はあるだろう。

それでは、民衆的な期待が高い核廃絶や核軍縮に向けて、民主主義国からより積極的な政策が展開されているとはいえない現状は、どのように理解することができるだろうか。

その理由の1つは、先進資本主義国が同時に自由民主主義国であり、現状の国際秩序を

維持することに利益を持つ現状維持勢力であり、そうした現状維持の背景に核抑止をはじめとする力による政策が存在しているということがあげられる。つまり、現状維持国による自由や民主主義などの普遍主義的な主張もまた力の面での優位性によって支えられている面があるということである。

さらにアメリカを中心とする同盟諸国では、軍事安全保障政策をめぐって巨大な利益の体系ができあがっており、そうした利益集団の複合体が、核抑止を基軸とするような安全保障政策からの転換に積極的ではない。実際には、M. カルドアが指摘するように、安全保障政策において、何を重視した政策、戦略、装備、訓練を行うかについては、多様な可能性があり、人間の安全保障を重視した安全保障文化、対テロ戦争を重視した安全保障文化、新しい戦争を重視した安全保障文化など異なる目標に即した安全保障政策体系を考えることができるが、今のところは従来からの地政学的な安全保障文化が大きな力を備えている²。結果的に、これまで通りの戦略、政策、装備に大きな資源が投入され続けることになる。

こうした状況で、核抑止自体の不安定性の高まり、核抑止を支えてきた共通の基盤の弱体化などが起こっている。さらには、人類全体で見ると、他国の核兵器だけが脅威の源であり、自国の核兵器は安全の源であるとはいえず、誰が持つものであれ、核兵器や核抑止政策自体が脅威の源であるといえる。つまり、本来的には、従来からの地政学的な安全保障文化からの転換の方が合理的である可能性があるにもかかわらず、そうした転換を推進する具体的な政治的な力を生み出すことが難しいのが現状である。

では、そうした政治的な力はどこから生まれるのか。ロシアや中国などの権威主義国では、近年、人権・自由・民主主義などを要求する人々を外国からのエージェントと位置づけ、異論を挟む政治勢力を圧殺する傾向が深まっている。これらの国々にも存在するはずの平和指向性のある人々や軍拡に反対する人々の声を、表立って表明することが極めて困難になっている。そうだとすると、現状では、政策転換を要求して自由に声を上げることができる民主主義諸国の人々が、核兵器や核抑止政策にともなう不安定性に関する理解を深め、転換のイニシアティブをとっていくことが極めて重要になっている。

しかし、それと同時に既に指摘したように、それらの国々の内部でも民主主義の基盤が大きく傷ついている。民主主義の基盤を修復するためには、社会的に排除されてきたと感じている多くの人々を包摂するような形への自由民主主義自体の自己刷新が求められている。自由民主主義そのものの自己刷新と国家安全保障を超えた人類全体の安全保障政策へ向けた創造的転換という大きな課題が連動しているといえる。

² Mary Kaldor, *Global Security Cultures*, Polity, 2018.

マルチラテラリズムとユニラテラリズム

遠藤誠治

マルチラテラリズム (Multilateralism) は一般的には「多国間主義」と訳され、国際関係における問題に 3 カ国以上の国々が関与して対処する場合に用いられる。通常は、それらの国々が何らかの制度的枠組を形成し、その制度が定める枠組の中で行動することが想定されている。それに対置されるのがユニラテラリズム (Unilateralism) であり、「単独主義」「単独行動主義」などと訳される。類縁関係にあるのがバイラテラリズム (Bilateralism、「二国間主義」) であり、米ソ・米ロのように戦略核兵器に関わる主要な問題にもっぱら二国間で対処するような関係がそれにあたる。

一般論としては、マルチラテラリズムでは、関与する各国が制度やルールに則って行動することが期待され、ルール違反に対する対応も規則化されていることが多いので、国際関係の安定性や予測性が高まると考えられている。他方で、マルチラテラリズムでは、参加国数が多くなりすぎると、ルールの形成や変更に対する障壁が高まるほか、ルールや制度の維持のためのコスト負担に消極的な国がただ乗りしようとするなどの問題もあると考えられている。核兵器に関わる問題でいえば、核拡散防止条約 (NPT) はマルチラテラリズムの例であり、実際、この条約は国際関係における安定性を提供する上で大きな役割を果たしてきた。他方、例えば、リーマンショック以後世界経済の諸問題に対処する主要枠組と位置づけられた G20 など、参加国数が多く、共通の価値観や指向性に欠けていて必ずしも有効に機能しているとはいえない。

ユニラテラリズムは、例えば、アメリカによるイラク侵攻やロシアによるウクライナ侵攻、あるいは北朝鮮による核実験・ミサイル実験の動きのように、国際関係で広く承認されているルールに反した現状変更の一方的行動を指すことが多い。特に、武力を用いた一方的行動が国際関係全般を不安定化させることは明らかである。核兵器や核抑止に関わる問題に即して考えると、冷戦期に展開された軍拡競争もユニラテラルな軍拡行動の蓄積という面がある。また、ミサイル防衛のような「防衛兵器」と考えられる兵器の場合であっても、それが対象となる国の恐怖を呼び起こす場合がある。近年のロシアや中国によるユニラテラルな軍拡とみられる行動の背景には、アメリカによる ABM 条約の一方的廃棄やそれと深く関連するミサイル防衛の開発や配備が影響を与えている面がある。

このように一般的には、マルチラテラリズムは複数国がルールの下で行動する結果、国際関係の安定をもたらすのに対して、ユニラテラリズムは一方的な現状変更行為が国際関係における不信や軍拡競争を引き起こすという面があることをまず確認しておこう。

しかし、近年ではマルチラテラリズムはより幅広い観点から理解されることが多くなっている。つまり、国家だけではなく、様々な問題に関心をもつ専門家集団や NGO など

が、国際的な規範・ルール・条約などの形成に積極的に関与することが多くなっている。対人地雷全廃条約、クラスター爆弾禁止条約などは米中ロなどの軍事大国が参加していないし、核兵器禁止条約には核保有国は参加していない。しかし、こうした条約には、これらの大国を含む各国で活動してきた NGO の国際的な連合体が、条約の成立に関心をもつ国々と協力しながら、各国政府と協議を進め、条約文を提案し、メディアを巻き込んで国際世論を醸成し、消極的な国の政府に圧力をかけ続けたことが大きな影響を与えた。とりわけ、NPT に明記されている軍縮義務にもかかわらず、核保有国が軍縮に極めて消極的な状況の中で、こうした多元的なマルチラリズムが核兵器禁止条約を成立させるような力をもつようになったという点は注目に値する。

市民社会の力を背景とした多元的なマルチラテラリズムは、地球温暖化、生物多様性、持続可能な開発、女性の権利、子どもの権利、移民や難民の問題など幅広い分野において定着している。軍事安全保障や経済開発に関わる問題が大きな比重を占めることが多い国際関係において、市民の生活や権利に関わるようなルールや制度の形成が多元的なマルチラテラリズムによって行われていることは、国際関係全体における重点の変化を表現している面がある。

他方で、ユニラテラリズムに関しても、負の側面ばかりではなく、プラスに活用できる可能性がある。核軍縮に向けた一方的行動の重要性を指摘したのは、心理学者のチャールズ・オズグッド (Charles E. Osgood) である。彼によれば、核軍拡競争は、競争相手との協議に基づいて展開しているのではなく、相手に対する不信を背景とした一方的行動の積み重ねである。そして軍拡がますます相互不信を昂進させ、さらにその相互不信が軍拡競争を加速したのである。それにもかかわらず、軍縮や軍備管理の交渉では、バランスや同時性が強調されてきた。しかし、もともと相手が約束を守らない可能性に関する警戒心が解けないような相互不信が深い状況では、交渉を通じた軍縮の実現は容易ではない。

こうした状況を打開して、軍縮へ向けた転換を引き起こすための手段としてオズグッドが提唱したのが、GRIT (国際的緊張緩和のための段階的交互行為) であり、その際に重視されているのが一方的なイニシアティブである¹。具体的には、相互不信を背景とした核抑止が危ういバランスを維持している状況でもなお、自国の安全を根本的には損なわない程度の象徴的な軍縮をユニラテラルに実施することで、相手による対応的な軍縮行動を引き出させることはできる。もちろん、忍耐や一貫した姿勢を要するが、一方的な軍縮指向の行動の積み重ねを通じて、徐々に信頼が形成されることで将来的に大きな軍縮へ向けた可能性が拡大すると考えられた。

オズグッドのアイデアは空想的に聞こえるかもしれないが、ケネディ大統領の核実験の

¹ Charles E. Osgood, *An Alternative to War or Surrender*. University of Illinois Press, 1962. Charles E. Osgood, *Perspective in Foreign Policy*. Pacific Books, 1966. チャールズ・オズグッド (田中靖政・南博訳) 『戦争と平和の心理学』岩波書店, 1968 年。A. エッツィオーニも同様の提案を行っていた。Amitai Etzioni, *The Hard Way to Peace: A New Strategy*, Collier, 1962.

一方的停止が部分的核実験禁止条約のきっかけを作り出したことや、ゴルバチョフ・ソ連共産党書記長による核実験の一方的停止が、米ソの指導者間に信頼関係を生み出し、冷戦を終わらせるきっかけとなったことなどは記憶にとどめられるべきであろう。他方で、オバマ大統領の核軍縮に向けたイニシアティブは、米ロ・米中関係全般の悪化の中で大きな成果を上げることではできなかった。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻以後の世界では、単にロシアによるユニラテラルな行動が国際関係を不安定化させたのみならず、プーチン大統領によって繰り返し行われてきた核兵器使用の可能性への言及が、核兵器の在り方に関する従来の了解を破壊しつつある。また、中国が軍事力の全般的な強化に取り組み、核軍勢力も強化しつつあることも、国際関係を緊張させている。そうした環境の下で、核軍縮へ向けて国際関係を転換していくことは容易ではないことは明らかであろう。

しかし、現行の秩序を変更しようとするユニラテラリズムへの批判をする際には、現行秩序を維持しようとしている国々がとってきたユニラテラルな行動が相互不信を昂進させてきた可能性についても反省が必要となる。アメリカや NATO がロシアのウクライナへの軍事侵攻を正当化するような脅威を与えていたとは考えられないが、アメリカや NATO の行動の中に、ロシアないしはプーチンに冷戦後国際秩序への不信や疑念をもたせる要素があった面はある。同じように中国が進めている軍拡には、帝国主義国に瓜分された歴史や台湾政策をめぐるアメリカからの干渉への屈服などそれなりの歴史的背景がある。中国への警戒を強めるだけでなく、中国が軍拡をしなければならないと考える不安や不信を理解しようとする姿勢も必要である。

冷戦末期、米ソの指導者間に生まれた相互信頼の背景には、彼らが自らの安全保障を追求するのみならず、相手が抱えている安全保障上の不安や懸念を理解し、それを払拭するよう行動できるような感受性を備えていたことが重要であったという指摘がある²。そうした感受性が、相互不信を背景にしたユニラテラリズムの蓄積の上に起こった冷戦や核軍拡競争の再現を阻止することにつながるであろう。

それと同時に、こうした NPT という従来のマルチラテラルな枠組の存続すら危ぶまれる状況の中、多元的なマルチラテラリズムが、核兵器が抑止の道具としても実践使用される兵器としても有用であるという考え方を掘り崩すように、核兵器への批判の姿勢を強化していくことや、核兵器をはじめとする兵器による脅しによらない国際関係の形成の必要性和実現可能性を示していくことが重要となる³。

² Ken Booth and Nicholas Wheeler, *Security Dilemma: Fear, Cooperation and Trust in World Politics*, Palgrave Macmillan, 2007.

³ Christine Chinkin and Mary Kaldor, *International Law and the New Wars*, Cambridge University Press, 2017 は、やや時代遅れの感覚が広がっている「人間の安全保障」をさらに深化させた人権と人命を重視する安全保障政策へ向けた転換を提唱している。

核とリアリズム

遠藤誠治

核兵器と政治的なリアリズムの関係は一般的に考えられているよりはずっと複雑である。一般的には、国際政治における力（軍事力）の要素を重視するリアリズムでは、勢力均衡（balance of power）を基軸に思考を組み立てるので、その延長上に、現代の安全保障政策においても核抑止政策を中核に据え、その安定を何よりも重視するものだと考えられている。しかし、人間の合理性を前提として成り立っている核抑止の論理は、ゲーム理論や合理的選択論と親和的でありむしろ自由主義の論理との相性が良いのに対して、リアリズムは自由主義の持つ合理性への根深い不信を前提としている¹。そのため、核兵器や核抑止とリアリズムについては入り組んだ関係がある。この入り組んだ関係について少しずつ検討を進めよう。

リアリズムは、社会科学の分野のみならず、美術・小説・演劇などの分野でも用いられる言葉で、現実を虚飾なく実態そのままに記述・写実しようとする姿勢を意味しているが、それぞれの分野ごとに異なったニュアンスや意味がある。

国際関係に関しては、他の分野と同様に、リアリズムと呼ばれる立場の中にも多様性があり、それらに共通する要素を抽出するのは容易ではないが、ここでは、まず、国家間で暴力が使われること、つまり、戦争が起こりうるということを普通の状態ととらえ、その状態の中で、国家間の秩序をどのように安定させるのかを中心課題とする姿勢と考えておく。

国際関係に関する学知でリアリズムに対抗する知的潮流としては、いかにも現実離れしているような印象を残す「理想主義」や「ユートピア主義」があるとされてきた。これらの潮流は、戦争という巨大な暴力が多大で悲惨な被害をもたらす現実を経験した人々が、いかにして戦争を克服するかということを課題として展開してきた知的営みである。リアリズムが、どちらかというところ、「～である」という議論をする傾向があるのに対して、理想主義的姿勢では、「～すべきである」という規範論が展開される傾向があるが、戦争の悲惨さという現実をふまえた議論であることは銘記されるべきであろう。

また、近年では「自由主義」や「自由主義的な制度論」をリアリズムに対置することが多い。これらは国家間に成立する制度やルールの拘束力に着目し、国家の一方的な利益追求行動に制約を課すことで国際協力の可能性や国際秩序の安定性を拡大していこうとする考え方である。

国際関係には、国内政治とは異なり中央政府がなく（無政府状態）、安定的に機能する法体系や司法制度、法の内容を執行する政治機関がないため、各国家は自らの生存や死活的利

¹ Hans J. Morgenthau, *Scientific Man versus Power Politics*, University of Chicago Press, 1946.

益を確保するためには、自助 (self-help) に頼るしかないと考えられてきた。より具体的には、各国家は自らの持つ軍事力で、他国からの侵略や攻撃を排除しなければならないということである。国際関係が不信の体系と言われるのはそのためである。

そうした相互不信のシステムの中では、各国家が持つ軍事力は、自国を防衛するためにも、他国を攻撃するためにも用いられるため、いずれかの国が武装をすると、それが他国に対しては脅威となる。脅威を感じた国は、自らを守るためにやはり武装を強化するが、その武力が他国に対する脅威となる。こうして、もともと自己防衛行動であったものが、結果的には、国家間の相互不信を強化し、軍拡競争を引き起こし、結果的には戦争の可能性を高めてしまい、安全保障を低下させてしまうことがある。国際政治学では、これを「安全保障のディレンマ」と呼び、それへの対処は国際政治における極めて重要な課題となっている²。

リアリズムは、安全保障のディレンマを避けられないものと考えて、ディレンマを抱えたままで国際関係を安定させる方法を考えることにエネルギーを注ぐ姿勢である。それに対して、理想主義や自由主義は、相互利益の蓄積や人間の合理性によって国家間の相互不信を軽減し、安全保障のディレンマを克服することを指向する姿勢だと考えると分かりやすい。リアリズムが人間性の悪や自己中心性の持続性を強調し進歩を信じないのに対して、理想主義や自由主義が合理性に基づく進歩の可能性を模索するととらえることもできる。

核兵器は、人類史で繰り返されてきた戦争を克服することができない状況において開発され使用された。核兵器の破壊力があまりにも巨大であるため、もはや戦争は不可能になり、国家間の協力が不可避になったと考え、核兵器を国際管理することに大きなエネルギーを注いだ人々もいたが、結果的には、米ソ冷戦の下で、より多くの核兵器を持ち、核兵器の破壊力を拡大しようとする核軍拡競争が起こった。そして、原爆より二桁以上も巨大な破壊力をもつ水爆が開発されると、核兵器を従来の戦争計画に組み込むことが困難となった。結果的に現に存在する核兵器の位置づけが問題となった中で発展したのが核抑止論であり、核兵器を実戦使用する兵器ではなく、戦争を回避するための道具として位置づけようとした。

抑止論は、潜在的な敵対相手に対して耐え難い苦痛を与える能力を持つことで、相手の攻撃の意図を挫くという論理である。つまり、先に攻撃を仕掛けた場合に、とても耐えられないような巨大な破壊を自らが確実に被ることになるので、戦争を仕掛けることをやめようと考えさせるようにするということだ。通常兵器による抑止が不可能なわけでも存在しないわけでもないが、それがもたらす破壊が耐えられる程度の苦痛であるならば、戦争を完全に抑止することはできない。ここで想定されている「耐えがたい苦痛」は、従来の戦争による破壊とは桁違いに大きなものが想定されており、それを確実にもたらすのは核兵器による攻撃ないしは反撃だと考えられている。

この場合、攻撃を仕掛ける可能性のある側が、自らが被る被害を考えて行動できる合理的な主体であることが不可欠である。自らの被害を顧みないような不合理な主体に対しては、

² John H. Herz, "Idealist Internationalism and the Security Dilemma," *World Politics* 2(2), 1950, pp. 157-180.

巨大な被害を与えるぞという脅しは有効ではない。その意味で、核抑止論の成立には、自国民の人命や財産への被害を回避しようとする人間的な感性を持った合理的な政治指導者が敵側に存在することが不可欠となる。言い換えると、核抑止の成立のためには、敵の側に信頼に足る合理的な政治指導者がいてくれないといけないということである。

他方で、核抑止を仕掛ける側はどうだろうか。抑止が有効に機能するためには、いざという時に使える核兵器が存在するのみならず、それが確実に使われるという予測が成り立つ必要がある。つまり、抑止の対象となっている国が抑止を仕掛ける国の攻撃能力と攻撃意図について疑いを持たないようにすることが要請されている。つまり、抑止という脅しを仕掛ける側は、いざという時には数千万人から数億人の死者をもたらす、場合によっては人類全体に被害が及ぶような行為をためらわず決断できる人間でなければならない。言い換えると狂気のような決断を冷静に遂行できる人間性を備えた者でなければ、核抑止政策の実行主体とはなりえないということである。これは合理的な想定であろうか。

さらに相互核抑止の下では、失敗が許されない。核抑止は「恐怖の均衡」(balance of terror)とも言われるが、ちょうど原子力発電が失敗してはならない技術であるのと同じように、小さな判断ミスが巨大な被害をもたらす核抑止には、失敗は許されない。しかし、現実には、核攻撃に関する誤報や判断ミスを誘発するような事態は日常化されている。

このように考えると、少数の政治指導者に巨大な責任と負担が集中しているのが核抑止論の特徴だといえるだろう。また、そうした責任に耐えうるような人物を政治指導者として選任し続けることができるのかという問題も存在する。さらに、戦争を回避するための核抑止は、戦争遂行戦略と区別することはできないため、取り返しの付かないような巨大なリスクが日常的に存在し続けているという問題もある。

現実の世界を見るならば、ロシアのプーチン大統領や北朝鮮の金正恩総書記のように、核兵器による攻撃や反撃の可能性を安易に口にする政治指導者がいる。基本的には、核戦争を辞さないという攻撃的な発言をすることで、戦略的な不安定を引き起こし、その不安定性から利益を引き出すという行動であり、自らの戦略的脆弱性を補おうとしている弱さの表れだと理解することができる。

このような姿勢は、一般的にも核抑止論においても期待される「責任ある政治指導者」の姿とは大きく乖離している。政治的リアリズムの伝統においては、自国の行動が国際秩序全体にも巨大な影響を与えることを自覚した上で、責任ある行動をとる国のことを大国と呼んできたが、現在のロシアはそうした大国としての条件を満たさない国になってしまったと考えることができる。

既に述べたように、核抑止論は水爆の開発以後発展を遂げてきたが、そこで大きな役割を果たしてきたのは、実は、合理的な人間を想定したゲーム理論や経済学を基礎におく合理主義の思考様式であった。そこで表現されてきたリアリズムとしては、例えば、対都市攻撃用の兵器を開発・強化することは抑止の安定性の強化に役立つが、対兵器用の兵器の開発・強化は抑止を不安定化させるので回避すべきであるという議論があった。また、核攻撃による

被害を小さくしようとするシェルターの整備なども、被害を限定する行為が、「耐えがたい苦痛」を耐えられるものにしてしまう可能性があるために回避されるべきだとされた。

こうした議論を背景におく場合、1980年代の戦略防衛構想以後、アメリカや NATO あるいは日本が整備してきたミサイル防衛は、伝統的な抑止論の理解からすると抑止の不安定化を引き起こすものと考えられるが、この点は、現在、十分理解されていない。

他方、核抑止が基本的に脅しの論理であることに着目すると、脅された側が、一方的に脅され続けることには甘受せず対抗措置をとることが予想される。アメリカが開発した技術をソ連も持とうとしてきたし、アメリカに脅された非核保有国は核保有によって自国を安全にしようとしてきた。このように、核抑止論には軍拡や核拡散を誘発する論理が内包されている。その意味で、核抑止の論理の中に不安定性の要素が組み込まれている。実際、1960年代、1970年代、1980年代と、それぞれの時代ごとに戦略環境の変化に応じて抑止論にも修正が加えられてきたが、その時々新たな技術の開発などによって、抑止は不安定化してきた。実際、核抑止が安定的に機能していると考えられていた時代はほとんどないといっても良いくらい不安定であったといえる³。そして、冷戦後に核保有国の数は増加し、ミサイル防衛の整備はそれを突破するようなミサイル技術の開発に拍車をかけている。

では、核抑止論はリアリズムに即しているといえるだろうか。核抑止論が十分に現実的であるためには、抑止が失敗した後に何が起こるのかということに関する十分な想定や対応策が必要になる。実際、人間は失敗するものであり、抑止も失敗することがある。しかし、核抑止論の論理体系では、いかにして核抑止をより精緻で有効なものにするのかということにエネルギーが注がれ、失敗した後のことが十分に検討されていない。失敗した後に起こるのは、当然ながら核戦争である。ロシアの核戦略との関係から、しばしば、核兵器使用におけるエスカレーションを阻止するための早期の核使用といったことも語られるが、いったん核戦争が起こった後に、人々がどのような精神状態で、何を合理的と考え、どのように行動するのかをあらかじめ想定しておくことは容易ではない。

1970年代以来、核戦争にともなう火災や粉塵のために地球の平均気温が急激に下降する「核の冬」の問題が指摘されてきた。より小規模だが類似の現象は火山の噴火などによっても起こっているが、「核の冬」は従来考えられていたよりもずっと小規模な核兵器の使用によっても起こる可能性がある。核抑止論は、抑止に失敗した場合に起こる被害について十分リアルな検討をふまえた議論となっているのか、という点を考える必要がある。

このように核抑止論が必ずしも起こりうる現実に対応した知を提供してはいないという現状から翻ってみると、政治的リアリズムという考え方は、実は、ヨーロッパの国際関係を基礎において発達してきた。それをアメリカに持ち込んだ代表人物と考えられているのが H. モーゲンソー (Hans J. Morgenthau) である。モーゲンソーは、高い理想に駆られた道徳主義的行動や法律家的な行動に陥りがちなアメリカの政治的伝統が、国際関係を不

³ Patrick M. Morgan, *Deterrence Now*, Cambridge University Press, 2003.

安定にする可能性について大きな懸念を抱いていた。同じ観点からアメリカのベトナム戦争を批判したことはよく知られている。そして 1970 年代には相互核抑止の持つ不安定性にさらに憂慮を深めていた。

彼と同じように、政治的なリアリズムの立場に立ちながら、抑止論に対する懸念を深めていった研究者も少なくはない。また、実務的に抑止政策に関わった人びとの中からも、抑止政策に疑問を呈する声が上げられてきた。著名な例として 2000 年代の後半になってアメリカの民主党・共和党という党派を超えて、G. シュルツ（George P. Shultz）元国務長官、W. ペリー（William J. Perry）元国防長官、H. キッシンジャー（Henry A. Kissinger）元国務長官、S. ナン（Sam Nunn）上院軍事委員会委員長という 4 人が 2 年続けて共同論考を発表した⁴。

彼らは、そこで国家間の核拡散が進行するとともに国家以外の主体への核兵器の拡散の危険性も高まっており、冷戦期と同じような形で核抑止が機能し続けるとは考えられないとして、核抑止の持つメリットよりも不安定性やリスクが高まっているという認識の下、核軍縮と核兵器への依存を削減する方向への転換を提唱した。彼らはリアリズムを捨てたからではなくリアリズムに基づいて核軍縮への転換を提唱した。核抑止が抱える困難に関する彼らのリアルな認識は、核兵器と核抑止をめぐる不安定性がかつてないほど高まっている現状において、改めて想起されるべきであろう。

これまで検討してきたことをまとめるならば、リアリズムを現実起こっていることを正確に認識し、起こりうる危険やリスクに向き合いそれを削減するためにとりうる選択肢を模索する姿勢と考えると、現状では、核兵器や核抑止の持つ不安定性やリスクを前提に核兵器への依存の縮小や核軍縮へ向かうことがリアリズムに合致していると考えられる。そして従来通りに核抑止が機能することを期待する安易な姿勢の方がアンリアルだといえるだろう。

もちろん、現在までの核抑止を今日いきなり否定すれば安定や安全がもたらされるわけではないので、核兵器や核抑止がなくなった世界を空想すれば良いわけではない。既に不安定性を増している世界において、人間が失敗しうることを前提としつつ、核のリスクを削減する方向で具体的にとりうる措置を考え、それを実現させるための緻密な論議を展開する姿勢こそがリアリズムなのである。そして、核兵器以外にも地球温暖化や気候変動のように人類や地球に起こりうる様々なリスクや危険がますますリアルなものになっている現状をふまえるなら、それらに向き合い対策を講じることも、リアリズムに合致した態度だといえるだろう。言い換えれば、むしろ地球全体の惑星的（プラネタリー）な安全保障に取り組むことこそが現代におけるリアリズムに即した知のあり方なのである。

⁴ G. P. Shultz, W. J. Perry, H.A. Kissinger, S. Nunn, "A World Free of Nuclear Weapons," Wall Street Journal, January 4, 2007, "Toward a Nuclear Free World," Wall Street Journal, January 15, 2008.

7 変化するアジア・太平洋における安全保障環境

東アジアにおける日米同盟の現況と拡大抑止力

牧野愛博

まず米国の動きからみてみよう。米国は1979年の米中国交正常化に伴い、台湾と外交関係を断絶した。しかし、米国は同年、台湾関係法を制定し、台北に米国在台湾協会を設置して、台湾との非公式な関係は続けてきた。米国は台湾に武器は売却するものの、中国が主張する「ひとつの中国」原則を理解し、台湾の独立は支持しないという公式の立場を維持してきた。

ところが、ドナルド・トランプ政権時代の米国家安全保障会議（NSC）は2018年2月、秘密文書「インド太平洋戦略枠組み」をまとめた。そこには、米国が西太平洋で実行すべき三つの項目が示されていた。第1は、日本列島から台湾を通り、南シナ海を囲むように伸びる第1列島線の内側（中国側）で、中国による海空優勢の常態化を許さないこと。第2は、第1列島線上の国々を防衛すること。第3は第1列島線の外側（太平洋側）ではすべてのドメイン（領域）で米国の優勢を確保すること、という内容だった。第2の項目にはカッコ書きで（台湾を含む）と明示した。トランプ政権は2021年1月の任期満了直前、この文書の秘密指定を解除した。トランプ政権は4年間で台湾に、F16V戦闘機など計11回、総額約180億ドルにおよぶ武器を売却した。当時、ワシントンの外交団のなかでは、トランプ政権が秘密指定を解除した背景には、ジョー・バイデン次期政権に中国・台湾政策を踏襲させる狙いがあるとの指摘が出ていた。

バイデン米大統領は2021年1月の就任以来、2022年末時点まで、計4度も米国には台湾を防衛する意思があると発言。バイデン政権としても自走砲の売却や地対空ミサイルシステムの支援などを行っている。また、2021年3月9日、米インド太平洋軍のフィリップ・デービッドソン司令官が米上院軍事委員会の公聴会で、「台湾が（中国の）目標の一つであることは間違いない。その脅威は向こう10年、実際には今後6年で明らかになると思う」と述べ、「6年以内に中国が台湾を侵攻する可能性」に言及した¹。米軍制服組トップのマーク・ミリー統合参謀本部議長は同年11月3日、米シンクタンク・アスペン研究所のフォーラムで「中国は近い将来、台湾へ行動を起こそうと準備しているか」という質問に対し、「私の分析によれば半年や1、2年という近い将来に起こり得るとは思わない」と否定した²。ミリー氏の発言については、中国が本格的な台湾侵攻を試みた場合、中国軍側にも相当な被害

¹ Hearing to receive testimony on United States Indo-Pacific Command in review of the defense Authorization request for fiscal year 2022 and the future years defense program, Committee on Armed Services, United States Senate, March 9, 2021, https://www.armed-services.senate.gov/imo/media/doc/21-10_03-09-2021.pdf, accessed March 20, 2023.

² 「中国の台湾侵攻『1、2年以内ない』 米軍制服組トップ」、産経新聞、2021年11月4日、<https://www.sankei.com/article/20211104-QEXKQBCKJPQXLPQLHL2OAVSME/>、2023年3月20日アクセス。

が及ぶため、当面は自制するのではないかとの見通しに立っていると思われる。米中央情報局（CIA）のバーンズ長官も 2023 年 2 月、ワシントンでの講演で、米側のインテリジェンス（機密情報）として、中国の習近平国家主席が「2027 年までに台湾侵攻を成功させる準備を整えるよう、人民解放軍に指示を出した」との見方を示した。

デービッドソン氏らが「万が一の事態」に言及したことも含めて、米軍は西太平洋での戦力展開を急速に変化、増強しようとしている。具体的にみると米国は、太平洋抑止構想(PDI)を掲げ、2022 年度に関連予算 51 億ドル（約 6900 億円）、2023 年度予算案でも 61 億ドル（約 8300 億円）を計上した。米陸軍と米海兵隊は地对艦ミサイルを開発している。米海兵隊は 2020 年に軍再編計画「Force2030」を発表。米海兵隊トップのデビッド・バーガー総司令官は 2021 年 4 月、「遠征前進基地作戦」(EABO) などを含む新しい作戦構想を発表した。EABO は、敵による攻撃の兆候が現れた場合に緊急展開する構想で、台湾有事を想定して出てきた新しい構想だと言われる。続いて 2021 年 12 月、米海兵隊は敵対国がミサイルなどで攻撃できる範囲内において作戦を行う「スタンドイン部隊コンセプト」を公表した。沖縄に司令部を置く米第 3 海兵師団の 3 個海兵連隊を、島しょ部での作戦に適応させた海兵沿海域連隊 (MLR) に改編中だ。MLR は地对艦ミサイルや防空ミサイル、簡易飛行場を運営する能力を持つ。敵対国の攻撃圏外から加える空軍や海軍のミサイルなどによる攻撃を誘導する目や耳の役割も期待されている。

バイデン政権は 2022 年 10 月 12 日、「国家安全保障戦略」(NSS)、27 日には国防省が「国家防衛戦略」(NDS)、「核戦略見直し」(NPR)、「ミサイル防衛見直し」(MDR) の戦略文書をそれぞれ発表した。米国は NSS で「決定的な今後 10 年間」という表現を使った。具体的には、グアムのアンダーセン空軍基地では攻撃に耐えられるよう格納庫や燃料給油システムの抗堪化が進んでいる。近年ではグアムを、弾道・巡航ミサイルや極超音速兵器から隙間なく守るためのミサイル防衛システムの開発も進められている。

米国では戦力運用の分散化も重要なテーマになっている。空軍は、西太平洋において有事において活用可能な滑走路の調査を進めている。訓練で、米軍が作戦の拠点にしてこなかったような空港に、第 5 世代戦闘機と、燃料、弾薬、整備員を搭載した輸送機とをパッケージで展開する「機敏な戦闘運用」(ACE) という取り組みを進めている。2022 年 6 月にフィリピン海で行われた演習「バリエーションシールド 2022」では、アラスカから太平洋島しょ国の一つパラオに F35A 戦闘機を展開した。空軍機の運用拠点を多様化することで、米軍を攻撃する側にとっては目標が分散し、攻撃がしにくくなるという利点があるという。米グアムのアンダーセン空軍基地に配備されていた B52 戦略爆撃機 5 機は 2020 年 4 月、米本土の基地に移動した。これも、中国軍の弾道ミサイルの射程圏外に置くための措置だと言われている。

在日米軍でも様々な動きが出ている。米第 18 航空団は 2022 年 10 月 28 日、嘉手納基地に配備された F15C/D 戦闘機を 11 月から 2 年かけて撤収し、「より新しく、より進んだ航空機」をローテーション配備すると発表した。米空軍は F15C/D の退役を進め、最新鋭の

F15EX イーグルと交代させる。F15EX は 21 年 3 月に初号機が試験用に納入されたばかりで、今回の撤収には間に合わない。とりあえず、アラスカの F22 戦闘機が嘉手納基地に展開すると報じられている。

鹿児島県鹿屋市の海上自衛隊鹿屋航空基地で 2022 年 11 月 21 日、米空軍の無人偵察機 MQ9 の運用が始まった。当面は、1 年間の予定で、米軍関係者 150～200 人が市内に駐留するという。これは、2022 年 1 月に発表された日米安全保障協議委員会（2 プラス 2）共同文書に基づく動きだ。文書は「閣僚はまた、日本の南西諸島を含めた地域における自衛隊の態勢強化の取組を含め、日米の施設の共同使用を増加させることにコミットした」とうたっている³。米軍機をできるだけ多くの基地に分散させることで、中国軍の弾道ミサイルの脅威を減らすのが目的とみられる。

他方で米海軍は、空母 1 隻にイージス艦 5 隻程度、原子力潜水艦 1～2 隻で構成する空母打撃群を中心とした作戦構想を変えようとしている。米海軍は 2015 年頃から、分散型海上作戦（DMO）という構想を掲げ始めた。DMO は、地对艦ミサイルなどの攻撃を避けるため、多数の小型艦や無人艦などに長距離ミサイル等を搭載し、分散して相手の水上艦艇や地对艦ミサイルなどの攻撃を避けつつ行動させるとともに、情報衛星やドローン（無人航空機）、早期警戒機などを使ってネットワーク化することで、分散していても一体となった攻撃力として運用する。小型艦の主力は、2026 年からの就役を目指すコンステレーション級ミサイルフリゲートで 20 隻を予定している。相手の戦力を相当部分消耗させうえて、空母打撃群が最後の決め手として展開するという構想だ。コンステレーション級の価格は自衛隊の「あさひ」型よりも高い約 900 億円。対艦ミサイルも、日米の戦闘艦艇が標準装備している 8 発の 2 倍にあたる 16 発を搭載する予定だ。

こうした動きの中で、日本の自衛隊の動きはどうなっているのか。自衛隊も、米軍の動きに合わせて様々な変化を模索している。そもそも、米海兵隊が EABO を着想した背景には、陸上自衛隊（陸自）で 15 年ほど前から唱えられ始めた「南西の壁」構想がある。対馬から九州、沖縄本島などを経て、日本最西端の与那国島までに対空・対艦ミサイルと地上部隊などを組み合わせた部隊を配置して防衛ラインを作り上げる構想だ。すでに、自衛隊は奄美大島、宮古島に地对艦ミサイル連隊を、与那国島に沿岸監視隊を配置した。石垣島にも 2023 年 3 月、駐屯地を新たに開設し、地对艦・地对空ミサイル部隊を配置した。防衛省は 2022 年 12 月、与那国島の自衛隊駐屯地を拡張し、地对空ミサイル部隊を配備する方針を明らかにした。

米海兵隊が掲げる新戦略を受けた日米共同訓練も始まった。陸上自衛隊と米海兵隊との実動訓練「レゾリュート・ドラゴン 21」（RD21）が 2021 年末、日本各地の演習場や駐屯地などで行われた。RD21 は、日米の計画に基づいて展開した陸自と米海兵隊が、接近する敵

³ 「日米安全保障協議委員会（「2＋2」）共同発表」、防衛省・自衛隊、2023 年 1 月 11 日、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100284738.pdf>、2023 年 3 月 20 日アクセス。

を迎撃する訓練だった。陸上幕僚監部広報室によれば、陸自と米海兵隊が共通点の多い装備を保有しているため、RD21 には共通の敵を撃退するうえでの調整を行う狙いがあるという。関係者は「お互いが違う島に展開しているとき、接近する敵を効果的に撃退するためにはどうしたらいいのか。日米が双方の指揮命令の流れや、装備の性能を知る意味がある」と語っている。

日本政府は 2021 年 12 月に閣議決定した 2022 年度防衛予算で 12 式地对艦誘導弾の能力を向上させる開発費を盛り込んだ。射程は 1 千キロ程度で、地上発射型は 2025 年度、艦船発射型は 2026 年度、航空機発射型は 2028 年度の開発完了をそれぞれ目指すという。政府が 2022 年 12 月 16 日に閣議決定した防衛整備計画にも、同じ目標年度が明記された。陸自が現在、開発中の高速滑空弾は射程約 500 キロ。敵基地攻撃能力の議論次第ではさらに延長を検討する可能性もある。

陸自は、2021 年 9 月から 11 月にかけて、有事に備えて、全国に駐屯する自衛隊を南西方面に展開する訓練を行った。ここ数年は連隊規模で行っていたが、陸自の第 2 師団（北海道）、第 6 師団（山形県）、第 14 旅団（香川県）が実際、大分県の日出生台演習場に移動して訓練を行った。参加人員は約 10 万人、車両約 2 万両、航空機約 120 機が参加した。陸自が「陸演（陸上自衛隊演習）」と呼ばれる大規模な演習を行うのは 1993 年以来 28 年ぶりだ。

一方、政府は 2022 年 12 月 16 日に閣議決定した国家防衛戦略で「統合運用の実効性を強化するため、既存組織の見直しにより、陸海空自衛隊の一元的な指揮を行い得る常設の統合司令部を創設する」と明記した⁴。台湾有事など日本の南西方面での脅威が増えるにつれ、必要性が叫ばれていた。自衛隊は 2006 年の自衛隊法改正で、統合幕僚監部が誕生し、弾道ミサイル防衛などのように、複数の軍種にまたがった作戦が必要になった場合は統合任務部隊が編成されてきた。しかし、常設した統合司令部と統合司令長官のポストを持たずにいた。

ここでウクライナでのロシアの軍事行動がどのような影響を及ぼしてきたかをふりかえっておきたい。2018 年の米国の NDS から 22 年の NDS に引き継がれたテーマは、中国やロシアによる「既成事実化戦略」、つまり、両国が迅速に軍事力を展開して相手国を圧倒し、米国による来援の時間を与えないままに相手国の領土を確保してしまう事態への対応だった。契機は 2014 年のロシアによるクリミア併合だった。中ロによる急速な領土獲得を抑止するためには、拡張を狙う地域やその近くで動きを拒否する能力を持つ必要がある。米軍自体も敵対国による攻撃や妨害を受ける場所で作戦を行うことが前提になるため、攻撃や妨害に耐えられる強靱性が求められると判断した。

陸上幕僚監部広報室は 2021 年末に実施した日米共同訓練 RD21 について「陸自の領域横断作戦（CDO）と米海兵隊の機動展開前進基地作戦（EABO）を踏まえた日米の連携向上

⁴ 「国家防衛戦略」、内閣官房、2022 年 12 月 16 日、<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000119646.pdf>、2023 年 3 月 20 日アクセス。

のための訓練を実施した」と説明している。CDO とは、陸海空に宇宙やサイバーを加えた空間にまたがった横断的な作戦を意味する。例えば、奄美大島や宮古島に配備された陸自の対艦・対空ミサイル部隊が、敵の艦艇や航空機を迎撃することなどを想定。電子戦やサイバー戦なども交え、より幅広い作戦を検討している。

そうした中で 2022 年 2 月 24 日、ロシアが 3 方向から最大 19 万人の兵力でウクライナに侵攻した。英王立防衛安全保障研究所（RUSI）は同年 11 月、ロシアはウクライナを占領するまでに必要な作戦期間を 10 日間と見積もっていたとする報告書を発表した⁵。ロシアは 2022 年 1 月、ウクライナの政府機関に対してサイバー攻撃をかけた。2 月中旬になるとウクライナ全土で金融機関の現金自動預け払い機（ATM）にサイバー攻撃をかけ、一部に障害を発生させた。同時に「ウクライナの ATM は全て使えなくなった」という偽情報を振りまき、国民生活を混乱に陥れた。侵攻前日の 2 月 23 日になると、電磁波攻撃をかけてウクライナの衛星通信網を無力化し、軍の通信や民間のインターネットを使えないようにした。にもかかわらず、ロシア軍は緒戦で勝利できず、キーウ（キエフ）侵攻を断念した。

米国防総省などは 2022 年 5 月、訪米した自民党議員団に対して、米国がウクライナに対して行ったハイブリッド戦争支援の概況を説明した。その説明によれば、米国はクリミア併合後、ウクライナにハイブリッド戦争への対抗策の支援を開始した。そのひとつが、陸上自衛隊が目指している CDO のような、従来の陸海空という作戦領域に、サイバー、電磁波、宇宙を加えて横断的に作戦を行うマルチドメイン化だった。同時に、ロシア軍の攻撃を受けた場合のバックアップ体制として、米軍など NATO が使う衛星通信網との一体化を推進した。米 SpaceX 社による衛星ブロードバンドインターネット「Starlink(スターリンク)」のウクライナへの提供だけが大きく報じられたが、米軍自体がこの仕組みを提供していたという。

2022 年 12 月 16 日に閣議決定した国家防衛戦略は「宇宙・サイバー・電磁波の領域及び陸・海・空の領域における能力を有機的に融合し、相乗効果によって全体の能力を増幅させる領域横断作戦により、個別の領域が劣勢である場合にもこれを克服し、我が国の防衛を全うすることがますます重要になっている」としている⁶。

以上のような大きな流れの中で、日米同盟の変化も進んでいる。日米は同盟であるが、指揮統制機能が別々に独立している。そこで日米は、様々なレベルで詳細な調整を行う仕組み（同盟調整メカニズム）の維持発展につとめている。その際、米軍のもつグローバル・コマンド・コントロール・システム（GCCS）が調整の前提としての共通認識を持つツールになってきた。GCCS は指揮系統のための情報共有網で、作戦区域周辺の戦力展開、それぞれの

⁵ Mykhaylo Zabrotskyi, Jack Watling, Oleksandr V Danylyuk and Nick Reynold, “Preliminary Lessons in Conventional Warfighting from Russia’s Invasion of Ukraine: February–July 2022,” RUSI, November 2022, <https://static.rusi.org/359-SR-Ukraine-Preliminary-Lessons-Feb-July-2022-web-final.pdf>, accessed March 20, 2023.

⁶ 「国家防衛戦略」、内閣官房、2022 年 12 月 16 日、<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000119646.pdf>、2023 年 3 月 20 日アクセス。

部隊の兵站状況、損耗率などの部隊の状況を、ビジュアル形式でもテキスト形式でも見ることができる。新しい国家防衛戦略が「統合防空ミサイル防衛能力」に触れたほか、マルチドメインでリアルタイムの対応が要求される時代になり、日米の一体化は指揮系統だけではなく、戦術・戦闘にまで及ぶことが不可避の状況になっている。

自衛隊と米軍の場合、こうした「戦術・戦闘の一体化」が進んでいるのが海自と米海軍で、リンク 16 で連結されている。空自も近年、米国のミサイル防衛システムに連動するため、バッジシステムの改修を行ってきた。これに対し、陸自の場合は、10 式戦車など特定の装備のなかだけでの戦術・戦闘の一体化にとどまってきた。今後は、ウクライナの教訓もあり、統合司令部ができて陸海空が一体となるほか、宇宙・サイバー・電磁波も含めて米軍との一体化が進むことが予想される。

グローバルにも地域的にも安全保障環境が変わる中で、拡大抑止力にはどのような影響が及ぶのだろうか。バイデン政権は 2022 年に発表した核態勢見直し（NPR）で、トランプ政権が進めた海上発射型核巡航ミサイルの開発を中止した。射程 2500 キロ程度を想定し、中距離核戦力（INF）全廃条約（2019 年に米ロが破棄・失効）の影響で、中距離ミサイルを保有していない米国の弱点を埋める手段の一つとして、米国内だけでなく、日本の中でも期待する声があった装備だった。バイデン大統領は大統領選で、核兵器の役割低減のため「核攻撃を抑止し、必要であれば報復することが米国の核兵器の唯一の目的であるべきだ」としていたが、NPR には盛り込まなかった。海洋発射型の核巡航ミサイルの開発中止は、唯一の「核兵器の役割低減」策として採用された格好になった。

ロシアはウクライナ侵攻開始後、繰り返し核兵器使用をほのめかしており、核兵器をめぐる緊張感が高まっている。米国防総省の中国の軍事動向に関する年次報告書（2022 年 11 月発表）の分析によると、中国が 2035 年までに約 1500 発の核弾頭を保有する可能性がある。他方で北朝鮮の金正恩総書記は 2022 年末に開かれた朝鮮労働党中央委員会拡大総会で、核爆弾保有量を幾何級数的に増やす考えを示唆した。地理的に日本を取り囲むように存在するこれら 3 つの核武装国の動きは、米国が日本に提供する拡大核抑止に関する議論を活発化させている。

日米は 2010 年から、米韓は 2011 年から定期的に拡大抑止協議を開催し、米国の「核の傘」を含む拡大抑止力の提供を巡る信頼性の確保に努めてきた。ただ、日米同盟の一体化が進むなか、核兵器のみがその例外とされている。新しい日本の国家安全保障戦略は「非核三原則の堅持」を確認したが、今後、核兵器を巡る「日米の一体化」がどのような展開を見せるのか、注目されるところである。

中国の軍事戦略

牧野愛博

中国の軍事戦略の主な変遷からみておきたい。中国は長く、民主化の可能性のある国と目されてきた。米国はソ連を孤立させる目的と同時に、ベトナム戦争の負担を減らす思惑もあり、ヘンリー・キッシンジャー国務長官が1971年7月、極秘に訪中した。米国は以後、中国への接近の方便として、民主化の可能性にしばしば言及してきた。同時に、中国は米国から様々な軍事技術を得たとされる。

中国の軍事戦略の大きな転換点となったとされるのが、1995年から1996年にかけて起きた第3次台湾海峡危機だった。中国は1996年の台湾総統選挙を牽制するためにミサイル演習を実施したが、米国はニミッツとインディペンデンスを中心とした2個空母打撃群を台湾近海に派遣し、中国に対する抑止力を誇示した。

中国はこの事件を教訓に米軍をどう抑止するのかという戦略を展開してきた。基本線となるのが、接近阻止領域拒否(A2AD)戦略とされる。九州南端から台湾東側を通り、南シナ海を囲むように伸びる「第1列島線」のなかへの米軍の侵入を阻止する。同時に、伊豆諸島を起点に小笠原諸島、グアム、サイパンを含め、マリアナ諸島にまで伸びる「第2列島線」のなかで、米軍による自由な作戦展開を許さないとした。

中国はこの戦略を達成するため、様々な軍備増強を進めてきた。第1に米空母打撃群への対抗策として、1998年に廃艦になった旧ソ連空母「ワリャーグ」を購入。2012年に空母「遼寧」として就役した。2019年末には2隻目となる初の国産空母「山東」が就役し、現在、3隻目の空母の建造が進んでいる。加えて、弾道ミサイルの開発も進めてきた。米国とロシアが2019年まで中距離核戦力(INF)全廃条約によって、射程500～5500キロの地上発射型弾道・巡航ミサイルの廃棄を義務づけられる一方、中国がこのタイプの短中距離ミサイルを次々に開発してきた。代表例としては「空母キラー」と呼ばれる対艦弾道ミサイル「東風(DF) 21D」(射程1500キロ)、グアムの米軍基地を攻撃できる「グアムキラー」と呼ばれる「東風(DF) 26」(射程4000キロ)などがある。

そして、2008年の北京夏季五輪と、同年に起きたリーマンショックからのいち早い回復が、中国国内のナショナリズムを高め、習近平氏の中国共産党総書記就任(2012年11月)もあって、外部に対する拡張路線を本格化させた。具体的には南シナ海への人工島の建設だった。中国は2014年、南シナ海の南沙諸島(スプラトリー諸島)海域で人工島の建設に着手していることが確認された。人工島には滑走路やレーダー設備などが確認されている。海中を除き、海上と空域から接近する物体を識別、迎撃する機能を持つとみられている。オランダ・ハーグの常設仲裁裁判所は2016年7月12日、中国が南シナ海で主張する権利の根拠を否定したが、中国は黙殺している。

中国の軍事戦略で大きな脅威として警戒されているのが、従来の陸海空にサイバーや宇宙空間を加えたマルチドメイン戦略である。また、中国は 2003 年、「人民解放軍政治工作条例」を改定し、「輿論戦、心理戦及び法律戦を展開し、敵軍の瓦解工作を展開」するとした。国内外の世論に訴える世論戦、相手の心理状態を揺さぶる心理戦、国際的に中国の主張を正当化する法的根拠を作り出す法律戦（三戦）を意味する。マルチドメイン戦略と三戦を組み合わせ、相手の認知領域を標的にして、戦わずして勝利を収める方法も研究しているとされる。

次に中国の戦力をみておこう。ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）によれば、2021 年 1 月時点での中国の核兵器数は 350 発で、前年の 320 発から 30 発増加した。米国の 5550 発、ロシアの 6255 発とは大きな開きがあるが、中国は更に核兵器を大量増産する姿勢を示している¹。米国防総省は 2021 年 11 月に発表した「中国の軍事力に関する年次報告書（2021 年版）」で、中国の核弾頭保有数が 2030 年までに少なくとも 1000 発になるとの見通しを示した²。続いて 2022 年 11 月に発表した 2022 年版の報告書では、中国が 2035 年までに約 1500 発の核弾頭を保有する可能性がある」と指摘した。中国の核弾頭の重量は 300 キロ程度にまで軽量化しているとされ、米国の 100 キロには及ばないものの、ほぼ全ての弾道ミサイルに搭載が可能だとみられている。

中国は従来、米ロとの核兵器保有数の格差も考慮し、敵の核攻撃を受けない限り、核兵器を使用しない「核の先制不使用政策」を採ってきた。ただ、早期警戒衛星などを使い、中国に対する攻撃を探知した段階で核を使用する即時発射態勢の強化も進めている。このため、米国防総省は 2018 年版の報告書で、中国が核の先制不使用政策を変更した可能性がある」と指摘している³。そうした中で、中国西部の甘粛省玉門で 2021 年、弾道ミサイルの地下格納サイロが建造されている様子を捉えた衛星写真が公開された。半径 50 キロの範囲内に 120 基のサイロが点在している。サイロの半径は 26 メートルで、中国の大陸間弾道ミサイル（ICBM）「東風（DF）41」（射程 1 万 4000 キロ以上）が収容可能とみられる。DF41 には 1 基のミサイルに核弾道 10 発の搭載が可能で、実際にこのような配備に進んでいけば米国の核抑止力に正面から挑戦する動きとなる」との警戒が強まっている。

米国とその同盟諸国、国際社会の反応はどのようなものなのか。米国は前述したとおり、

¹ SIPRI Yearbook 2022, SIPRI, <https://sipri.org/sites/default/files/YB22%2010%20World%20Nuclear%20Forces.pdf>, accessed March 20, 2023.

² “Annual Report to Congress: Military and Security Developments Involving The People’s Republic of China 2021” Office of the Secretary of Defense, Department of defense United States of America, <https://media.defense.gov/2021/Nov/03/2002885874/-1/-1/0/2021-CMPR-FINAL.PDF>, accessed March 20, 2023.

³ “Annual Report to Congress: Military and Security Developments Involving The People’s Republic of China 2018” Office of the Secretary of Defense, Department of defense United States of America, <https://media.defense.gov/2018/Aug/16/2001955282/-1/-1/1/2018-CHINA-MILITARY-POWER-REPORT.PDF>, accessed March 22, 2023.

オバマ政権前半までは、中国融和論が主流だった。南シナ海で人工島建設が始まった際も、日本側が再三、外交・防衛協議の場で警鐘を鳴らしても、ほとんど対応しなかった。バラク・オバマ大統領は 2011 年 11 月、豪州議会でアジア太平洋地域を重視する新たな安全保障政策（ピボットともリバランスとも表現される）を発表したが、具体的な政策に乏しかった。南シナ海で中国が建設した人工島の「領海」通航などを含む「航行の自由作戦」も、2015 年 10 月に始まったが、オバマ政権では結局 4 回の実施にとどまった。

2017 年に発足したドナルド・トランプ米政権は同年に策定した「国家安全保障戦略」で、中国とロシアを「修正主義勢力」と位置づけ、関与政策を中心にした対中政策の見直しに言及した。トランプ政権は「航行の自由作戦」を頻繁に行ったほか、前述した INF 全廃条約の失効（2019 年 8 月）、米軍事情報などの入手を理由にしたテキサス州ヒューストンの中国総領事館の閉鎖命令（2020 年 7 月）、米国のキース・クラック国務次官（経済成長・エネルギー・環境担当）の台湾訪問（2020 年 9 月）など、対中強硬政策を実行した。マイク・ポンペオ国務長官は 2020 年 7 月の演説で「中国に闇雲に関与する古い方法論は失敗した。我々はそうした政策を継続してはならない」と訴えた⁴。

2021 年に発足したジョー・バイデン政権もトランプ政権の対中政策を踏襲している。米インド太平洋軍のフィリップ・デービッドソン司令官は 2021 年 3 月 9 日、米上院軍事委員会の公聴会で「6 年以内に中国が台湾を侵攻する可能性」に言及した⁵。米議会調査局（CRS）は 2021 年 3 月 9 日付の報告書で米中両海軍の保有艦艇を比較した。複数の資料から三通りの比較を行ったが、最も中国に有利な分析結果では、2020 年時点ですでに米軍の 297 隻に対し、中国軍は 360 隻に上ると指摘されている。さらに 2030 年には、中国軍艦艇数は 425 隻に達すると予測している。中国の台湾侵攻を想定した米国防総省のこれまでのシミュレーションでも、米軍がしばしば敗北する結果が出ている。

このため、米国は様々な戦略を推進している。2021 年度米国防授權法は新たな基金「太平洋抑止イニシアチブ」（PDI）を承認した。グアムのミサイル防衛やステルス戦闘機 F35 の近代化、海上発射型のトマホーク巡航ミサイルの配備などが含まれている。

また、中国の A2AD 戦略に対抗するため、米軍のインド太平洋地域での新たな配置の動きが始まっている。日本の防衛省によれば、沖縄の米海兵隊の要員約 9 千人とその家族が 2020 年代前半、沖縄からグアムなど日本国外に移転する。日本政府は国内向けに「沖縄の負担軽減」と説明しているが、米国にはインド太平洋地域での配置換えという戦略的な狙いもあるとされる。グアムに配備されていた米 B52 戦略爆撃機 5 機は 2020 年 4 月、米本土に移動したが、これは「グアムキラー」の弾道ミサイル「東風（DF）26」の射程圏外に戦

⁴ 「『共産主義の中国 変えなければ』米国務長官の演説要旨 トランプ政権」、日本経済新聞、2020 年 7 月 24 日、<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO61896140U0A720C2000000/>、2023 年 3 月 22 日アクセス。

⁵ Hearing to receive testimony on United States Indo-Pacific Command in review of the defense Authorization request for fiscal year 2022 and the future years defense program, Committee on Armed Services, United States Senate, March 9, 2021, https://www.armed-services.senate.gov/imo/media/doc/21-10_03-09-2021.pdf, accessed March 20, 2023.

略爆撃機を避難させる動きとも解釈できる。

さらに、米国は国際社会を巻き込むことで、中国に対する抑止力を高めようとしている。米国は2021年3月の日米防衛安保閣僚協議(2+2)共同声明、21年4月の日米首脳共同声明、21年6月の先進7カ国(G7)首脳共同声明、同月の米EU共同声明に、「台湾海峡の平和と安定の重要性」という文言を盛り込んだ⁶。米国と日本は「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP)構想を推進し、豪州とインドを加えた4カ国安全保障対話(QUAD)も行っている。2021年9月には初めて対面方式でQUAD首脳会議がワシントンで開かれた。米国は2021年9月、英国と豪州との新たな安全保障の枠組み(AUKUS)創設を発表し、豪州への原潜配備に協力する方針も明らかにした。

米国はまた、2018年1月にカナダで開かれた朝鮮国連軍参加国を中心とした北朝鮮関係外相会合で、東シナ海を中心とした北朝鮮の国連制裁決議違反活動を監視する活動を決めた。「ファイブ・アイズ」と呼ばれる米、英、豪、カナダ、ニュージーランドに加え、日仏韓の艦船や航空機が監視活動に参加している。日本と韓国以外は日本の米軍基地を拠点として活動している。欧州各国には、この活動を契機に緊張が高まるインド・太平洋地域での関与を高めたい思惑があるとみられる。2021年には英空母「クイーン・エリザベス」、独フリゲート艦「バイエルン」が東・南シナ海に進出し、日本にも寄港した。欧州各国が台湾有事の際に軍事力を派遣する可能性は小さいが、中国に対して台湾有事で支払うコストを意識させ、抑止力を高める効果への期待がこめられている。

一方、中国はこうした米国などの姿勢に反発し、台湾の防空識別圏への侵入や台湾近海での軍事演習を繰り返している。習近平中国国家主席は2021年7月1日に行った共産党創立100周年記念演説で、「誰であれ、中国を刺激する妄想をすれば、14億の中国人民が血と肉で築き上げた鋼鉄の長城にぶつかり、頭が割れて血を流すだろう」と主張した⁷。

日本の安全保障への影響はどうだろうか。2012年9月、日本政府による尖閣諸島国有化以降、中国海警の公船による日本領海侵入が激化するなど、日中関係は緊張している。ただ日本政府は台湾有事について、平和安全法制によるところの重要影響事態になるのか、存立危機事態に発展する可能性があるのかについて、具体的な明言を避けている。日本政府は従来の国家安全保障戦略で北朝鮮を「脅威」と位置づけるが、中国は「懸念」にとどめ、中国

⁶ 「日米安全保障協議委員会(2+2)共同発表(仮訳)」、防衛省・自衛隊、2021年3月16日、https://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/2021/0316b_usa-j.html、2023年3月22日アクセス；「日米首脳共同声明『新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ』」、外務省、2021年4月16日、2023年3月22日アクセス；「G7カーピスベイ首脳コミュニケ」外務省、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100200083.pdf>、2021年6月13日、2023年3月22日アクセス；“U.S.-EU Summit Statement”, The White House, June 15, 2021, <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/06/15/u-s-eu-summit-statement/>, accessed March 22, 2023.

⁷ 「中国共産党創立100周年祝賀大会における 習近平総書記の演説全文」、中華人民共和国駐日本国大使館、2021年7月2日、http://jp.china-embassy.gov.cn/jpn/zt/zggcdcl100zn/202107/t20210702_8934774.htm、2023年3月22日アクセス。

を想定した防衛力の整備を公式的に避けてきた。中国を脅威と認めた場合、日中関係の決定的な悪化を招き、経済も混乱するという懸念があったためだ。中国は既に、INF 全廃条約の失効に伴う米国の中距離ミサイルの日本配備や、日本の敵基地攻撃能力保有への懸念を外交ルートで伝えてきている。

米国は敵基地攻撃能力やミサイル防衛、サイバーなどあらゆる手段を動員した「統合防空ミサイル防衛」戦略を採用している。日本は 2018 年改定の防衛計画大綱で「総合ミサイル防空能力」の構築を目指すとしたものの、具体的内容には踏み込んでいなかった。そうした状況のもと、日本政府は 2019 年、陸上配備型迎撃ミサイルシステム「イージス・アショア」の配備を断念した。日本は従来、弾道ミサイル防衛をイージス艦と地対空ミサイル「PAC 3」で対応してきた。海上自衛隊イージス艦は現在 8 隻体制だが、イージス・アショアに代わって弾道ミサイル防衛も負担する場合、最低でも 12~16 隻体制が必要だとの指摘がある。

大きく踏み出したのは、ロシアのウクライナ侵攻開始後の岸田文雄首相である。2021 年 12 月の国会での施政方針演説で、敵基地攻撃能力の保有についても検討する考えを示した。

2022 年末には「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略（旧防衛計画の大綱）」「防衛力整備計画（旧中期防衛力整備計画）」の戦略三文書が閣議決定され、公表された。情勢認識では「国際秩序は重大な挑戦にさらされている」とし、日本が「戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している」とした。中国については「脅威」とはしなかったが、「深刻な懸念事項」「これまでにない最大の戦略的な挑戦」という踏み込んだ表現を使った。

基本政策としては、「わが国を守る一義的な責任はわが国にある」とする一方、平和国家として専守防衛に徹し、非核三原則は堅持するという基本方針は今後も変わらないとした。「外交力・経済力を含む総合的な国力を活用し、わが国の防衛にあたる」とし、研究開発、サイバー安全保障、公共インフラ整備などを挙げた。日米同盟の深化も訴えている。

憲法及び国際法の範囲内で、専守防衛の考え方を変更することなく、武力行使の三要件を満たすことを前提に反撃能力の保有を明記した。この論理に基づけば、存立危機事態の際、集団的自衛権の行使として反撃能力の保有も認められることになる。台湾有事の際、自衛隊が米軍の活動を支援している状況のなか、米軍が攻撃を受けた場合に反撃能力の使用が法理的には可能になる。ただ、台湾有事などの際、日本がどこまで踏み込んだ対応を取るのかについては、国会などでの議論は深まっていない。

中国と米国・同盟国の原潜競争

牧野愛博

原子力潜水艦（原潜）の特徴とは何か。

潜水艦は敵から発見されにくい隠密性と巡航ミサイル、弾道ミサイル、魚雷などの多様な攻撃能力を持った兵器だ。隠密性は、陸上の移動発射台よりも高く、予防攻撃などを受けにくい特性がある。このため、核ミサイルを搭載した潜水艦は冷戦時代に、核攻撃を受けた場合の報復用核戦力として重用され、先制核使用をためらわせる重要な手段と位置づけられた。

特に、原子力潜水艦は通常動力型潜水艦よりも高い隠密性と攻撃力を持つ。通常動力型潜水艦は、ディーゼル発電機で発電した電気を電池に充電し、潜航中は電動モーターを回して推進する。電池容量が少なくなると、シュノーケル航走で水面上の空気を取り入れながら、充電する。原子力潜水艦の場合、シュノーケル航走は必要なく、敵に発見される可能性は格段に低くなる。

また、電池は航行速力の3乗で消耗するため、2倍で航走すれば8倍の電力が必要になる。各国が運用する通常動力型潜水艦の最高速度は、いずれも20ノット（約37キロ）程度だが、最高速度で航走すると電池の消耗が激しいため、巡航時はせいぜい5～6ノット（約9～11キロ）くらいの速度で移動するとされ、活動範囲が大きく制限される。また、潜水艦は攻撃をかけた際が、最も敵から発見される可能性が高まる。攻撃後、反撃をどうやって防ぐかが大きな課題になる。通常動力型潜水艦の場合、最高速度で航走できる時間が限られるため、敵を攻撃する場合、敵から隠れやすい場所を選ぶなどの制約を課されることが多い。

これに対し、原潜の場合、通常動力型潜水艦よりも高速での移動が可能になる。米バージニア級原潜は25ノット（約46キロ）、英アスチュート級原潜は29ノット（約54キロ）とされる。原潜の場合、敵を攻撃した後も最高速度で航走を継続できるため、敵の魚雷等による反撃を受けにくくなり、より多様な作戦が可能になる。

米国が台湾情勢に敏感になる理由のひとつは、中国が台湾を併合し、台湾に中国の原潜基地を作ることと恐れるからだとされる。その場合、中国原潜が太平洋に展開できる能力は格段に上がり、米本土が常に中国の核を搭載した潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）の脅威にさらされることになる。

また、原潜にはミサイル発射のプラットフォームとして、広域に活動できない場合でも大きな脅威になる。例えば、北朝鮮が原潜を保有する場合、太平洋まで展開するだけの技量はないとみられる半面、朝鮮半島南端に回り込むだけで、米韓が主に北からの攻撃を想定して展開しているミサイル防衛網を突破できる可能性が広がる。

各国の原潜保有状況はどうなっているのだろうか。現在、原潜の保有国は、米国、英国、

フランス、中国、ロシア、インドの6カ国。このほか、韓国と北朝鮮も原潜開発に意欲を示している。各国の潜水艦保有数と原潜保有数、SSBN(弾道ミサイル原子力潜水艦)を比較した場合、米国68隻(すべて原潜、うちSSBNはオハイオ級14隻)、中国66隻(原潜は11隻、うちSSBNはJIN級4隻)、ロシア56隻(原潜は33隻、うちSSBNはボレイ級など12隻)などとなっている。日本の海上自衛隊が保有する潜水艦は全て通常動力型で22隻、豪州も通常動力型潜水艦6隻となっている。

複数の専門家の証言を総合すると、米軍の原潜は従来、インド・太平洋海域で日豪両国の通常動力型潜水艦と協力してきた。この海域に展開する米軍原潜は20隻前後とみられる。米軍の原潜はこの海域全般にわたり、中国やロシアのSSBNの動きを中心に監視するとともに、この海域に進出する米空母打撃群の護衛にあたっている。潜水艦22隻体制の海自が、南西諸島や対馬・津軽・宗谷各海峡などのチョークポイントで、中国の潜水艦が第1列島線の外に出て太平洋に進出することを警戒・監視しているとみられる。6隻を運用する豪海軍は主に豪州近海からマラッカ海峡周辺くらいまでをカバーしている模様だ。通常動力型潜水艦の場合、オーストラリア北部のパースにある潜水艦基地から南シナ海に展開・帰投するだけで数週間を要する計算になる。

米英豪3カ国は2021年9月15日、新たな安全保障協力の枠組み「AUKUS」の創設を発表した。防衛科学やサイバー、人工知能(AI)、量子技術などで協力する。当面の目玉はオーストラリアによる原潜取得の支援だ。豪州戦略政策研究所(ASPI)のマイケル・シュエブリッジ防衛・戦略・国家安全保障部長は「AUKUSは中国政府が軍事力を使ったり、他国を脅かして指示に従わせる行動に出たりするコストを引き上げている。紛争を抑止する政治的意志の表明だ」とも語る¹。

豪州が原潜を保有した場合、インド太平洋の安全保障はどう変化するのだろうか。自衛隊関係者によれば、原潜の30ノット(約56キロ)以上が期待できる航行速度や充電が不要な特性を考えた場合、豪州原潜は中国周辺海域すべてで行動できるようになる。豪州は非核国であり、おそらく保有する原潜は通常型巡航ミサイルなどを装備した攻撃型原潜(SSN)になるとみられるが、西太平洋と東インド洋での広域哨戒が可能になる。海上自衛隊は2030年代には、中国海軍が5隻の空母を保有し、常に3個空母打撃群を展開できるようになると予測している稼働率を考えた場合、豪州海軍が8隻の原潜を配備すれば約5隻で常時展開ができるため、中国海軍には深刻な脅威になる。

また、米原潜は現在、横須賀を西太平洋での活動拠点としている。豪州が原潜を保有すれば、米原潜の補給や修理ができるドックが整備されることになる。米軍は2020年4月、グアムに配備していたB52戦略爆撃機5機を米本土に戻したように、なるべく米軍を中国のミサイルの射程外に置こうとしている。このため、豪州が米原潜の新たな拠点になる可能性

¹ 「対中国戦略の目玉に浮上した『オーストラリアに原子力潜水艦』計画 何がどう変わる」、朝日新聞デジタル、2021年10月5日、<https://globe.asahi.com/article/14453786>、2023年3月22日アクセス。

は高い。

さらに、米国は現在、中距離核戦力（INF）全廃条約からの離脱を受けた新たな防衛戦略を検討している。シューブリッジ氏は「高度なミサイルシステムの迅速な協力と配備と開発も、AUKUS の重要な要素だ」と語る²。検討の方向によっては、豪州が保有することになる原潜が今後、ポスト INF のプラットホームになる可能性もある。

豪州が、原潜を保有することは課題も多い。原潜を運用する要員の養成だけでも数年から 10 年かかるとみられている。豪州の安全保障に詳しい防衛省防衛研究所の佐竹知彦主任研究官（当時）によれば、そもそも豪潜水艦の退役は 2026 年から始まる予定だった。佐竹氏は「原潜の導入は 40 年ごろと言われる。豪州では既に、退役を 10 年延長することが決まったが、40 年の本格導入の前に米英から原潜をリースする案なども出ている」としている³。米英豪の 3 カ国首脳は 2023 年 3 月、豪州の原子力潜水艦の保有計画を発表した。豪州は 2030 年代に米国から最大 5 隻の原潜を購入し、40 年代前半には共同開発した新型の国産原潜の調達をめざすとした。

技術的にも、潜水艦に搭載するためには、小型の原子炉が必要であると同時に、任務遂行のために原子力発電所と同じ規模の数百メガワットの大きな電力が必要になる。潜水艦の艦齢は 30～40 年とされ、その間の燃料棒の交換を必要としない濃縮ウランも必要になる。

豪州の原潜取得については、核不拡散政策への影響が懸念されている。オーストラリアのスコット・モリソン首相は「原潜に使う濃縮ウランや原子炉技術は絶対に核兵器に転用しない。NPT（核不拡散条約）も遵守する」と説明している⁴。プルトニウム分離を可能にする、原子力発電所から出る使用済み核燃料の再処理を禁じてきた豪州だけに、原潜を保有することには課題が多い。

2021 年 9 月、ニュージーランドのジャシンダ・アーダーン首相（当時）は AUKUS 発表直後、モリソン首相に対し、ニュージーランド領海内への原潜の進入を認めない考えを伝えた。米国は豪州の原潜保有は NPT 体制に違反しなどの見方を示しているが、1980 年代には「核燃料の移転が核兵器の製造につながる」という理由でカナダの原潜保有を認めなかったこともある。現在、韓国も原潜保有に意欲を示しているが、米国は慎重な立場を崩していない。ロシアや中国は、豪州の原潜保有は NPT 違反にあたると主張している。今後、核の管理や秘密保持なども含め、解決する問題は山積している。

² 同上

³ 同上

⁴ 「AUKUS とオーストラリアへの原潜供与：NPT 下における保障措置上の課題」、笹川平和財団、https://www.spf.org/iina/articles/yuki_kobayashi_04.html、2023 年 3 月 22 日アクセス。

朝鮮半島と核問題

牧野愛博

歴史的経緯から始めよう。北朝鮮は朝鮮戦争（1950～53 年）で勝利を逃したことを教訓に、指導者の金日成が核開発を決意したとされる。1975 年、韓国中央情報部（KCIA）で北朝鮮分析を担当する局長だった康仁徳・元統一相は、脱北した対南工作を担う朝鮮労働党作戦部要員の証言を得た。この証言によれば、金日成は 1968 年、咸鏡南道にある国家科学院分院で「世界各地で米国が紛争を起こしている。食い止めるためには、米本土に核爆弾を落とすしかない。それを我々がやろうではないか」と演説した¹。北朝鮮は 1982 年、寧辺の 5 千キロワット級原子炉を稼働させた。

北朝鮮は 1994 年 10 月の米朝枠組み合意で、軽水炉 2 基の提供と引き換えに核を放棄することで合意したが、2002 年 10 月のジェームズ・ケリー米国務次官補らの訪朝の際、従来のプルトニウムを使った核開発とは別に、秘密裏にウラン型の核開発を行っていた事実が表面化し、枠組み合意は崩壊した。

2003 年に北朝鮮の核問題を扱う 6 者協議（米朝中韓日）が始まり、2005 年 9 月の共同声明で北朝鮮の核放棄が盛り込まれた。6 者協議は、北朝鮮による核の凍結、申告、検証、廃棄という手順で進むはずだったが、北朝鮮は核兵器を申告に加えることを拒否。検証でも、核物質のサンプル提供などを拒み、協議は崩壊した。

2018 年 6 月の米朝首脳会談で発表された共同声明には「北朝鮮は朝鮮半島における完全非核化に向けて努力すると約束する」という文言が盛り込まれたが、同時に「新たな米朝関係の確立」「朝鮮半島における持続的で安定した平和体制の構築」も盛り込まれた²。北朝鮮は 2023 年 3 月現在、米国による北朝鮮の敵視政策と、北朝鮮と韓国による兵器開発などへの扱いの「二重基準」を非難し、米朝対話の再開に応じていない。

北朝鮮非核化の外交努力が不調に終わっていくのを横目に、北朝鮮は核能力を高めてきた。北朝鮮は 2006 年 10 月に初の核実験を実施し、その後、2009 年 5 月、2013 年 2 月、2016 年 1 月、2016 年 9 月、2017 年 9 月の計 6 回にわたって核実験を行った。北朝鮮は 3 回目の実験(2013 年 2 月)で「核兵器の小型化と爆発力の強化を行った」と説明しており、核融合技術の一部使って爆発力を高めたブースト型核分裂爆弾（強化原爆）を使ったとみられている³。北朝鮮は 4 回目の実験（2016 年 1 月）では「水爆実験を行った」と説明し、防

¹ 牧野愛博「北朝鮮のミサイルは核兵器を運ぶ 冷戦期からの開発目標、到達近づく」朝日新聞デジタル、2022 年 6 月 8 日、<https://www.asahi.com/articles/ASQ680GDHQ66UHBI02L.html>、2023 年 3 月 23 日アクセス。

² 「トランプ、金正恩両氏が署名した共同声明全文」産経新聞、2018 年 6 月 12 日、<https://www.sankei.com/article/20180612-QWEM6WK5R5JE7LABOWJUP7WEMA/>、2023 年 3 月 23 日アクセス。

³ 「北朝鮮が 3 回目の核実験 『爆発力大』『小型・軽量化』」産経新聞、2013 年 2 月 12 日、https://www.nikkei.com/article/DGXNASGM1206A_S3A210C1000000/、2023 年 3 月 23 日アクセス。

衛相は 6 回目の実験の爆発規模について「過去最大規模であり、TNT 換算で約 160 キロトン」(広島型原爆は約 15 キロトン) だとした。

こうした経緯から、北朝鮮の核爆弾はある程度、小型化を達成している可能性がある。日本の 2020 年版の防衛白書(2020 年 7 月公表)は「北朝鮮は、わが国を射程に収めるノドンやスカッド ER といった弾道ミサイルについては、実用化に必要な大気圏再突入技術を獲得しており、これらの弾道ミサイルに核兵器を搭載してわが国を攻撃する能力を既に保有しているとみられる」との見方を示した⁴。ちなみに、弾頭積載重量は、ノドン(射程 1300 キロ)が 700~1200 キロ、スカッド ER(射程 1000 キロ)が 300 キロとされる。世界各国が保有する核弾頭の重量は、米国 100 キロ、中国 300 キロ程度だとされている。

北朝鮮は 2017 年 11 月、米東海岸まで到達する能力がある大陸間弾道ミサイル(ICBM)「火星 15」(射程 1 万キロ以上)の試射に成功した。ただ、火星 15 については、大気圏再突入能力が疑問視されている。韓国国防研究院(KIDA)で長年、北朝鮮の軍事研究に携わった金振武・韓国淑明女子大国際関係大学院教授は 21 年 12 月、筆者(牧野)の電話取材に対し、「火星 15 の場合、大気圏再突入の温度は 7 千度から 1 万度になる。弾頭内の温度が 45 度以上になると、電線などがショート・融解して起爆できない」と証言した。北朝鮮には大気圏再突入時に発生するプラズマ放電などを再現する実験施設も確認されていない。

また、北朝鮮は 2019 年から、ロシア製のイスカンドルに似た KN23、米軍の地对地ミサイル ATACMS に似た KN24 などの短距離弾道ミサイルの試験発射を続けた。いずれも変則軌道を取るため、従来の弾道ミサイル防衛(BMD)では迎撃しにくい兵器だ。潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)の開発と試射も続けている。いずれも、固体燃料を使っているため、迎撃や反撃に使える時間も短くなる。2021 年 9 月には、北朝鮮は「極超音速滑空弾の実験を行った」と発表した。いずれも、日米が主導する BMD を突破するための兵器開発だとみられている⁵。北朝鮮は 2022 年には 70 発前後の弾道ミサイルを発射した。このなかには、新型の ICBM「火星砲 17」も含まれている。2023 年 2 月の軍事パレードでは、固体燃料を使った ICBM とみられる機体も公開した。

北朝鮮が保有する核弾頭の数はいくつなのか。秘密のベールに包まれているが、スウェーデンのストックホルム国際平和研究所(SIPRI)が 2021 年 6 月に発表した、北朝鮮の 2021 年 1 月時点での核弾頭推定保有数は 40 から 50 個。SIPRI の推計値では最近、北朝鮮の核弾頭は毎年 10 個のペースで増えている⁶。

韓国の国防白書などによれば、北朝鮮は寧辺にある原子炉で年間 6 キロの兵器用プルト

⁴ 「令和 2 年版防衛白書」、防衛省・自衛隊、2020 年 7 月、
http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2020/pdf/index.html、2023 年 3 月 23 日アクセス。

⁵ 防衛省による北朝鮮核実験と弾道ミサイル発射実験の分析資料(2021 年 3 月)は以下を参照。
https://www.mod.go.jp/j/approach/surround/pdf/dprk_bm.pdf、2023 年 3 月 23 日アクセス。

⁶ SIPRI Yearbook 2022, SIPRI, <https://sipri.org/sites/default/files/YB22%2010%20World%20Nuclear%20Forces.pdf>,
accessed March 20, 2023.

ニウムを生産できる⁷。プルトニウム型核弾頭 1 個から 1・5 個に相当する。国際原子力機関 (IAEA) は、2018 年末から停止していた原子炉が 21 年 7 月ごろから運転を再開したとみており、核兵器増産につながる危険が懸念されている。北朝鮮は寧辺にウラン濃縮施設も持っている。拡張を続ける施設の規模から、遠心分離機が 4 千基程度あるとみられる。カンソンなど他の施設で更に濃縮作業を行い、年間 100 キロの高濃縮ウランを生産できるとされる。ウラン型核弾頭 4～5 個分に相当する。米韓などは、北朝鮮が他にもウラン濃縮施設を保有しているとみている。関係国の間では、北朝鮮が年間 10 個のペースで核弾頭を生産しているという見方はほぼ、定着している。

北朝鮮の核戦略はどのようなものなのだろうか。北朝鮮軍は戦略軍 (旧: 戦略ロケット軍) が弾道ミサイルを担当している。金正恩党総書記は 2018 年 1 月の新年の演説で「米国の全域がわれわれの核攻撃の射程圏内にあり、核のボタンは私の事務室の机に常に置かれている。これは威嚇ではなく現実だ」と語った⁸。しかし、北朝鮮による核搭載ミサイルの保管や、発射に至る指揮系統については全く明らかになっていない。そうした中で北朝鮮は 2018 年 4 月の朝鮮労働党中央委員会総会で、「核兵器と運搬手段のミサイルが完成した」として、核実験と ICBM の発射実験の中止を決め、核開発と経済改革を同時に進める「並進路線」の完成を宣言した。金正恩氏は 2019 年 1 月の新年の演説では「我々は既にこれ以上核兵器の製造、実験をせず、使用、拡散もしないということを内外に宣布し、さまざまな実際の措置を講じた」と語った⁹。ただ、金与正党副部長は 2021 年 8 月 20 日に発表した談話で「われわれは、日増しに増大する米国の軍事的威嚇に対処するための絶対的な抑止力、すなわちわれわれに反対するいかなる軍事的行動にも迅速に対応できる国家防衛力と強力な先制攻撃能力をさらに強化することに一層拍車を掛ける」とも語っている¹⁰。

北朝鮮は通常兵器の老朽化が著しい。空軍の主力戦闘機のミグ 21 は、ベトナム戦争時代に活躍した兵器。韓国軍の最新鋭ステルス戦闘機 F35 には全く歯が立たない。陸軍の主力戦車も、1970 年代に生産が終了したとされる T62 だ。こうした実情を踏まえてのことと考えられるが、上述した通り、北朝鮮は ICBM の開発を続ける一方、2019 年からは「使える核兵器」としての短距離弾道ミサイルの開発を本格化させている。

北朝鮮による核軍縮・核廃棄の行方はどうか。北朝鮮の核をめぐり、従来は米朝枠組み合

⁷ 「北朝鮮の核開発、いまだどこまで進んでいる? 金正恩氏が目指す『使える核兵器』」、朝日新聞デジタル、2021 年 12 月 10 日、<https://globe.asahi.com/article/14498552>、2023 年 3 月 23 日アクセス。

⁸ 「金正恩氏『核のボタンが私の机に』 新年演説で威嚇」、日本経済新聞、2018 年 1 月 1 日、<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO25281410R00C18A1000000/>、2023 年 3 月 23 日アクセス。

⁹ 「金正恩党委員長『新年あいさつ』全文 5/5」GLOBAL NEWS ASIA、2019 年 1 月 2 日、<https://globalnewsasia.com/article.php?id=5420&country=1&p=2>、2023 年 3 月 23 日アクセス。

¹⁰ 西岡省二、「金与正氏が『希望か絶望か』と迫っても米韓は折れず——朝鮮半島は再び対決局面へ」Yahoo! JAPAN ニュース、2021 年 8 月 10 日、<https://news.yahoo.co.jp/byline/nishiokashoji/20210810-00252508>、2023 年 3 月 23 日アクセス。

意（1994 年）によって「経済的な対価と引き換えに放棄が可能」とする主張もあった。部分的な合意では意味がないとして、その後の 6 者協議では日米などとの国交正常化などを含む「グランドデザイン」を描いたうえで、段階的に接近するという手法が採られた。6 者協議も失敗すると、「北朝鮮は独裁国家だから、最高指導者と合意すれば解決する」として、2018 年 6 月と 2019 年 2 月に米朝首脳会談が行われた。

これらの試みがことごとく失敗したため、現在は「北朝鮮は、現在の独裁体制が続く限り、核軍縮には応じて、核放棄には応じない」とする見方が定説となっている。

米国のバイデン政権は 2021 年 4 月に新しい北朝鮮政策をまとめたが、「調整された現実的アプローチ」（2021 年 4 月 30 日のホワイトハウスのジェン・サキ報道官記者会見）とされる¹¹。最終的に核廃棄という目標は捨てないものの、段階的に核を減らしていく、限りなく核軍縮に近いアプローチだとみられる。

ジョー・バイデン政権は「無条件での米朝対話再開」を呼びかけているが、2021 年 12 月 31 日に閉幕した朝鮮労働党中央委員会総会でも、新たな対米方針については明らかにされなかった。北朝鮮は現在、米国に対して「米国による北朝鮮敵視政策と、（北朝鮮と韓国の軍事開発を差別して扱う）二重基準の撤廃」を対話の条件としている。北朝鮮が語る「敵視政策」とは米韓合同軍事演習や国連制裁などを意味するとみられ、バイデン政権はいずれにも応じる姿勢を示していない。このため、北朝鮮の核開発が凍結、縮小に向かう道筋は全く見えていない。

以上のような核兵器に関する北朝鮮の動きは、近隣諸国や米国との外交上・軍事上の関係にどのような影響を及ぼすのだろうか。米韓両国は 2021 年 12 月 2 日、ソウルで米韓定例安保協議（SCM）を行った。ロイド・オースティン米国防長官と徐旭・韓国国防相は共同声明で、北朝鮮の核とミサイルに対応するため、米韓共同作戦計画を更新するための新たな戦略企画指針（SPG）を承認した。韓国の専門家などによれば、米韓両軍は、朝鮮戦争と同じような大規模な陸上戦闘を想定した作戦計画「5027」と、これに局地戦闘やミサイル攻撃への基本対処方針を加えた「5015」などを保有しているとされる。新たな SPG は、北朝鮮が核搭載ミサイルで韓国や在韓米軍を攻撃するという想定のもと、予防攻撃（preventive attack）などを含む新たな指針だとみられ、これに沿った新作戦計画が策定されることになる。

日本の岸田文雄首相も 2021 年 12 月の施政方針演説で「敵基地攻撃能力も含め、あらゆる選択肢を排除せず現実的に検討する」としている¹²。日本政府は 2022 年 12 月に発表した国家安全保障戦略で反撃能力（敵基地攻撃能力）の保有を明記した。ただ、北朝鮮は移動発射台を 200 両程度保有しているとされ、反撃能力だけでは北朝鮮の核ミサイル攻撃を抑止

¹¹ 「米政権、北朝鮮政策を見直し 『現実的アプローチ』へ」、朝日新聞デジタル、2021 年 5 月 1 日、<https://www.asahi.com/articles/ASP5134QJP51UHB1007.html>、2023 年 3 月 23 日アクセス。

¹² 「第二百七回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説」首相官邸、2021 年 12 月 6 日、https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2021/1206shoshinhyomei.html、2023 年 3 月 23 日アクセス。

できないという指摘が出ている。反撃能力は、実際に北朝鮮のミサイルを発射前に破壊する「対処力」としてではなく、同等の被害を北朝鮮にも与えることで発射を思いとどまらせる「抑止力」としての機能が期待される状況になっている。

韓国統一研究院が 2021 年 12 月にまとめた世論調査によれば、韓国独自の核保有を求める人が 71.3%、在韓米軍の戦略核再配備を求める人が 61.8%に及んだ¹³。米国や中国は、北朝鮮の核保有が日本や韓国、台湾を刺激する「東アジアの核ドミノ現象」を警戒している。さらに、在韓米軍のロバート・エイブラムス前司令官は 2021 年 12 月に公開された米政府系放送局「Voice of America」とのインタビューで、米韓連合軍が対象とする脅威について、従来の北朝鮮だけではなく、中国も含めるべきだとの考えを示した¹⁴。米国と中国の覇権争いが激しくなるなか、米国のインド太平洋戦略は中国に集中せざるをえなくなり、米国の北朝鮮に対する抑止力が影響を受ける可能性もある。

¹³ 「韓国人の 7 割が核保有を望むのはなぜか 韓国の世論調査を読み解く」、朝日新聞デジタル、2022 年 1 月 12 日、<https://globe.asahi.com/article/14519370>、2023 年 3 月 23 日アクセス。

¹⁴ 「前在韓米軍司令官の本音と建前」、HANKYOREH、2021 年 12 月 28 日、<http://japan.hani.co.kr/arti/politics/42134.html>、2023 年 3 月 23 日アクセス。

気候変動と軍事安全保障

牧野愛博

気候変動問題の沿革をみておこう。日本でこの問題に大きな注目が集まったのは、1997年に京都で行われた国連気候変動枠組み条約第3回締約国会議（COP3）だった。ここで合意された京都議定書は、1990年比で、2008年～2012年の間に削減する温室効果ガスの目標を日本6%、米国7%、欧州連合（EU）8%などとした¹。京都議定書そのものは法的拘束力を有するものであるが、こうした数値目標は努力目標であったことから実際の拘束力には限界があった。

2015年12月にフランスのパリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）では、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、「パリ協定」が採択された。京都議定書で削減努力目標を受け入れた先進諸国は長らく、中国、インドなどの新興諸国による削減の義務化を求めてきたが、「すべての国による取り組み」が求められることが「パリ協定」に盛り込まれた²。中国に「パリ協定」で削減責任を持たせることをねらっていたバラク・オバマ大統領の外交成果となった。

温室効果ガスを多量に排出する米国では総じて、共和党政権になると気候変動問題への関心が低くなる傾向がある。ジョージ・W・ブッシュ政権は京都議定書から離脱し、ドナルド・J・トランプ政権は、気候変動への国際的な取り組みを決めた2015年の「パリ協定」から離脱した。

2021年4月22、23の両日には、ジョー・バイデン米政権が主導した気候変動サミットが、40カ国・地域の首脳が参加してオンライン形式で行われた。温室効果ガスの排出量について、2030年までに米国は2005年比で50～52%を、日本は2013年比で46%をそれぞれ削減するとするなど、各国が野心的な目標を掲げた。ただ、「パリ協定」以降、中国やインドを引き入れるためには法的拘束力を持つ国際約束を作るのは無理だという判断から、自発的な目標でも構わないことになっている。

こうした状況のなか、国連の「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」第1作業部会は2021年8月9日、世界の平均気温が今後約20年で、産業革命前よりも1.5度上昇する可能性があるとした報告書を公表した。IPCC報告書は、現状のままでは、自然災害がより頻繁に、そして激しく発生すると警告³。国連のアントニオ・グテーレス事務総長が「人類全

¹ 「気候変動に関する国際連合枠組条約京都議定書（和文）」、環境庁、1997年12月、<https://www.env.go.jp/earth/cop3/kaigi/kyoto01.html>、2023年3月22日アクセス。

² “Conference of the Parties: Report of the Conference of the Parties on its twenty-first session, held in Paris from 30 November to 13 December 2015,” United Nations Framework Convention on Climate Change, January 20, 2016, <http://unfccc.int/resource/docs/2015/cop21/eng/10a01.pdf>, March 22, 2023.

³ “Climate Change 2021 the Physical Science Basis,” IPCC, August 9, 2021,

体にとっての非常事態だ」とする声明を発表する事態にまで至っている⁴。

2021 年もギリシャやイタリアなどで大規模な山火事が続く一方、ニューヨークなど米東部で大雨による大規模な被害が発生した。また、米国の研究機関、ウッドウェル気候研究センター（WCRC）などは同年 7 月、気候変動が北朝鮮に及ぼす影響に関する報告書を発表した⁵。「気候変動が、既に不安定な北朝鮮の状況をさらに悪化させる」と警告した。報告書によれば、気候変動の影響で、北朝鮮の穀倉地帯でのコメ生産が不作に陥る頻度が、従来の 7 年に 1 回から 5 年に 1 回になると予測した。平壤では 2020 年の梅雨の時期、市内中心部を流れる大同江にかかる橋が 2 度、通行止めになった。平壤市内で洪水が発生する可能性は、従来を 100 年に 1 度とした場合、2050 年までに 34 年に 1 度にまで悪化する。北朝鮮沿岸の海面は 2050 年までに 0・3 メートル上昇。年間、約 55 万 3 千人が洪水被害を受けるとされる。日本海側の元山近くにある金正恩氏の別荘や海岸の観光施設なども水害に遭う可能性があるという。

さらに、報告書は 2020 年、北朝鮮の寧辺核施設の一部が、近隣を流れる九龍江の氾濫で被害を受けたと指摘した。1971～2000 年の間を 100 年に 1 回とした場合の洪水発生率（毎年、1%の発生確率）が、2050 年までには 68 年に 1 回になるという。報告書は「洪水は核分裂物資の生産と原子炉の安全な機能に脅威を与える可能性がある」と指摘した。北朝鮮の潜水艦基地がある日本海側の新浦も気候変動による被害を受ける可能性が高いという。

気候変動が安全保障に与える影響については幾つかの類型がある。第 1 に前述した北朝鮮の核関連施設への被害など、気候変動が風水害に脆弱な基地の機能を低下ないし麻痺させる可能性である。第 2 に気候変動への対応から化石燃料が使われなくなることの影響が挙げられる。化石燃料を使っている軍事装備を、再生エネルギーに転換する必要がある。第 3 に気候変動に伴う安全保障情勢の変化が挙げられる。化石燃料への需要が減るため、油田がある中東地域などへの安全保障上の関心が下がるだろう。逆に、気温上昇による氷山の融解などから北極海航路への関心が高まっている。また、気候変動に伴う飢餓の発生から、軍隊の出動が必要な事態を招くことへの懸念も高まっている。

第 4 に「気候同盟」とも呼ばれる、気候変動問題を介した国家間の関係に変化が起ころう。中国の習近平国家主席は 2021 年 9 月、国連総会でのビデオ演説で、発展途上国のグリーン・低炭素エネルギーの開発を支持し、中国の国外での石炭火力発電所の新規建設を行わない考えを示した。中国が掲げる巨大経済圏「一帯一路」構想を巡り、関係諸国から支持を得る為の切り札として、気候変動問題を扱う意欲を示したとも受け止められている。これに

https://report.ipcc.ch/ar6/wg1/IPCC_AR6_WGI_FullReport.pdf, accessed March 22, 2023.

⁴ “IPCC report: ‘Code red’ for human driven global heating, warns UN chief,” UN News, August 9, 2021, <https://news.un.org/en/story/2021/08/1097362>, accessed March 22, 2023.

⁵ 「金正恩氏の別荘も被害？ 気候変動が北朝鮮を襲ったら、の予想図」、朝日新聞デジタル、2021 年 9 月 24 日、<https://globe.asahi.com/article/14445465>、2023 年 3 月 22 日アクセス。

対し、日米は「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP) 構想」を掲げるが、米中のいずれが、気候変動で影響力を行使できるグリーン・低炭素エネルギーの開発に成功するかどうかは予断を許さない状況だ。

米国は日米韓協議の席で、気候変動に対する協力の重要性を取り上げている。韓国も、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指し、2023 年に開催される予定の国連気候変動枠組み条約第 28 回締約国会議 (COP28) の誘致にも乗り出している。

気候変動が及ぼしうる軍事安全保障への影響について、さらに詳しくきておきたい。自衛隊の元空将で技術革新や気候変動を巡る安全保障にも詳しい長島純・防衛大学校総合安全保障研究科非常勤講師によれば、米国が気候安全保障に取り組み始めた一つの出発点は、オバマ大統領が 2010 年 3 月に行った演説だという。オバマ大統領は演説で、バイオマス燃料で飛ぶ F18 戦闘機の試験飛行に触れ、航空燃料の代替燃料への転換という画期的な発表を行った。長島氏は「化石燃料は軍にとって生命線であり、また、大きな弱点でもあった。アフガニスタンやイラクへの派兵において、米軍は燃料の輸送や補給の活動中、多くのテロ攻撃を受け、多大な犠牲を出してきた。エネルギーの巨大な消費者と言われる軍隊にとって、多くの犠牲を許容しても、化石燃料の確保は最優先課題であり続けた。しかし、それは、軍隊にとって、最大の脆弱性をかかえ続けることを意味した」と語る。

トランプ政権時代、米国の気候変動に対する関心は一時的に下がったが、バイデン政権は再び、気候変動に焦点を当てている。2021 年 4 月にオンライン形式で主催した気候変動サミットの安全保障分科会では、ロイド・オースティン米国防長官が、気候変動を「実存する脅威」と指摘し、米軍による気候変動の影響評価と対応を本格化させている。

長島氏は、日米が重視するインド太平洋地域の安全保障について「北極圏やサハラ以南のアフリカと並び、気候変動の影響を最も受ける危険がある」と語る。事実、ヒマラヤ氷河の融解による災害や海面上昇、飢餓や干ばつなどが負の連鎖的に起こりやすいことが懸念されている。

日本の取り組みはどうか。日本は米国に比べ、気候変動を安全保障問題として位置づける動きは遅かった。長島氏が自衛隊将官として初めて国家安全保障局 (NSS) 審議官に就任した 2014 年当時ですら、気候変動を安全保障と捉える見方は一般的ではなかったという。

ただ、2021 年 7 月に発表された 2021 年度版防衛白書は、「気候変動を安全保障上の課題と捉える動き」が各国に広がっていると指摘した⁶。防衛省は同年 5 月、再生エネルギーの使用などを検討するタスクフォースを発足させた。白書は増え続ける自衛隊の災害救助活動のため、一部の訓練に支障が出ているほどである事実も明らかにした。気候変動を重視するバイデン米政権に歩調を合わせた活動の結果とも言える。実際、長島氏は「この 10 年間で、世界の安全保障環境は激変した」と指摘する。気候変動の影響は、宇宙やサイバーなど

⁶『令和 3 年版防衛白書』、防衛省・自衛隊、2021 年 8 月、
http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2021/w2021_00.html、2023 年 3 月 22 日アクセス。

とともに、新たな安全保障上のゲームチェンジャーとして注目を浴びているという。

長島氏は最終的には、価値を共有する日米欧と「内製化」（米中摩擦の中で、サプライチェーンの分断を懸念する中国が、自己完結的な生産活動態勢へとシフトすること）を進める中国との間で、高度な先進技術の獲得を巡って二極ブロック化していくことはやむを得ないと予測する。「温室ガスを削減するためには、中国と協力せざるを得ないが、国力を左右する先端技術で中国の優位性を認めることはできない。難しい問題だ」とも指摘する⁷。

こうした状況下、気候変動を巡る安全保障の枠組みについて、「気候同盟」の構築も視野に入れて、自由や民主主義などの価値を共有する国々と協力すべきだとする指摘も出ている。2021 年版防衛白書にも、山林火災や豪雨被害への災害救助活動の事例がずらりと並んだ。白書は「近年、大規模かつ長期間の災害派遣活動が増えており、災害派遣活動中に、当初予定していた訓練を行うことができず、訓練計画に見込んでいた部隊の練度の維持・向上の達成に支障を来すこともあった」と率直に認めた⁸。

長島氏は「自衛隊が気候変動についてどこまで関与するのか、豪州や NATO（北大西洋条約機構）のように米国の同盟国として防衛費を増額しなくて良いのか、優れた民生先端技術の取り込みをいかに早く、どこまで進めるのかなど、防衛省と自衛隊だけでは決められない課題も多い」と指摘する。同時に、「最近の国際的な安全保障環境は激変している。指数関数的な技術の進化とともに、その変化のスピードもより速くなっている」と警告する。

日本政府は 2022 年 12 月に決定した新たな国家安全保障戦略のなかで、日本の戦略的アプローチを構成する主な方策の一つとして、気候変動対策を挙げた。気候変動について「人類の存在そのものに関わる安全保障上の問題」と定義した。また、「同盟国・同志国を含むあらゆるステークホルダーと連携して、国内外での取組を主導していく。具体的には、2030 年度において温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減、2050 年までのカーボンニュートラル実現に向けた、再生可能エネルギーや原子力の最大限の活用を始めとするエネルギー・産業部門の構造転換、大胆な投資によるイノベーションの創出等を通じ、脱炭素社会の実現に向けて取り組む」としたうえで、「気候変動が国際的な安全保障環境に与える否定的な影響を最小限のものとするよう、国際社会での取組を主導する」などの方針を示した。

⁷ 「気候変動が私たちの安全保障に直結する 防衛白書にも書かれた『気候安全保障』」、朝日新聞デジタル、2021 年 8 月 11 日、<https://globe.asahi.com/article/14414804>、2023 年 3 月 22 日アクセス。

⁸ 同上、469 頁。

著者紹介（執筆順）

吉田 文彦 (YOSHIDA, Fumihiko)

RECNA センター長・教授

東京大学文学部卒、朝日新聞社入社。2000 年より論説委員、論説副主幹。その後は、笹川平和財団常務理事、国際基督教大学 (ICU) 客員教授、米国のカーネギー国際平和財団客員研究員などを経て現職。長崎大学刊行、RECNA 編集の国際学術誌「Journal for Peace and Nuclear Disarmament」(J-PAND) の創刊編集長。大阪大学にて博士号 (国際公共政策)。主な著書は『核解体』『迫りくる核リスク』(岩波新書)、『核のアメリカ』(岩波書店)。

中尾 麻伊香 (NAKAO, Maika)

広島大学人間社会科学研究科 准教授

専門は科学史。東京大学総合文化研究科で博士号 (学術) を取得後、長崎大学原爆後障害医療研究所助教などを経て現職。単著に、『核の誘惑——戦前日本の科学文化と「原子力ユートピア」の出現』(勁草書房、2015 年)、『科学者と魔法使いの弟子』(青土社、2019 年)。近年の業績に、“Radium Traffic: Radiation, Science, and Spiritualism in Early Twentieth-Century Japan,” Medical History, Vol. 65-1 (2021), 「「反核」「平和」と原爆被害をめぐる言説」『平和研究』57 号(2022 年)など。

西田 充 (NISHIDA, Michiru)

長崎大学多文化社会学部 教授 (兼 RECNA 教授)

専門は、軍備管理・軍縮・不拡散。主な著書は、『核の透明性——米ソ・米露及び NPT と中国への適用可能性』(単著)、『NPT—核のグローバル・ガバナンス』(共著)。外務省にて長年、軍縮不拡散専門官として軍縮不拡散分野に従事 (在米日本国大使館、軍備管理・軍縮課、ジュネーブ軍縮会議日本政府代表部、不拡散科学原子力課など)。ミドルベリー国際大学院モントレー校で不拡散を専攻。一橋大学で博士号 (法学) 取得。

向 和歌奈 (MUKAI, Wakana)

亜細亜大学国際関係学部国際関係学科 准教授

東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了 博士(法学)。専門は、国際政治、軍備管理・軍縮問題。東京大学政策ビジョン研究センター 特任研究員特任助教を経て現職。著書は、「核軍縮・不拡散政策と日本の選択——葛藤の継続と変容」日本軍縮学会編『軍縮・不拡散の諸相』(信山社、2019 年)、「核軍縮の試みに見る核抑止概念の固定化への一考察」(『国際政治』第 203 号、2021 年) など。

河合 公明 (KAWAI, Kimiaki)

RECNA 教授

専門は国際人道法。創価学会平和委員会事務局長等を務めた後、2019 年 10 月より戸田記念国際平和研究所主任研究員。日本軍縮学会（理事）。核兵器廃絶日本 NGO 連絡会（事務局）。国際政治学修士（青山学院大学）。長崎大学大学院多文化社会学研究科博士課程（後期）在学中。主要業績に “Japan’s Reliance on US Extended Nuclear Deterrence: Legality of Use Matters Today,” *Journal for Peace and Nuclear Disarmament*, Vol. 5, Issue 1 (2022), pp. 162-184.

堀部純子 (HORIBE, Junko)

名古屋外国語大学 准教授

専門は、核セキュリティ・不拡散。主な著書は、『核軍縮不拡散の法と政治』（共著）。ジュネーブ軍縮会議日本政府代表部専門調査員、外務省、国際原子力機関、原子力規制庁などで核軍縮、核不拡散、核セキュリティ業務に従事。ミドルベリー国際大学院モントレイ校で不拡散を専攻。

樋川和子 (HIKAWA, Kazuko)

大阪女学院大学・大学院 教授

専門は核軍縮・核不拡散。主な著書は『NPT一核のグローバル・ガバナンス』（共著）。1995 年外務省入省。軍備管理軍縮課、在ウィーン国際機関日本政府代表部、在アメリカ日本大使館、不拡散・科学原子力課、在イラク日本大使館、女性参画推進室などで勤務（2013 年 8 月～2019 年 12 月まで外務省軍備管理・軍縮・不拡散専門官）。2020 年 4 月から現職。

遠藤誠治 (ENDO, Seiji)

成蹊大学法学部 教授

東京大学大学院法学政治学研究科修士課程修了。国際政治学。編著『国家安全保障の脱構築：安全保障を根本から考え直す』（法律文化社, 2023 年）、共編著『第 3 の核時代：破滅リスクからの脱却』2021 年、共著『日本のオルタナティブ：壊れた社会を再生させる 18 の提言』（岩波書店, 2020 年）、『シリーズ日本の安全保障』全 8 巻（岩波書店, 2014～2015 年）。

牧野 愛博 (MAKINO, Yoshihiro)

朝日新聞外交専門記者（広島大学 客員教授）

大阪商船三井船舶（現・商船三井）勤務を経て 1991 年、朝日新聞入社。政治部、全米民主主義基金（NED）客員研究員、ソウル支局長、編集委員などを経て、2021 年 4 月より現職。著書に「絶望の韓国」（文春新書）、「金正恩の核が北朝鮮を滅ぼす日」（講談社＋α 新書）、「ルポ金正恩とトランプ」（朝日新聞出版）、「ルポ断絶の日韓」（朝日新書）、「沖縄有事 ウクライナ、台湾、そして日本——戦争の世界地図を読み解く」（文藝春秋）など。

（以上）

**Research Center for Nuclear Weapons Abolition,
Nagasaki University(RECNA)**
長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)

1-14 Bunkyo-machi, Nagasaki, 852-8521, Japan
〒852-8521 長崎市文教町1-14

TEL. +81 95 819 2164 / FAX. +81 95 819 2165
[E-mail] recna_staff@ml.nagasaki-u.ac.jp
<http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp>